

# レジャー・レクリエーション研究

## 第 60 号

### 〈原 著〉

国民休暇村の景観構成の特徴とその評価に関する研究

—近江八幡と大山鏡ヶ成を事例に—

加治 隆・油井正昭 ..... 1

地域文化に対する享受能力がコミュニティへの帰属意識に及ぼす影響

—地域文化を活かしたまちづくりの有効性の検討—

長積 仁・佐藤充宏・松永敬子・榎本 悟 ..... 15

「レジャー活動」と「レクリエーション」に関する

ランダム化比較試験のシステムティック・レビュー

上岡洋晴・津谷喜一郎・高橋美絵・本多卓也・森山翔子

武藤芳照・山田有希子・眞喜志まり・下嶋 聖 ..... 29

現代日本社会の親密性における自己開示の条件に関する考察

—広島県西部のトライアスロン競技愛好者の事例から—

浜田雄介 ..... 39

台湾国家公園の発展と多様な主体の参画に関する研究

涂 智益・下島 聖・栗田和弥・麻生 恵 ..... 55

### 〈第37回学会大会 特別セッション〉

レジャー・レクリエーションの充実に寄与するオリンピック・レガシー ..... 71

〈日本レジャー・レクリエーション学会 会則及び諸規定他〉

〈日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則設置の趣旨他〉

〈レジャー・レクリエーション研究 投稿規定・原稿作成要領・投稿票〉

〈「日本レジャー・レクリエーション学会賞」候補者推薦のお願い〉

日本レジャー・レクリエーション学会

2008年 3 月

# 国民休暇村の景観構成の特徴とその評価に関する研究

—近江八幡と大山鏡ヶ成を事例に—

加治 隆<sup>1</sup> 油井正昭<sup>2</sup>

## Study on the structural feature of the landscape and evaluation of the landscape in the National Park Resort Villages

— Focusing on the evaluations of Oumi and Daisen Resort Village —

Takashi Kaji<sup>1</sup>, Masaaki Yui<sup>2</sup>

### Abstract

The purpose of this study is to find out how visitors evaluate the surrounding landscape and the view from the hotel at Oumi-hatiman National Park Resort Village (Oumi Resort Village) and Daisen-kagamiganaru National Park Resort Village (Daisen Resort Village)

The evaluation of the surrounding landscape and views were conducted by questionnaire from October 1st to the 31st in 2002. There were 12 criteria evaluated by the questionnaire and there was one view chosen as the most impressive by visitors.

Oumi Resort Village and Daisen Resort Village received high marks from visitors for their surrounding landscape and views. In particular, the quality of the natural environment, unobstructed views and the soothing and aesthetical value were given the highest praise. Visitors gave lower marks to the variety and visibility of wildlife.

The visitors were given 4 features of landscape elements of the area for evaluation : mountains, forests, headlands and picnic grounds. As a result, the Okinoshima Island located near Oumi Resort Village and picnic grounds in Daisen Resort Village were chosen as the most impressive landscape elements.

### 1. 研究の背景と目的

国民休暇村(平成13年(2001)に「休暇村」と改称。以下「休暇村」とする。)は、国立・国定公園の集団施設地区計画に基づいて宿泊施設を中心に園地、野営場、スキー場などを整備し、国民の風景観賞、休養、野外レクリエーションに資する自然公園利用の拠点である。休暇村は昭和36年(1961)から国および都道府県並びに(財)休暇村協会が整備し、管理運営は(財)休暇村協会が行な

っている。

現在、休暇村は図1に示すとおり全国に36カ所、平成17年度の利用者数は389万9千人に及んでいる。休暇村(集団施設地区)に関する研究としては、休暇村の計画に関する研究<sup>1)</sup>、集団施設地区の立地タイプの研究<sup>2)</sup>、集団施設地区の景観に関する研究<sup>3)</sup>、休暇村におけるインタープリテーションに関する研究<sup>4)</sup>、休暇村の空間構造に関する研究<sup>5)</sup>などがあるが、休暇村の景観構成、評

1 東京環境工科専門学校 Tokyo Collage of Environment

2 桐蔭横浜大学医用工学部 Faculty of Biomedical Engineering, Toin University of Yokohama

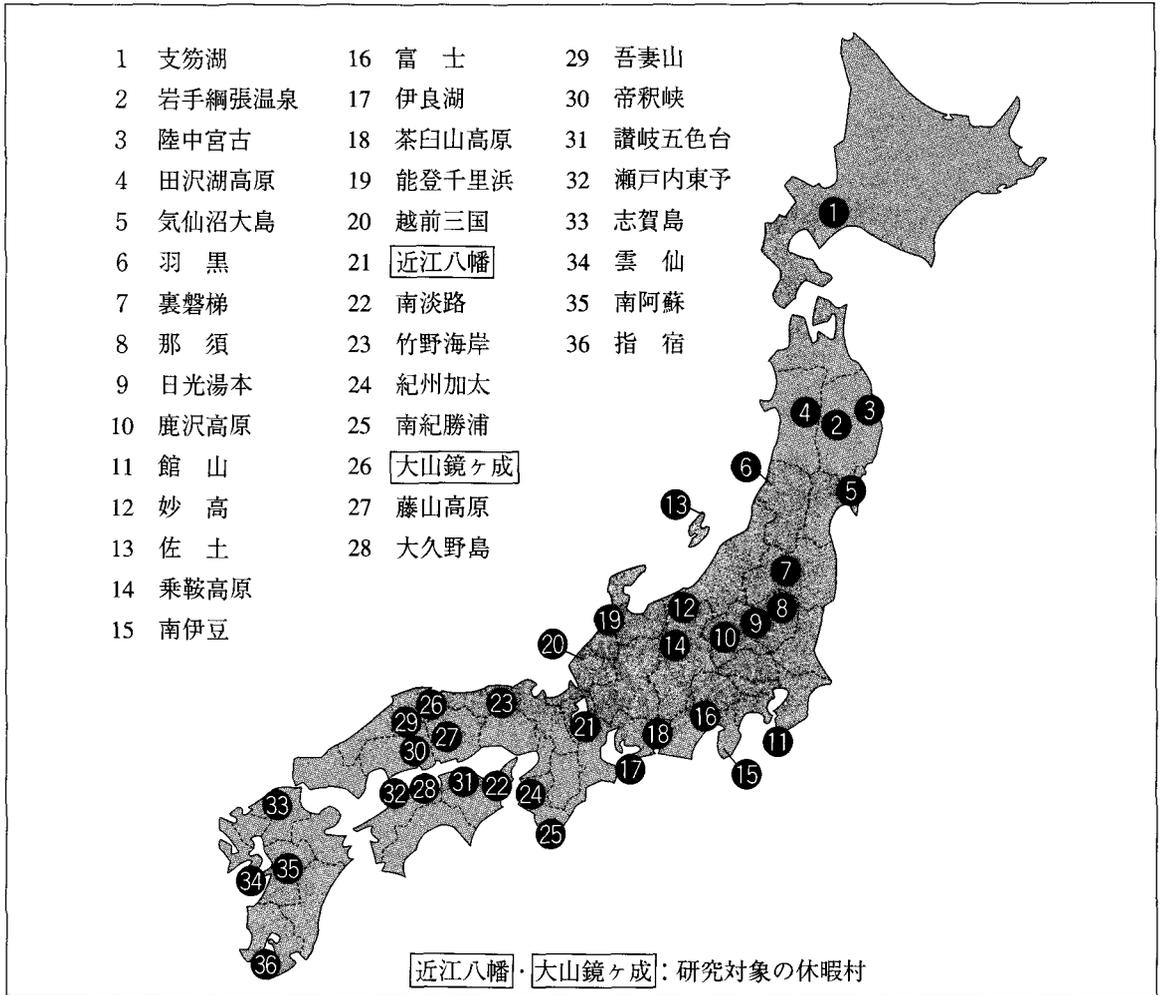


図1 休暇村の立地分布(2006年現在)

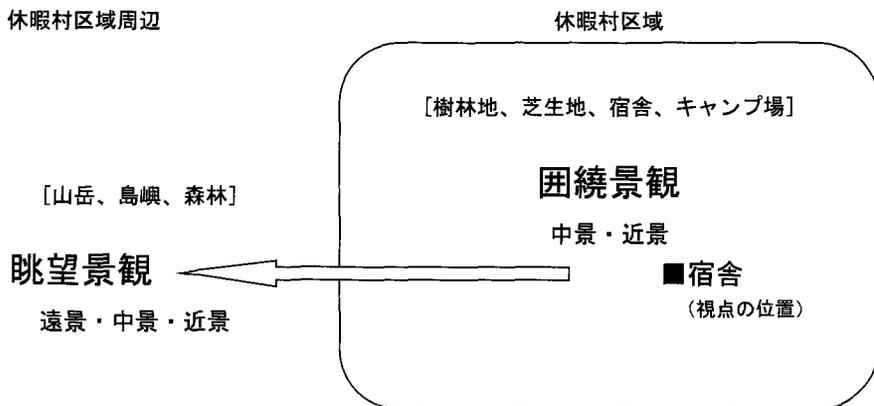


図2 休暇村の景觀区分

価に関する研究は行なわれていない。

本研究は、休暇村区域内における施設空間を中心とする圍繞景観、休暇村区域周辺の主要な眺望対象を展望する眺望景観に分け、それぞれの景観について休暇村来訪者に対するアンケートによって評価を行い、その結果を分析・検討して、休暇村景観の特徴および立地や施設との関連について考察することを目的とした。

## 2. 研究方法

### (1) 研究対象の休暇村

研究対象の休暇村は、36ヵ所のうち立地環境の異なる2ヵ所とした。水辺の休暇村として休暇村

近江八幡(以下「近江八幡」とする)を、山地の休暇村として休暇村大山鏡ヶ成(以下「大山鏡ヶ成」とする)を選定した。

なお、近江八幡は琵琶湖国定公園に、大山鏡ヶ成は大山隠岐国立公園に存在する。

### (2) 景観区分とアンケート内容

休暇村の景観を、松井孝子、酒井学の研究論文<sup>6)</sup>を参考に、休暇村区域内の身のまわりの景観として認知される景観を「圍繞景観」、休暇村区域周辺の景観で視覚を通じて認知される景観を「眺望景観」とした(図2)。

表1 圍繞景観の空間と環境

休暇村	区域		施設空間												生きものとの触れ合い空間			
	面積 ha	標高 m	宿泊区			園地区						キャンプ場			樹林地・草原 湿地・沼沢・水辺			
			ha	%	施設	ha	%	植生区分	ha	%	ha	%	施設	ha	%	地形・植生		
近江八幡	14.4	85.3	3.7	26	宿舎 駐車場	3.9	27	I 樹林地	—	—	3.0	21	キャンプサイト キャンプセンター	3.8	26	湖岸・湿地 照葉樹林		
								II 草原	0.8	20.5								
								III 芝生地	2.2	56.4								
								IV 裸地	0.9	23.1								
大山鏡ヶ成	108	915	3.7	3	宿舎 駐車場	13.1	12	I 樹林地	1.1	8.4	6.0	6	キャンプサイト キャンプセンター	85.0	79	湿地・沼沢・水辺 草原・広葉樹林		
								II 草原	6.8	51.9								
								III 芝生地	5.2	39.7								
								IV 裸地	—	—								

注)：標高は宿舎の位置における標高

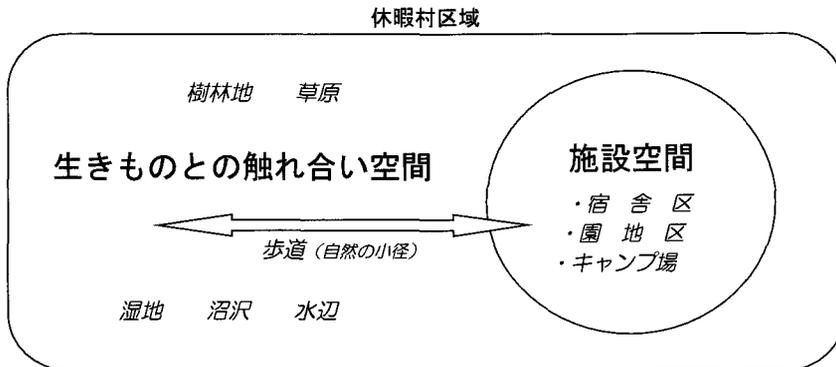


図3 圍繞景観の空間区分

表2 囲繞景観の評価平均値

空間	価値軸	評価項目	5段階評価				近江八幡 評価値	大山鏡ヶ成 評価値	
			5	4	3	2			1
			(非常に)－(やや)－(どちらでもない)－(やや)－(非常に)						
施設空間	普遍価値	1 自然性	緑が豊か	—	—	緑が少ない	4.7	4.7	
		2 多様性	多様な自然	—	—	単純な自然	4.5	4.5	
		3 眺望性	見通しがよい	—	—	見通しが悪い	4.7	4.6	
		4 清涼性	すがすがしい	—	—	うっとうしい	4.7	4.7	
		5 開放性	開放的な	—	—	閉鎖的な	4.4	4.6	
		6 力量性	壮大な	—	—	貧弱な	4.3	4.5	
		7 統一性	まとまりがある	—	—	まとまりがない	4.3	4.2	
		8 快適性	快適な	—	—	不快な	4.5	4.6	
		9 審美性	美しい	—	—	醜い	4.6	4.6	
		10 安全性	安全で安心な	—	—	不備で不安な	4.4	4.5	
	固有価値	11 郷土性	古里的な	—	—	都会的な	4.1	4.1	
		12 愛着性	愛着がある	—	—	愛着がない	4.2	4.1	
生きものとの触れ合い空間	普遍価値	① 多様性	種類が多い	—	—	種類が少ない	3.3	3.3	
		② 視認性	目に触れやすい	—	—	目に触れにくい	3.3	3.1	

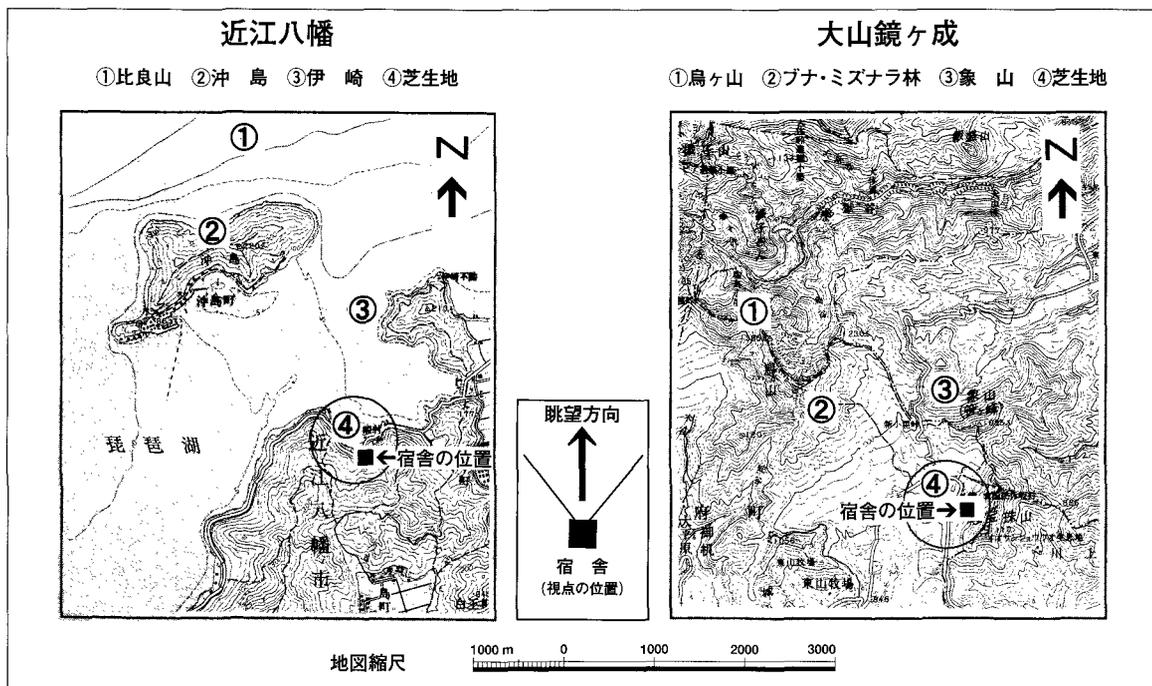


図4 眺望対象の位置図

1) 囲繞景観

囲繞景観は身の回りの景観として認知される景観で、空間的な広がりや環境は表1に示した。囲繞景観を図3に示すように宿舎区、園地区およびキャンプ場の施設空間と植物、昆虫、野鳥など生きものとの触れ合い空間とに分け、この施設空間

と生きものとの触れ合い空間に対するアンケートの評価項目は、次のように空間区分別に設定した。

施設空間の評価項目は、表2に示したように自然性、眺望性など、誰もが普遍的に共有する「普遍価値」を評価する10項目と、郷土性など特定

の地域や回答者に固有な「固有価値」を評価する2項目、合わせて12項目を設定した。この評価項目設定にも松井孝子、酒井学の研究論文<sup>6)</sup> 参考にした。

生きものとの触れ合い空間の評価については植物、昆虫、野鳥などに関する多様性、視認性の2項目を設定した。評価項目は、いずれも5段階評価とした。

### 2) 眺望景観

眺望景観は、宿舎(視点の位置)から可視できる山岳、島嶼などの主要な眺望対象によって形成されている。アンケートは、来訪者にこれらの主要眺望対象のうち、最も印象に残る眺望対象を選択してもらい、その結果を分析して眺望景観の特徴を把握しようとするものである。眺望対象は図4に示したように、各休暇村に4カ所を設定し、アンケートではそのうちから1カ所を選択する方法とした。

2カ所の休暇村における眺望対象の選定は、あらかじめ休暇村職員と休暇村来訪者から休暇村およびその周辺にある山岳、植生、池沼など印象に残る眺望対象を数カ所あげてもらい、そのうちの上位4カ所を主要な眺望対象として選定した。眺望対象名、視点場(視点の位置)として設定した宿舎から眺望対象までの視距離、視角、自然公園計画の地種区分<sup>註1)</sup>については表5に示したとおりである。

### (3) アンケートの実施

アンケートの対象者(回答者)は休暇村の来訪者(20歳以上の宿泊利用者)とし、アンケート用紙は宿舎のフロント職員が直接手渡し、回答記入後の用紙はフロントで回収した。アンケート期間は2カ所の休暇村とも平成14年(2002)10月1日から10月31日までの31日間である。アンケートは、近江八幡は211名に配布し有効回答者数185名、有効回答率88%であり、大山鏡ヶ成は190名に配布し有効回答者数169名、有効回答率89%であった。

## 3. 結果

### (1) 囲繞景観の評価

近江八幡および大山鏡ヶ成における囲繞景観の評価結果は、表2に示したとおりである。評価値は有効回答者の評価の平均である。なお、施設空間の評価項目は、自然性など物質的な判断項目から愛着性など心象的な判断項目の順に配列した。

#### 1) 近江八幡

施設空間に対する12項目の評価を高い順に示すと、最も高いのは自然性、眺望性、清涼性の4.7である。次に、審美性の4.6、多様性および快適性は4.5である。開放性および安全性は4.4、力量性および統一性は4.3である。これら「普遍価値」を評価する項目の評価が4.3以上であるのに対し、「固有価値」の評価は、愛着性4.2、郷土

表3 囲繞景観の男女別評価平均値

空間	評価項目	5段階評価					近江八幡		大山鏡ヶ成	
		5	4	3	2	1	評価値		評価値	
		(非常に)ー(やや)ー(どちらでもない)ー(やや)ー(非常に)					男	女	男	女
施設空間	1 自然性	緑が豊か	—	緑が少ない	4.7	4.6	4.8	4.6		
	2 多様性	多様な自然	—	単純な自然	4.4	4.4	4.5	4.5		
	3 眺望性	見通しがよい	—	見通しが悪い	4.7	4.7	4.6	4.6		
	4 清涼性	すがすがしい	—	うっとうしい	4.6	4.7	4.7	4.7		
	5 開放性	開放的な	—	閉鎖的な	4.5	4.4	4.5	4.7		
	6 力量性	壮大な	—	貧弱な	4.3	4.2	4.4	4.5		
	7 統一性	まとまりがある	—	まとまりがない	4.3	4.1	4.2	4.3		
	8 快適性	快適な	—	不快な	4.5	4.5	4.5	4.5		
	9 審美性	美しい	—	醜い	4.6	4.5	4.5	4.6		
	10 安全性	安全で安心な	—	不備で不安な	4.5	4.4	4.4	4.5		
	11 郷土性	古里的な	—	都会的な	4.0	4.2	4.1	4.2		
	12 愛着性	愛着がある	—	愛着がない	4.2	4.1	4.1	4.3		
生きものとの触れ合い空間	① 多様性	種類が多い	—	種類が少ない	3.3	3.3	3.3	3.4		
	② 視認性	目に触れやすい	—	目に触れにくい	3.3	3.2	3.0	3.4		

性 4.1 と「普遍価値」を下回っている。

生きものとの触れ合い空間については、多様性および視認性の評価は 3.3 で、施設空間の評価を下回る低い値となっている。

## 2) 大山鏡ヶ成

施設空間における評価を高い順に示すと、最も高い値は自然性および清涼性の 4.7 である。次に眺望性、開放性、快適性および審美性の 4 項目が 4.6 で、多様性、力量性および安全性は 4.5、統一性が 4.2 と最も低かった。このように「普遍価値」の評価は 4.2 以上となっているが、「固有価値」の評価は、郷土性および愛着性ともに 4.1 で「普遍価値」を下回っている。

生きものとの触れ合い空間については、多様性は 3.3、視認性は 3.1 で、施設空間の評価を下回る低い値となっている。

## 3) まとめ

以上の結果から、近江八幡および大山鏡ヶ成における施設空間の自然性、眺望性、清涼性および審美性は、共通して評価が 4.6 以上の高い評価を得ているに対し、郷土性および愛着性は、2カ所の休暇村とも評価は 4.2 以下の評価となっており、休暇村利用者には施設空間は普遍的価値の方が固有的価値よりも高く評価されていることが把握された。

また、生きものとの触れ合い空間の評価は、2カ所の休暇村とも 3.3 以下の低い評価となっている。ただし、アンケートの時期が 10 月であること、植物、昆虫、野鳥などの生きものの種類によっては見ることができる時期<sup>7)</sup>が異なることを考慮しておく必要がある。

## (2) 男女別圍繞景観の評価

近江八幡および大山鏡ヶ成における圍繞景観の男女別評価の結果は、表 3 に示したとおりである。なお、性別を記載していない回答者がいたため、近江八幡は有効回答者が男性 81 名、女性 62 名の計 143 名で、大山鏡ヶ成は有効回答者数が男性 76 名、女性 58 名の計 134 名である。

### 1) 近江八幡

施設空間に対する評価では、男性の最高評価は、自然性および眺望性の 4.7 で、次に清涼性および審美性の 2 項目が 4.6 である。男性で評価が低か

ったのは愛着性の 4.2、郷土性の 4.0 である。女性の最高評価は、眺望性および清涼性の 4.7 で、眺望性は男性と同じ値である。続いて自然性が 4.6 である。女性で評価が低いのは力量性、郷土性が 4.2、統一性、愛着性が 4.1 であった。

以上のことから、男性が最も高く評価しているのは自然性および眺望性、女性は眺望性および清涼性で、男女とも共通する高い評価項目は自然性、眺望性、清涼性である。これに対し、低い評価は男女とも郷土性、愛着性であることが明らかになった。

生きものとの触れ合い空間における多様性および視認性の評価は、男性 3.3、女性は 3.3 および 3.2 で、男女ともほぼ同様の低い評価結果であった。

### 2) 大山鏡ヶ成

施設空間に対する評価では、男性の最高評価は、自然性の 4.8 である。次に清涼性が 4.7、眺望性が 4.6 と続いた。評価が低かったのは統一性 4.2、郷土性と愛着性が 4.1 であった。女性の最高評価は、清涼性および開放性の 4.7 で、清涼性は男性と同じである。続いて自然性、眺望性および審美性の 3 項目が 4.6 であった。評価が低かったのは統一性と愛着性の 4.3、郷土性の 4.2 であった。

以上の結果から、男性が最も高く評価している項目は自然性、女性は清涼性および開放性であり、男女に共通する高い項目は自然性、眺望性、清涼性である。また、低い評価項目としては男女ともに郷土性、愛着性であることが明らかになった。

生きものとの触れ合い空間に対する多様性および視認性の評価は、男性が 3.3 および 3.0、女性は 3.4 で、女性が男性をやや上回っているが、男女とも評価は低く、この評価結果は近江八幡と同様であった。

### 3) まとめ

近江八幡、大山鏡ヶ成の 2カ所の休暇村の施設空間に対する評価で男性も女性も共通している点は、自然性、眺望性、清涼性に対する高い評価を与えていることである。このことは、休暇村整備にあたり、自然公園における集団施設地区にふさわしい整備努力の結果として自然の豊かさ、眺めのすばらしさ、さわやかさを感じさせる施設づくりが実現していることが検証されたと捉えること

表 4 圍繞景観の評価項目間の相関係数

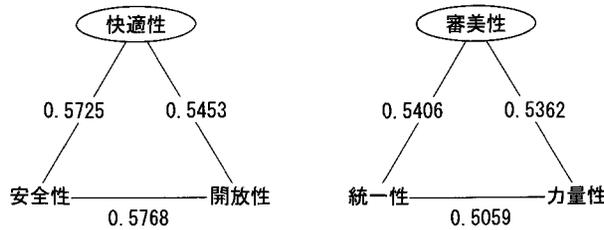
[A] 近江八幡

単相関	自然性	多様性	眺望性	清涼性	開放性	力量性	統一性	快適性	審美性	安全性	郷土性	愛着性
自然性	1.0000											
多様性	0.4303	1.0000										
眺望性	0.2367	0.1998	1.0000									
清涼性	0.2279	0.2654	0.5670	1.0000								
開放性	0.3469	0.5387	0.2267	0.2985	1.0000							
力量性	0.3782	0.4114	0.4169	0.4574	0.4211	1.0000						
統一性	0.3440	0.4439	0.3850	0.4669	0.5044	0.5059	1.0000					
快適性	0.3394	0.3301	0.3036	0.3594	0.5453	0.3446	0.4266	1.0000				
審美性	0.4145	0.3444	0.5000	0.4232	0.3719	0.5362	0.5406	0.3632	1.0000			
安全性	0.3526	0.3404	0.2316	0.3024	0.5768	0.3490	0.4095	0.5725	0.3029	1.0000		
郷土性	0.2661	0.2942	0.2998	0.3138	0.3624	0.3661	0.3940	0.3340	0.3114	0.3401	1.0000	
愛着性	0.3224	0.3670	0.3108	0.3931	0.4868	0.4329	0.4880	0.4512	0.4128	0.4339	0.5081	1.0000

[B] 大山鏡ヶ成

単相関	自然性	多様性	眺望性	清涼性	開放性	力量性	統一性	快適性	審美性	安全性	郷土性	愛着性
自然性	1.0000											
多様性	0.6320	1.0000										
眺望性	0.4894	0.3679	1.0000									
清涼性	0.6445	0.5342	0.6642	1.0000								
開放性	0.5886	0.5663	0.5334	0.6600	1.0000							
力量性	0.4940	0.5607	0.5737	0.6823	0.6013	1.0000						
統一性	0.4236	0.5196	0.5397	0.6530	0.4734	0.6492	1.0000					
快適性	0.4493	0.4566	0.5604	0.6641	0.6273	0.6163	0.6137	1.0000				
審美性	0.6085	0.6093	0.5685	0.7446	0.5937	0.7266	0.6550	0.6083	1.0000			
安全性	0.4380	0.4090	0.4172	0.5117	0.6891	0.4599	0.5362	0.6693	0.5267	1.0000		
郷土性	0.4224	0.4848	0.4044	0.4978	0.4099	0.4465	0.4966	0.5749	0.4937	0.4231	1.0000	
愛着性	0.4752	0.4916	0.4239	0.5014	0.4794	0.4463	0.4388	0.5549	0.5549	0.5308	0.6099	1.0000

[ A ] 近江八幡



[ B ] 大山鏡ヶ成

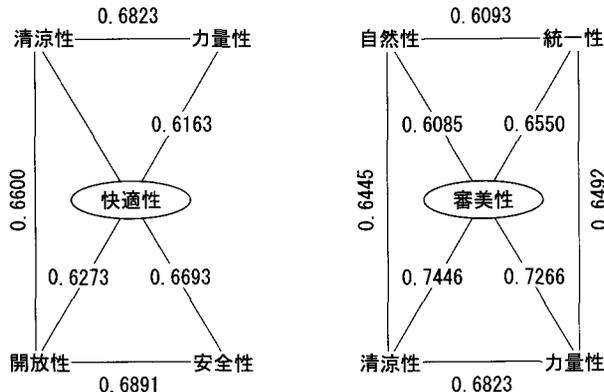


図 5 評価項目間の相関関係

ができる。

なお、2カ所の休暇村ともに男性は自然性に最も高い評価を与え、女性は清涼性を最も高く評価した。

これに対し、2カ所の休暇村とも男女共通して郷土性、愛着性の2項目は、評価が低かった。休暇村来訪者は旅行者であり、滞在時間が短いから施設空間に郷土性、愛着性を感じ取ることができなかったと理解される。

また、生きものとの触れ合い空間に関しては、男性も女性も施設空間に比較して評価が低い点は2カ所の休暇村に共通している。

### (3) 圍繞景観の評価結果の相関分析

圍繞景観に対するアンケートで得た評価データを用い、評価項目間の相関係数を求め、表4に示した。表4から各休暇村の圍繞景観が利用者にとどのように評価されているか、その特徴を分析した。なお、相関係数については、統計学関係の図書にある相関係数の性質の説明内容<sup>註2)</sup>から判断し、0.5～0.7未満を「相関がある」、0.7以上を「強い相関がある」とした。

#### 1) 近江八幡

近江八幡の評価項目間の相関は表4の[A]である。

相関係数が0.7以上の強い相関が認められる項目間は算定されなかった。相関係数が最も大きいのは、開放性と安全性で0.5768、この他に快適性と安全性、眺望性と清涼性など評価項目の11の組み合わせで相関係数0.5以上が算定され、評価項目間の相関が認められる。しかし、近江八幡の評価項目間の相関係数は全体的に小さく、相関が認められない項目間が多く存在する。

その中で開放性の評価項目は、安全性、快適性、統一性との間で相関係数が0.5以上の相関が認められる。また、審美性の評価項目が眺望性、力量性、統一性との間で相関係数が0.5以上の相関が認められる。圍繞景観の固有性を評価する郷土性と愛着性との間は、相関係数0.5以上であり相関が認められる。

このことをふまえて各評価項目間の関係を整理したところ、図5の[A]に示す二つの相関関係のグループが把握された。すなわち、近江八幡の利

用者が感じている圍繞景観の快適性は、開放性、安全性の評価と関連しており、また、審美性は空間のまとまりの統一性と空間の大きさの力量性の評価と強く関連していることが示唆される。

この二つの相関関係は、近江八幡の圍繞景観の特性を表していると判断でき、その特性の一つは快適性、開放性、安全性の3評価項目の相関関係から、安全で安心な、開放的な快適空間を、もう一つは審美性、統一性、力量性の3評価項目の相関関係から、大きさは少ないがまとまりのある美しい景観と考察される。

#### 2) 大山鏡ヶ成

大山鏡ヶ成の評価項目間の相関は表4の[B]である。

相関係数が最も大きいのは、審美性と清涼性との間で相関係数が0.7446と強い相関が認められ、また、審美性と力量性の間にも0.7266の強い相関が得られた。

審美性は、清涼性、力量性以外にも自然性、多様性など7項目との間に相関係数0.5以上の相関が認められる。このうち、自然性、多様性、統一性、快適性の4項目との間は相関係数0.6以上である。すなわち、審美性に対する評価は、自然性、多様性、清涼性、力量性、統一性、快適性の各項目と相関係数が0.6以上の相関が存在するので、この6項目と関係が深いと指摘できる。

同様に、快適性は眺望性、清涼性など7項目との間に相関係数0.5以上の相関が認められる。このうち、清涼性、安全性、開放性、力量性、統一性、審美性との間は相関係数0.6以上の相関が存在し、清涼性、安全性、開放性、力量性が快適性評価に強く関連していることが示唆される。なお、清涼性は自然性、開放性、力量性、審美性との間に相関係数0.6以上の相関が存在するので、清涼性はこの4項目と関係が深いことが指摘される。

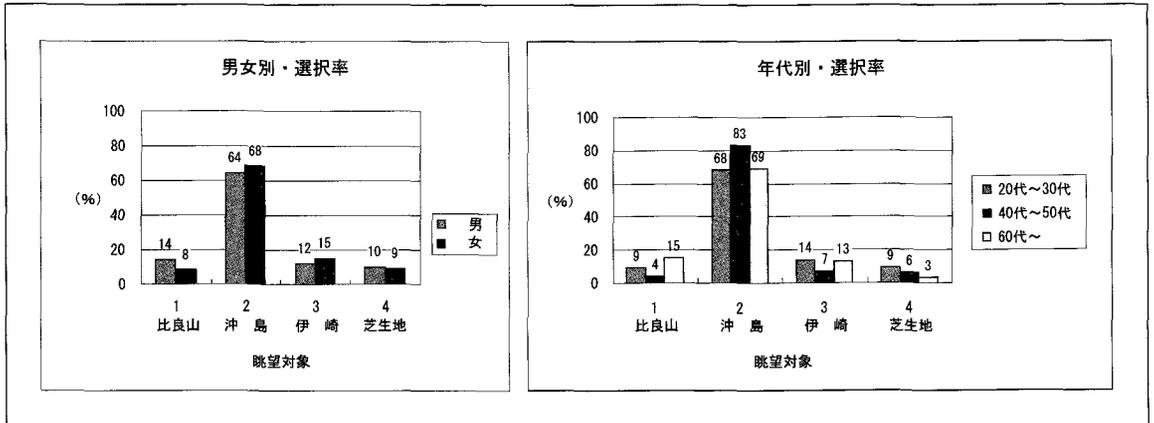
大山鏡ヶ成では、審美性、快適性、清涼性の3項目が、多数の評価項目との間に相関係数0.6以上の相関が認められることから、3評価項目は大山鏡ヶ成の圍繞景観の総体的特性を表すキーワード的性格をもっていると考えられる。なお、圍繞景観の固有性を評価する郷土性と愛着性との間は、相関係数0.6以上であり相関が認められる。

表5 眺望対象(4カ所)の視距離、視角および自然公園計画

休暇村	視点場 (標高)	眺望対象		視距離	視角	自然公園計画	
		(地形・標高)				視点→対象	俯角/仰角
近江八幡	86m	①	比良山 (山岳: 1,174m)	20.0km	仰角 3.1°	第2種特別地域	琵琶湖 国立公園
		②	沖島 (島嶼: 220m)	2.5km	仰角 3.1°	第2種特別地域	
		③	伊崎 (岬: 125m)	1.6km	仰角 4.5°	第2種特別地域	
		④	芝生地 (広場: 90m)	0.3km	俯角 0.2°	第2種特別地域	
大山鏡ヶ成	915m	①	烏ヶ山 (山岳: 1,448m)	2.3km	仰角 13.2°	特別保護地区	大山隠岐 国立公園
		②	ブナ・ミズナラ林 (森林: 1,000m)	1.1km	仰角 4.4°	第3種特別地域	
		③	象山 (山岳: 1,085m)	0.9km	仰角 10.8°	第3種特別地域	
		④	芝生地 (広場: 915m)	0.1km	俯角 0.0°	第2種特別地域	

注) 視点場の標高は宿舎の位置の標高

[A] 近江八幡



[B] 大山鏡ヶ成

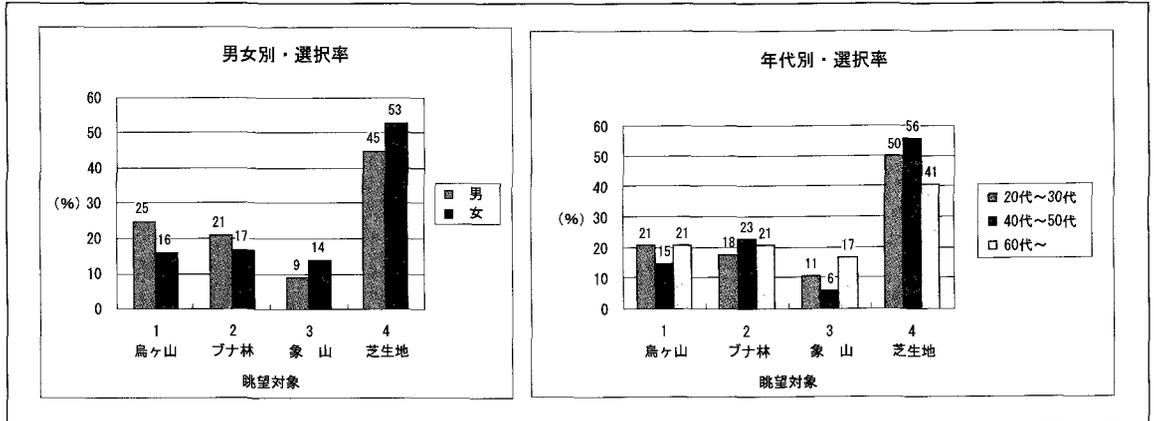


図6 眺望対象(4カ所)の男女別・年代別選択状況

これらをふまえ、評価項目間の関係を整理したところ、図5の[B]に示す二つの相関関係のグループが把握された。この二つの評価項目間の相関関係は、大山鏡ヶ成の圍繞景観の特性を示すものである。相関関係のグループから示唆される特性の一つは、緑豊かな清涼感のある壮大で美しい景観、もう一つは安全で安心な、大きく開放的なすがすがしい快適な景観と判断できる。

#### (4) 眺望景観の評価

アンケートは、提示した4カ所の眺望対象(表5)から最も印象的なものを1カ所選んで回答する方法とした。

近江八幡の男女別有効回答者数は男性81名、女性62名の計143名で、年代別の有効回答者は20代～30代21名、40代～50代54名、60代以上は68名の計143名である。

大山鏡ヶ成の男女別有効回答者数は男性76名、女性58名の計134名で、年代別の有効回答者は20代～30代28名、40代～50代48名、60代以上は58名の計134名である。

##### 1) 近江八幡

主要眺望対象の男女別および年代別の選択状況は、図6の[A]に示したとおりで、この回答は4カ所のうち最も印象的と判断するものを1カ所選択した結果であるから、眺望対象に対する印象の強弱を知ることができる。

男女別の選択結果で、最も高い選択率は「沖島」で、男性の64%、女性の68%であった。次ぎは「伊崎」で男性は12%、女性は15%と、男女ともほぼ同じ選択率となっている。「比良山」は男性が14%に対し女性は8%と低く、「芝生地」は男女とも10%以下と、「沖島」が圧倒的な高い選択率となっている。

年代別の選択結果は、各世代を通じて「沖ノ島」の選択率が高く、20代～30代は68%、40代～50代は83%、60代以上は69%である。「沖島」以外の「比良山」、「伊崎」、「芝生地」は、各年代を通じて選択率は低く、各対象毎の最も高い選択率は「比良山」は60代以上の15%、「伊崎」は20代～30代の14%、「芝生地」は20～30代の9%であった。

「沖島」は男女別、年代別とも他の眺望対象と

は大差の選択率である。「沖島」の景観は、近江八幡の特有の眺望景観として最も強い印象を与え、多くの来訪者に評価されていることが明らかになった。

##### 2) 大山鏡ヶ成

主要眺望対象の男女別および年代別の選択状況は、図6の[B]に示したとおりで、この結果は眺望対象に対する印象の強弱を示している。

男女別の選択評価で、最も高い選択率は「芝生地」である。男性は45%、女性は53%で女性の選択率が高い。次は男性が「烏ヶ山」の25%、女性は「ブナ・ミズナラ林」の17%である。「象山」は男性9%、女性14%、男女ともに選択率は一番低かった。

年代別の選択結果は、「芝生地」の選択率が20代～30代は50%、40代～50代は56%、60代以上は41%で、年代間を比較すると40代～50代の選択率が高い特徴がある。芝生地の安全で安心な空間が強い印象を与えたものと推測できる。

「芝生地」の外は、「烏ヶ山」は、20代～30代、60代以上、「ブナ・ミズナラ林」は40代～50代、「象山」は60代以上と年齢が高い利用者の選択率が高い。

以上のように、「芝生地」が最も高い選択率を得て、眺望対象として強い印象を与えており、大山鏡ヶ成の眺望景観の特徴は、広大で平坦な芝生地に象徴されることが明らかになった。

## 4. 考察

本研究では、近江八幡と大山鏡ヶ成の2カ所の休暇村で圍繞景観と眺望景観についてアンケートを行い、景観評価および眺望対象の選択結果の分析を行ってきたが、これらを通じて、次のように考察することができる。

### ① 圍繞景観の形成に果たした立地環境の役割

近江八幡と大山鏡ヶ成の圍繞景観の評価において、最も高い評価を得た評価項目は、表2で確認できるとおり、緑が豊かな自然性とすがすがしさを感じる清涼性の2項目である。その要因は、2カ所の休暇村の土地の選定と立地環境にあると指摘することができる。

昭和35年(1960)、厚生省(現環境省)は「国民休暇村計画」を発表し、その第一次指定地として

近江八幡および大山鏡ヶ成を含む10ヵ所を選定した。計画では、既設の集団施設地区の再整備ではなく、新たな集団施設地区を整備することを目指した。すなわち「国民休暇村」は既存の公園利用地や観光地を避け、未開発の土地を選定したのである<sup>8)</sup>。近江八幡は琵琶湖の東岸の国有地(国有林)および近江八幡市所有地に、大山鏡ヶ成は、既設の大山寺集団施設地区の南東5kmに位置する標高920mの江府町有地を選定した。2ヵ所の休暇村の土地は公有地であり、これらの公園専用地に自然環境を配慮して、計画的に総合的に施設の整備を行なった結果、緑豊かな圍繞景観の形成が可能になった。そして、この土地選定こそ近江八幡は琵琶湖湖畔の水辺の清涼感、大山鏡ヶ成は標高1,000mに近い高原特有の清涼感を享受できる休暇村整備につながったと考えることができる。

## ② 休暇村における快適性と審美性の特徴

施設空間における評価項目間の相関分析の結果、図5に示すように「快適性」を軸とする複数の項目が相関するグループが存在する。この快適性グループは、近江八幡は安全性と開放性、大山鏡ヶ成では、それらに加えて清涼性と力量性が相関する。何れの休暇村においても快適性と安全性との相関係数が認められ、休暇村における快適性の特徴は、安全を基調とする快適さにあると指摘することができる。休暇村の利用の主目的は休養、探勝であると考えられ、安全で安心して利用されることが重要である。その実現を目指して施設を整備し、持続的に管理してきたことが安全な快適空間の形成に貢献していると考えられる。

審美性については、近江八幡は統一性と力量性、大山鏡ヶ成では、それらに加えて自然性と清涼性とも相関が認められる。何れの休暇村も審美性は、統一性、力量性と相関があるが、大山鏡ヶ成の審美性は清涼性、力量性と相関が強い特徴を示している。このことから考え、近江八幡は、まとまりある美しさが、大山鏡ヶ成は高原の広々とした壮大さと高原特有のすがすがしい清涼な感じの美しさが特徴といえる。

## ③ 宿舎を中心とする施設配置の特徴

圍繞景観の快適性の高い評価の要因は、休暇村の施設の構成と配置にあると認められる。図3お

よび表1に示したように、休暇村は、宿舎、園地およびキャンプ場を中核に、その周辺に保全緑地を設ける施設配置を基本とする。まず、宿舎は最も眺望のすぐれた位置に建設され視点場としての役割を果たす。宿舎に接して樹林や芝生を主体とする園地を設け、中でも芝生の園地は大規模に整備し、近江八幡では区域の約56%、大山鏡ヶ成は約40%が芝生地で占められている。この広大な芝生の空間が、快適性を高める物理的な要因と考えられる。

## ④ 貧弱な生きものとの触れ合い環境

花のある草本類や昆虫、鳥類、両生類などの野生生物が目に触れる度合いは、近江八幡および大山鏡ヶ成ともに低い評価となった。その要因は、アンケート実施が10月であったため、生きものの活動が活発な夏の時期をはずれていたことも一因と思われるが、実態的には休暇村区域内における生物相の貧弱さにあると指摘できる。

近江八幡の休暇村造成以前の土地は、大部分が水田や水路、周辺の低木林とともに生きものにとってすぐれた生息・生育環境であった。しかし、水田の乾陸化による土地造成によって生息・生育環境が改変され、現在では部分的に回復されているに過ぎない。大山鏡ヶ成の場合も、ササ草原や湿地が施設用地として土地造成されたために、現在では一部の湿地と沼沢を残すのみである。以上のように、2ヵ所の休暇村では野生生物の生息・生育環境が大幅に失われ、休暇村開設後すでに40年が経過しているが、自然の回復が遅れて生息・生育環境がいまだに貧弱な状況にあり、評価が低いものになったと考えられる。

## ⑤ 眺望対象の選択結果とその要因

近江八幡の4ヵ所の眺望対象のうち、最も印象に残る対象は、男性も女性も、また年代別でも「沖島」であった。休暇村の沖合2.5kmの湖上に浮かぶ沖ノ島は、表4に示したように仰角3.1の眺望対象である。この視角は「仰角5°以下の場合には容易に山容全体が見え、スカイラインが視覚的に卓越した重要性をもつ」という知見<sup>9)</sup>に合致する角度であり、また、距離的には視点(宿舎)から約2.5kmの中景域に存在し、国定公園第2種特別地域に指定され自然が保全されている景観であることなどにより、最も強い印象に残る眺望対

象として、高い選択率を得たものと考察される。

大山鏡ヶ成では、4対象のうち、「芝生地」が男女別、年代別とも最も高い選択率を得た。特に、40～50代の女性の56%が芝生地を選択しており、その要因は芝生の広々とした開放的な快適感が影響しているものと考えられる。

## 5. 結論

本研究は、近江八幡および大山鏡ヶ成における圍繞景観と眺望景観を対象に、圍繞景観については景観構成の特徴とその評価を行い、施設との関連を考察するとともに、眺望景観については眺望対象を特定し、その中から最も印象に残る対象の選択結果を分析し、その要因を考察することを目的とした。

研究の方法は、休暇村来訪者に対するアンケート、資料、文献調査および現地調査を行い、そこで得たデータに考察を加えた。その結果から次の結論を得た。

- ①近江八幡および大山鏡ヶ成における圍繞景観は自然性、眺望性、清涼性および審美性が高く評価された。その要因は、2カ所の休暇村とも既存の観光地から遠隔のすぐれた自然地域に立地し、施設は宿舎を中心に必要最小限の施設規模に留めた結果である。
- ②2カ所の休暇村には「快適性」と「審美性」を軸とする複数の評価項目間で相関が認められる2つの評価項目のグループが存在する。特に、快適性は安全性との相関が高く、安全を基調とする快適な空間形成が休暇村の特徴と把握された。
- ③生きものとの触れ合いに関する評価は低い。その要因は、近江八幡および大山鏡ヶ成ともに施設整備に必要な土地造成が行なわれ、それまでに存在した水田、湿地、草原などの生息環境の改変による生物相の貧弱さにある。
- ④来訪者に最も印象に残る眺望対象は、近江八幡においては「沖島」が、大山鏡ヶ成においては「芝生地」が高い選択率を得た。

## 6. 今後の課題

本論文は、休暇村利用者が、休暇村内の景観と休暇村宿舎から眺望される景観に対し、どのよう

な評価を与えているかを、休暇村の協力を得て現地においてアンケートを行い、その回答を分析、考察して研究を行った。

アンケートは平成14年(2000)10月の1ヶ月間のため季節は秋である。アンケートを1ヶ月にしたのは、回答数を一定量確保したいと考えたためである。天候の良い日にアンケートは実施しているが、調査の同一日実施、天候は朝、日中、夕方では移ろうため、アンケート実施時刻の限定、利用者が休暇村へ来訪した目的、宿泊者の滞在日数、滞在した部屋からの展望状況など、景観体験による景観への意識や評価に関わりそうな事項については今回は取り上げなかった。今後は、こうした景観体験に関わる事項も調査項目に入れるとともに、秋以外の季節にもアンケートを行なうことが研究を深めていく課題と考える。

## 謝辞

本研究にあたり、(財)休暇村協会には資料のご提供いただくとともに、休暇村近江八幡および大山鏡ヶ成の職員の方々からアンケート実施方法のご指導、用紙の配布・回収等のご協力をいただき、宿泊者の方々には貴重な回答を寄せていただきました。ここに記し深く感謝の意を表します。

## 補註

### 1) 自然公園の地種区分

国立公園など自然公園の優れた風致景観を有する地域は、保護計画に基づいて特別地域に選定される。特別地域は風致景観の特質により特別保護地区、特別地域(第1種、第2種、第3種)に区分される。第1種特別地域は特別保護地区に準ずる景観を有し、第2種は第1および3種以外の地域で、第3種は風致を維持する必要性は比較的低い地域である。

(環境庁：国立公園の公園計画作成要領，1980)

### 2) 松本望著「わかりやすい統計学」(丸善出版) 97-100頁の相関係数の説明には、相関係数0.5を境に相当意味が違ふことが説明されている。相関係数の性質については、多くの図書に下記の内容の説明がある。

$$\textcircled{1} \quad -1 \leq r \leq 1$$

②  $|r|$  が 1 に近い程関係が強く, 0 に近い程関係が弱い. そして  $|r| > 0.5$  ならば相当の関係があり,  $|r| < 0.5$  ならば余り相関関係がないとみてよい.

③  $r$  が正ならば順相関, 負ならば逆相関である.

そこで本研究では, 0.5 ~ 0.7 未満を「相関がある」, 0.7 以上を「強い相関がある」とした. 1 に近い相関係数なら極めて強い相関があると判断できるが, 本研究では 1 に近い相関は存在しなかった.

## 引用文献

- 1) 堀繁, 植田明浩, 篠原修: 国民休暇村にみる自然公園集団施設地区の計画思想, 造園雑誌, 53 (5), 181-186, 1990.
- 2) 番匠克二, 堀繁: 集団施設地区にみる国立公園の利用拠点の考え方とその変遷, 造園雑誌, 55 (5), 247-252, 1991.
- 3) 樋口忠彦: 国立公園集団施設地区の景観についての考察, 国立公園, 325, 11-17, 1976.
- 4) 油井正昭, 古谷勝則, 木曾次郎: 国民休暇村におけるインタープリテーション活動に関する研究, 千葉大学園芸学部学術報告, 第 50 号, 135-148, 1996.
- 5) 加治隆: 休暇村の立地過程と野外レクリエーション空間構造及び利用形態の特徴, レジャー・レクリエーション研究, 第 52 号, 23-36, 2004.
- 6) 松井孝子, 酒井学: 「自然との触れ合い」分野におけるアセスメント手法, PREC Study Report, vol.06, 57pp, 2000.
- 7) 日本野生植物研究センター: 大山の動植物, (財)自然公園美化管理財団, 48pp, 1991.
- 8) (財)休暇村協会: 休暇村の設置経緯資料, 第 1 期休暇村, 昭和 37 年~昭和 44 年, 2002.
- 9) 樋口忠彦: 景観の構造, 技報堂, 41-63, 1975.

( 受付: 2006 年 12 月 2 日 )  
( 受理: 2007 年 6 月 27 日 )



# 地域文化に対する享受能力がコミュニティへの帰属意識に及ぼす影響 — 地域文化を活かしたまちづくりの有効性の検討 —

長積 仁<sup>1</sup> 佐藤充宏<sup>1</sup> 松永敬子<sup>2</sup> 榎本 悟<sup>3</sup>

## The influence of acceptance capacity of the local culture on the community identification

### — Examination of effectiveness of the community development which utilized the local culture —

Hitoshi Nagazumi<sup>1</sup>, Mitsuhiro Sato<sup>1</sup>, Keiko Matsunaga<sup>2</sup>, Satoru Enomoto<sup>3</sup>

#### Abstract

It becomes a problem that the progress of the technology makes the personalization the behavior of human beings in the leisure society, and disturbs a lot of chances of the social capital formation. In order to clarify that encouraging leisure, recreation and culture in community contribute to community development, the purpose of this study is to examine what influence the acceptance capacity of the local culture brings to the community identification. In this study, it focused on the Awa Odori dance of the folk art which is a famous on a nationwide scale local performing art, and it implemented a questionnaire survey to local residents more than high school student and 219 effective samples were acquired. The major findings are summarized as follows: (1) It was clarified that affiliation of the social group related to Awa Odori dance improved the acceptance capacity on the local performing art, and the action and the consciousness were projected to the general acceptance capacity on the local culture. (2) It was clarified that the acceptance capacity of the local performing art influence the general acceptance capacity on the local culture, and its relation influence the community identification strongly.

#### 1. 背景

急激な経済発展とマスメディアの普及をベースにした社会構造の変化は、地域住民のライフスタイルに大きな変化をもたらした。それは、機能集団が増大する一方で、近隣住民間の関係の希薄化に留まらず、「職・遊・学・憩」といった生活における複合空間としての地域社会の機能を著しく低下させてしまった。本来、地域とはある一定の

境界内で、そこに住む人々が互いに関係を持ちながら、生活を営む場所である。つまり地域とは、その地に住む人々が調整・連携・融合を図りながら、生活を織りなすための場であり、生活という営みを行う人々によって形成された集合体、また集団とも考えることができる。

これまで地域社会やコミュニティをどの様に捉えるかについては、地域社会を社会集団の類型と

1 徳島大学 The University of Tokushima

2 大阪体育大学 Osaka University of Health and Sport Sciences

3 岡山大学 Okayama University

して捉え、地縁・血縁・愛情といった人間的な絆をもとに結合した「ゲマインシャフト(共同社会)」と、多様な利害関係に基づき結合した「ゲゼルシャフト(利益社会)」から論じたテンニース<sup>24)</sup>や、「地域性(locality)」と「コミュニティ感情(community sentiment)」という2つの特性によってコミュニティを特徴づけたマッキーバー<sup>9)</sup>といった社会学者によって語られてきた。特にマッキーバーのコミュニティ論では、衣食住をはじめとした、まさに生活に関する共通の関心事によって結びつく包括的な共同体のコミュニティの中に、学校や企業、また市民活動を行うNPOや地域クラブといった目的的かつ特殊な関心事によって結びついた人為的な組織であるアソシエーションが分化し、コミュニティ内におけるそれらのアソシエーションが発達することによって、さらにコミュニティの共同生活がより豊かになるということが述べられている。菊池<sup>8)</sup>によれば、アソシエーションには、クラブや市民運動団体のような住民がボランティアに結成した「自発的アソシエーション」と、学校、企業、教会、役所といった「専門的アソシエーション」の2種類があり、さらに複数の目的を持って活動したり、全戸加入を目的としたりするような町内会や自治会もアソシエーションの一種ではあるものの、自発的とも専門的ともいえず、2種類のアソシエーションには属さない独特の存在であるという。その意味で町内会や自治体は、ある種、コミュニティそのものにも似た「地縁的アソシエーション」とも呼ぶべき存在で、この地縁的組織を中心に様々な自発的組織や専門的組織が結合するというのが、組織面から見た我が国のコミュニティのイメージであるという興味深い指摘をしている。

かかる意味において、「コミュニティ」とはまさに地域性と共同性、さらには包括性を兼ね備えた社会のことを意味するものであり、ある一定の境界内において生活する人々の間に何らかの共同の営みや絆、またその繋がりが存在する、またはそれが存在しうる地域のことをコミュニティと見なすべきである。コミュニティという言葉は、行政担当者が行政区や自治体の範囲を示したり、まちづくりを進めるための美辞麗句としてではなく、その地域で生活を営む住民や自治会活動を行

う人々が自らの活動範囲や生活圏域の境界を示す現実的かつ実践的な概念として用いられるべきである。すなわち、コミュニティを考える際には、その物理的なエリアに目を向けるのではなく、人々の生活やそれに付随する様々な活動をセットして捉えるべきであり、住民が住み心地や生活のしやすさといったある種の快適性を求め、その地域とかかわり、様々な活動を行うというダイナミックな様相が期待できる範囲として捉えるべきであろう。そうすれば、我々の生活圏内に存在する地縁という絆を「しがらみ」としてではなく、共通する目標や互いに克服すべき課題を共有し合い、共に成長と発展を遂げ合う関係構築を図る「場」として認識できるのではないか。

Coleman<sup>3)</sup>は、人々が持つ技能や知識に加え、互いに提携し、協力し合うという能力は、企業のような経済活動だけでなく、社会的生活のあらゆる面において重要であるという主張を「ソーシャル・キャピタル」として理論づけている。またColemanと同様に、ソーシャル・キャピタル研究の第一人者であるパットナム<sup>16)</sup>は、市民の積極的な参加と社会的つながりが、よりよい学校教育、急速な経済発展、より低い犯罪率、より効果的な政府といった様々な効果を生み出すと述べている。つまり、様々な理由からソーシャル・キャピタルを十分に蓄積しているコミュニティでは、生活がより心地よいものとなり、互酬性の強い規範を促進し、社会的信頼の出現を助長するため、「私」という意識から「我々」という意識へとコミュニティに対する自我意識を拡張させる効果があることを示唆している。その一方でパットナムは、米国のボウリング愛好家人口の増加とは裏腹に、クラブの加入者やリーグ戦参加者が激減したことによる社会経済的ダメージがソーシャル・キャピタルの衰退に関連していることを、著書のタイトルでもある「ひとりでボウリングをする(Bowling Alone)」の中で主張している。アメリカ社会において民主主義を機能させる源泉であったソーシャル・キャピタルが減少したのは、世代による変化、テレビをはじめとした電子メディアによる娯楽の私化、共稼ぎなどによる時間的・金銭的余裕の喪失と地域活動への不参加、そして住居が郊外へと広がることにともなう通勤時間の増大

といった4つに原因があるとした。特に技術の進展が余暇社会における人間の行動を「個人化」あるいは「私人化」させたことにより、ソーシャル・キャピタル形成の多くの機会を妨げていることを問題視するものといえるだろう。それでは、地域におけるレジャー・レクリエーションや文化の普及・振興が人々の生活をより豊かにするとともに、副次的産物として地域振興やコミュニティの再生に寄与するということを証明できないものだろうか？

我が国における様々な地域には、青森のねぶた祭り、郡上八幡の郡上おどり、岸和田のだんじり祭り、京都の祇園祭、徳島の阿波踊り、また博多の祇園山笠など、そのルーツや形態、また規模や継承は各々によって異なるものの、それぞれの地域を代表する祭りや郷土芸能が日本国内に数多く存在する。このような地域古来の祭りや郷土芸能といった文化は、その地域に住む人々にとって身近なものであり、その地域のことを住民に意識させるだけでなく、観光産業や地域経済の活性化にも強い影響力を持つ、いわば対内的・対外的にも地域を象徴するツールとなり得るものである。例えば、徳島に訪れる観光客が阿波踊りの囃子に引き寄せられて、見知らぬもの同士が「にわか連」という群衆や集団を形成し、踊りに興じる姿や県内外の人々が交流する姿は、まさにレジャー・レクリエーションの活動がもたらす効用といえるだろう。また一村一品運動が全国的に有名になった大分県では、その文化版ともいえる一村一文化運動が展開されているが、これはその地域にしかない文化を発掘し、国際的にも通用する文化を創造することにより、地域住民が豊かさを実感できる地域社会づくりの実現に向けた取り組みといえる。岡本<sup>12)</sup>は、このような運動が人々の地域アイデンティティの確立や地域に誇りを持って暮らせる豊かな地域の創出に結びつくとして述べており、地域文化を活かす最大のメリットは、住民に地域に対する愛着心を抱かせ、誇りを持たせることが可能になることを示唆している。ただ、地域における祭りや郷土芸能のような文化は、ただ単に存在するだけではそれぞれの固有価値や本質的価値を発揮することができず、その価値が地域住民に受け入れられ、正しく理解されることによって初

めて成り立つものである。

ラスキン<sup>17)</sup>は、ものの持つ固有価値が有効なもの (effectual) となるためには、それを受け取る側に一定の状態が必要であると述べている。つまり、有効価値を産み出すためには「固有価値」とそれを使用する能力、つまり「享受 (受容) 能力」の2つは欠かせず、どちらか一方でも欠けた場合には有効価値も富 (wealth) も存在しないと述べている。また池上<sup>6)</sup>は、固有価値を持つものとして、伝統産業や独自の景観、文化財といったその地域にしかないかけがえのないものを例にあげ、それらの多くは、時代を超えて受け継がれており、多くの人々が芸術文化的な価値を認めるものであると指摘している。それは、文化への享受能力の向上が文化そのものの価値を知ることになると同時に、その文化を生んだ地域に対する理解を深めたり、地域を再認識したりする機会になることを示すものといえるだろう。さらに池上<sup>7)</sup>は、地域の固有性や地域文化を活かした政策の展開の必要性についても論じており、これらの示唆により、地域と文化の密接なかかわりを持たせることと、それに対する理解を深めることが、地域に対する価値意識を向上させ、結果的にコミュニティに対する帰属意識を高めることにも繋がると推察できる。そこで本研究では、地域文化に対する享受能力がコミュニティへの帰属意識にどのような影響をもたらすかについて探求することと、得られた研究結果より地域文化を活かしたまちづくりの有効性とコミュニティの再生について検討することを目的とする。

## 2. 方法

### (1) 分析枠組み

本研究では、地域文化に対する享受能力がコミュニティへの帰属意識に及ぼす影響を探求するために、図1に示すような分析枠組みを設定した。地域社会への関心や無関心、またコミュニティ意識に関する研究はこれまでいくつか行われてきている。鈴木<sup>21)</sup>は、コミュニティ意識をコミュニティ・モラルとコミュニティ・ノルムの2つの視点から捉えている。特にコミュニティ・モラルについては、人々のコミュニティに対する同一化の程度を示す概念であり、望ましいコミュニテ

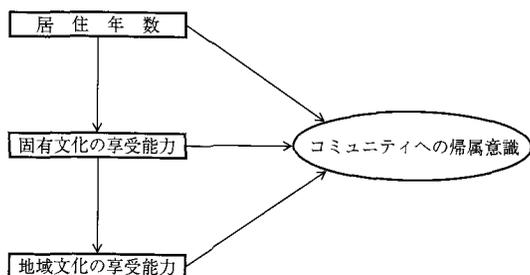


図1 分析枠組み

イの状態を維持し、創出しようとする人々の態度から把握されるものであると述べている。奥田<sup>13)</sup>によれば、地域優先主義に陥らず、主体的に地域の問題を解決していくということをコミュニティ意識と呼んでいる。また奥田<sup>14)</sup>は、地域性と普遍性の2軸によってコミュニティ・モデルを構成し、地域共同体とコミュニティを明確に区別し、コミュニティは地域の人々にとって「開かれたもの・つくられるもの」とし、そこから抱かれる地域へのアイデンティティも素朴な郷土愛感情とは隔たりがあるものとして、住民の主体的かつ能動的なかわりを重視している。さらに前述したように、マッキーバー<sup>9)</sup>は、「地域性」と「コミュニティ感情」によってコミュニティを特徴づけているが、特に後者については、「われわれ意識(共属感情)」「役割感情」「依存感情(コミュニティへの物的・心理的依存感情)」の3つに要約されている。そこで本研究は、奥田が示す地域への主体的なかわりと、マッキーバーのコミュニティ感情を構成する3つの要素をもとに、コミュニティに対する自己の意識や行動の内在化と同化についての心的状態を探ろうと試みた。

地域文化に対する享受能力に関しては、祭りや郷土芸能といった地域文化を全般的なものとして捉え、その享受能力に影響を及ぼすのが在住地域における固有の文化に対する享受能力であると考えた。つまり、青森のねぶた祭りや徳島の阿波踊りといった在住する地域における固有の祭りや郷土芸能に対する享受能力が地域文化の全般的な享受能力に結びつくと考えた。先にも述べたように、文化とは一種の固有価値であり、その固有価値を理解し高めていくこと、つまり享受することのできる人が存在しなければ、たとえ素晴らしい文化

が存在していたとしてもその価値は全く意味のないものになってしまう。したがって本研究では、固有価値と享受能力が高められたときに財が有効価値を発揮するというラスキン<sup>17)</sup>と、それと同様のスタンスをとり、「固有価値の継承と生産、享受能力の発達」とした池上<sup>6)</sup>の主張に基づき、享受能力を「固有価値の理解と継承」として捉えることにした。その際、「能力」については、獲得された知識や技術の有無や程度といった狭義の解釈ではなく、物事をなしえる力として能力を広義に解釈することにした。したがって、固有価値を理解する能力については、文化の価値と魅力に対する理解と探求心として捉え、また固有価値を継承する能力については、文化の継承に対する信念と意図として捉えた。それは予備調査において、阿波踊りの熟練者ほど、知識や技術の有無または程度の自己評価をする際に「謙遜の念」が生じるため、本音が引き出しにくいことが明らかになったためである。地域固有の文化に対する享受能力は、その文化にふれる絶対的な時間に関係するものと考え、居住年数を説明変数に加えた。そしてそれぞれ設定した居住年数、地域固有の文化享受能力、地域文化全般の享受能力はコミュニティへの帰属意識に対して、直接的な影響力も及ぼすという因果関係モデルを設定した。ただ文化享受能力は、社会集団への所属に影響を受けるものと考え、この因果モデルを証明するために社会集団への所属の有無による比較検討も行うことにした。なぜならば、地域の祭りや郷土芸能といった文化の享受能力は、文化への関与、つまり演じる、鑑賞・観賞するという人間の行為に関係するものと推察でき、社会集団への所属の有無とその所属集団の特性から影響を受けるものと考えられるためである。社会集団への所属については、パットナム<sup>15)</sup>によれば、近隣集団、合唱団、協同組合、スポーツクラブ、大衆政党などのような市民的積極参加のネットワークは、互酬性の強靱な規範とコミュニケーションを促進し、このネットワークが密になればなるほど、市民は相互利益に向けて協力できるようになると述べている。また Bowles and Gintis<sup>1)</sup>は、「直接、頻繁に、かつ多面的に相互作用する人々のグループ」がコミュニティのガバナンスにおいて重要な役割を果たすこと

を示し、コミュニティを定義する特性は、結びつき（connection）であると述べている。前述したマッキーバーが言及したアソシエーションとコミュニティとの関係を合わせて考えれば、一般的に複数の行為者間の相互行為や相互関係に規則性と持続性が見られる社会集団は、コミュニティの帰属意識に影響を及ぼすものと考えられる。

## （2）データ収集

本研究では、鍵を握る地域文化として約400年もの歴史を誇り、日本三大盆踊りの1つにも数えられる全国的にも有名な郷土芸能の阿波踊りに焦点を当てた。阿波踊りの起源については、中村<sup>11)</sup>によれば、精霊踊り説、築城落成説、収穫感謝説、風流踊り説、黒潮伝播説、ええじゃないか説といった6つの説が唱えられているが、阿波踊りがいつ頃、どのようにして踊られるようになったのかということは定かではない。阿波踊りという名称が一般に広く使われるようになったのは、戦後のことで、昭和23年までの徳島新聞で取り上げられた記事では、阿波踊りという名称での記述はなく、昭和24年の徳島新聞の記事に「盆踊り」ではなく、「阿波踊り」に統一され、記述されたことを機に、一般市民に阿波踊りという名称が浸透し始めたと考えられている<sup>10)</sup>。現在、阿波踊りは8月12日から8月15日までのお盆期間中に観光事業の一環として開催され、徳島市観光協会に設置される阿波踊り実行委員会の調べによれば、踊り子と見物人を合わせて4日間で毎年100万人以上の人出によって徳島市内中心部を熱狂の渦に巻き込む祭りとなっている。

阿波踊りの社会的・文化的側面に関する研究<sup>22)</sup>では、「連」と呼ばれる阿波踊りの演舞を行う社会集団の特質を明らかにし、有名連、企業連、学生連という様々な種類や形態の連が存在することを指摘している。中でも有名連とは、技術的に優れた同好の人々で形成された集団であり、中には招待され、演舞・公演をするような連も存在し、いわば阿波踊りのセミプロ集団ともいえる。ただ、多くの有名連は、多種多様な社会的属性を持つメンバーから構成されており、年齢制限がなく、自由に加入することができる開放性の高い集団といえる。有名連は任意団体であり、現在、徳島県阿

波踊り協会、阿波おどり振興協会、徳島県阿波おどり保存協会に登録されている有名連は44団体である。本研究では、阿波踊りという地域文化の特性を反映するため、先の3つの協会に所属する有名連の中から調査の承諾を得た3団体を対象に、質問紙調査を実施した。同時に社会集団の影響を探るために、阿波踊りの連に所属して活動していない徳島県民にも質問紙調査を実施した。阿波踊りは、徳島市内の多くの小学校の運動会の行事として行われるほど、子どもから大人や年配者に至るまで親しまれる伝統芸能であり、郷土文化である。ただ、阿波踊りの踊りそのものに興じる人々は、通常、連に所属するか、また阿波踊りの期間中、演舞場の付近で即興的に形成される「にわか連」に混じって踊る以外は、多くの人々にとって阿波踊りは、「踊る」というよりも「みる」または「雰囲気を楽しむ」という祭りの対象物になっている。このような状況を加味し、本研究では、連に所属していない人を、便宜的に「無所属」というグループとして捉えることにした。調査は高校生以上の男女に依頼し、調査方法は集合法及び託送法を用いた。調査期間は2004年11月から12月までで、その結果、有効標本数は、阿波踊りの有名連に所属する回答者が95名、阿波踊りの連に所属しない回答者が124名で、合計219名を分析の対象とした。

## 3. 結果

表1は、回答者の属性を社会集団への所属の有無、つまり連所属と無所属とに分けて結果を示したものである。性別に関しては、両者ともに女性が約6割と男性の値を上回っていた。年齢階層については、20歳代の占める割合が最も高く、連所属の群で34.7%、無所属の群で41.9%を示した。平均年齢は、連所属が33.28歳で無所属も33.26歳とほぼ同じ値を示し、両者ともに最少年齢は16歳、最高年齢は59歳であった。職業については、フルタイム勤務が無所属の群では32.8%であるのに対し、連所属の群では52.7%と全体の半数以上の値を示した。また学生の占める割合については、連所属が1割にも満たなかったのに対して、無所属では2割以上の値を示した。出身地に関しては、無所属群の8割以上、また連

表1 回答者の属性

	連所属 (n=95)	無所属 (n=124)	全 体 (n=219)	統計値
性別：男性	40.0	40.3	40.2	$\chi^2 = .00$ d.f.=1, n.s.
女性	60.0	59.7	59.8	
	100.0%	100.0%	100.0%	
年齢階層：20歳未満	5.3	5.6	5.5	$\chi^2 = 6.79$ d.f. = 4, n.s.
20～29歳	34.7	41.9	38.8	
30～39歳	30.5	21.0	25.1	
40～49歳	24.2	18.5	21.0	
50歳以上	5.3	12.9	9.6	
	100.0%	100.0%	100.0%	
平均年齢：	33.28歳	33.26歳	33.27歳	t-value=.02
職業：フルタイム勤務	52.7	32.8	41.4	$\chi^2 = 11.77$ d.f.=5, p<.05
パート・アルバイト	10.8	15.6	13.5	
自 営 業	3.2	4.9	4.2	
専 業 主 婦	5.4	4.9	5.1	
学 生	8.6	21.3	15.8	
そ の 他	19.4	20.5	20.0	
	100.0%	100.0%	100.0%	
出身地：徳島県内	89.4	82.3	85.3	$\chi^2 = 2.15$ d.f.=1, n.s.
徳島県外	10.6	17.7	14.7	
	100.0%	100.0%	100.0%	
居住年数：～5年	18.9	29.0	24.7	$\chi^2 = 4.06$ d.f.=5, n.s.
6～10年	22.1	20.2	21.0	
11～15年	11.6	8.9	10.0	
16～20年	12.6	9.7	11.0	
21～25年	13.7	16.1	15.1	
26年以上	21.1	16.1	18.3	
	100.0%	100.0%	100.0%	
平均居住年数：	16.44年	14.81年	15.52年	t-value=.96

表2 阿波踊りの享受能力

	連所属(n=95) Mean (SD)	無所属(n=124) Mean (SD)	全 体(n=219) Mean (SD)	t-value
阿波踊りの踊り方や魅力などを、県の人々に説明することができる	4.16 (± .89)	2.85 (±1.14)	3.42 (±1.22)	9.20 ***
阿波踊りは、踊ったり鳴り物を演じたりしてこそ、その真価が発揮される	4.22 (± .87)	3.18 (±1.12)	3.63 (±1.14)	7.78 ***
できる限り阿波踊りを踊ったりみたりし、伝統芸能や文化の持つ価値や魅力を学びたい	4.13 (± .98)	2.72 (±1.03)	3.33 (±1.22)	10.27 ***
徳島県民として阿波踊りを守っていかねばならないという使命感がある	3.92 (±1.05)	2.76 (±1.00)	3.26 (±1.17)	8.32 ***
阿波踊りの原型や基本的な型は、しっかりと受け継ぎ、後々まで伝えていくべきだ	4.28 (± .83)	3.68 (±1.09)	3.94 (±1.03)	4.68 ***
阿波踊りという文化を伝承することに積極的に携わりたい	4.12 (± .97)	2.56 (± .97)	3.23 (±1.24)	11.79 ***

※「1. 全くあてはまらない」から「5. ひじょうによくあてはまる」までの5段階評定尺度が間隔尺度を構成すると仮定し、それぞれの番号をそのまま得点化して平均値を算出した。

\* p<.05 \*\* p <.01 \*\*\* p <.001

表3 地域文化の享受能力

	連所属(n=95) Mean (SD)	無所属(n=124) Mean (SD)	全 体(n=219) Mean (SD)	t-value
地域文化にできる限りふれることによって、その価値や魅力を学びたい	3.58 (± .91)	2.90 (± .86)	3.20 (± .94)	5.59 ***
文化や芸術などは、自分の生活にうのおいを与えてくれるものだ	3.66 (± .93)	3.47 (± .90)	3.55 (± .91)	1.57
地域文化は、その地域やまちの顔といっても過言ではない	3.59 (± .93)	3.33 (± .96)	3.44 (± .95)	2.01 *
昔ながらの言い伝えや伝統は重んじる方だ	3.42 (± .88)	3.06 (± .99)	3.22 (± .96)	2.78 **
地域の文化や伝統芸能の継承はある特定の熱心な人たちに任せておけばよい	2.58 (± .77)	2.71 (± .79)	2.65 (± .78)	-1.23
地域文化を守り、伝えていくことに自分自身、積極的に携わりたい	3.27 (± .89)	2.53 (± .79)	2.85 (± .91)	6.50 ***

※「1. 全くあてはまらない」から「5. ひじょうによくあてはまる」までの5段階評定尺度が間隔尺度を構成すると仮定し、それぞれの番号をそのまま得点化して平均値を算出した。

\* p<.05 \*\* p <.01 \*\*\* p <.001

所属群の約9割が徳島県内であった。平均居住年数は、無所属が14.81年であるのに対し、連所属が16.44歳と若干長い傾向にあった。

表2には、徳島県の固有文化である阿波踊りの享受能力に関する結果が、また表3には、祭りや郷土芸能といった地域文化全般の享受能力に関する結果が示されている。地域固有の文化として取り上げた阿波踊りの享受能力、また地域文化全般の享受能力については、先にも述べたように文化の価値と魅力に対する理解と探求心、そして文化の継承に対する信念と意図として捉え、それぞれ6項目を設定した。各々の項目に対して「1. 全くあてはまらない」から「5. ひじょうによくあてはまる」までの5段階評定尺度を用いて回答を求めた。そしてその尺度が間隔尺度を構成するものと仮定し、それぞれの尺度の番号をそのまま得点化して平均値を算出した。

阿波踊りの享受能力に関しては、地域固有の文化であり、回答者全体の得点が高得点に偏る天井効果 (ceiling effect) を示す可能性があるため、サンプル全体の平均値と標準偏差を検討したところ、6項目全てにおいて天井効果が確認されなかったため、それらの項目をそのまま用いて連所属と無所属の平均値の比較と差の検定を行った。その結果、予測される結果ではあったが、6項目全てにおいて連所属の平均値が無所属の平均値を顕著に上回り、0.1%水準で有意な差が確認された。連所属の平均値は「徳島県民として阿波踊りを守っていかねばならないという使命感がある」という項目以外、全てにおいて4ポイントを上回り、逆に無所属は、「阿波踊りの原型や基本的な型は、しっかりと受け継ぎ、後々まで伝えていくべきだ」と「阿波踊りは、踊ったり鳴り物を演じたりしてこそ、その真価が発揮される」という2項目を除いた4項目の平均値は、全て3ポイントを上回らなかった。ただ、「阿波踊りの原型や基本的な型は、しっかりと受け継ぎ、後々まで伝えていくべきだ」という項目に関しては、両群の平均値がともに6項目中最も高く、阿波踊りが徳島という地域にとって大切な郷土芸能であるという認識が抱かれていることが推測できる。これは、近年、演舞の派手なショー化や踊りの原形をとどめない亜流ともいえるような演舞に対する県民の

嘆きが一部マスコミに取り上げられており、そのような声を多少なりとも反映するような結果が得られたといえる。両者の平均値の差異が特に顕著であったのは、「阿波踊りという文化を伝承することに積極的に携わりたい」と「できる限り阿波踊りを踊ったり見たりし、郷土芸能や文化の持つ価値や魅力を学びたい」という項目で、その結果に示されるように、実際、祭りの期間中だけでなく、演舞や演奏で阿波踊りに携わっている連所属の方が阿波踊りという文化への関与、またその文化的価値への理解を示していることが理解できる。

地域文化に対する享受能力については、設定した尺度のまま平均値を算出した逆転項目（「地域の文化や郷土芸能の継承は、ある特定の熱心な人たちに任せておけばよい」）の1つを除いた全ての項目において、連所属の平均値が無所属の平均値を上回った。また6項目の内、4項目において連所属と無所属の平均値に有意な差が確認された。特に顕著であったのは、「地域文化を守り、伝えていくことに自分自身、積極的に携わりたい」と「地域文化にできる限りふれることによって、その価値や魅力を学びたい」という項目で、阿波踊りの享受能力と同様に、無所属よりも連所属の回答者が地域文化への関与、理解、保存・継承という意識が高いことがわかった。

表4は、コミュニティへの帰属意識に関する項目の因子分析の結果を示したものである。設定した17項目それぞれに対して、「1. 全くあてはまらない」から「5. ひじょうによくあてはまる」までの5段階評定尺度を用いて回答を求めた。そしてその尺度が間隔尺度を構成するものと仮定して、それぞれの尺度の番号をそのまま得点化し、平均値の算出ならびに主因子法による因子分析を行った。固有値1.0以上の数値を基準とし、4因子を採用した。4因子の累積寄与率は56.58%で、バリマックス回転後の各項目の因子負荷量と各因子の $\alpha$ 係数は表4に記されるとおりである。各因子を構成する項目間の信頼係数 $\alpha$ は、全て80以上を示し、4因子それぞれの安定度は証明された。そして各因子の項目の特徴から、人間関係を大切に、地域住民と助け合えるような関係が構築されており、地域住民を信頼してその地域に愛着を

表4 コミュニティへの帰属意識

	Mean(SD)	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	共通性
<b>第1因子：共属感情 (<math>\alpha=.84</math>)</b>						
いま住む地域での人間関係を大切にしている	3.01 (± 1.03)	.74	-.19	.11	.11	.56
いま住む地域の住民とは、困ったときに互いに助け合えるような関係が築けている	2.66 (± .95)	.71	-.22	.07	-.00	.52
いま住んでいる地域の住民であることに誇りを感じている	2.71 (± .91)	.62	-.10	.22	.15	.50
いま住んでいる地域の住民のことを信頼している	2.95 (± .90)	.60	-.06	.40	.04	.46
いま住んでいる地域に対して愛着を感じている	3.17 (± .98)	.58	-.15	.33	.16	.52
いま住む地域の悪口を言われたら、自分の悪口を言われたような気になる	3.00 (± 1.03)	.58	-.01	.27	.09	.32
<b>第2因子：忌避 (<math>\alpha=.83</math>)</b>						
地域での活動への誘いは、正直なところ余計なお世話だ	2.50 (± .87)	-.10	.78	-.16	-.10	.74
自分の住む地域で何か問題が起こっても、それにはかかわりを持ちたくない	2.58 (± .83)	-.16	.71	-.20	.10	.59
地域での行事に参加するのはおっくうに感じる	2.84 (± .89)	-.10	.71	-.25	-.01	.57
近所づきあいは面倒なので、なるべくかかわりを持たないようにしている	2.57 (± .88)	-.15	.61	.10	-.17	.43
いま住んでいる地域は、たまたま生活しているに過ぎない	2.70 (± 1.13)	-.05	.55	-.07	-.10	.53
地域での行事や活動は、熱心な人たちに任せておけばよい	2.77 (± .84)	-.48	.52	-.08	.03	.28
<b>第3因子：自治 (<math>\alpha=.90</math>)</b>						
いま住む地域をよりよくするための活動ならば、率先して協力したい	2.88 (± .88)	.36	-.19	.76	.15	.85
地域の人々と力を合わせて、地域の育成やまちづくりを進めていきたい	2.91 (± .84)	.39	-.20	.74	.13	.79
地域で生じた生活上の問題は、そこに住む住民が協力し合って解決すべきだ	3.33 (± .86)	.23	-.16	.66	.25	.63
<b>第4因子：規範 (<math>\alpha=.80</math>)</b>						
よりよい地域づくりを進めるために決められたルールや規範に従うべきだ	3.94 (± .85)	.16	-.06	.16	.80	.69
いくら個人的なことであっても、地域のルールを無視して好き勝手にすることは望ましくない	3.96 (± .83)	.08	-.10	.15	.71	.64
寄与率(%)		18.74	16.96	12.42	8.46	56.58

表5 因子得点の比較

	社会集団への所属		t-value
	連所属 (n=95)	無所属 (n=124)	
第1因子：共属感情	.09	-.07	1.35
第2因子：忌避	.17	-.13	2.35 *
第3因子：自治	.26	-.20	3.80 ***
第4因子：規範	-.12	.09	-1.71

\* p&lt;.05 \*\* p&lt;.01 \*\*\* p&lt;.001

感じているということから第1因子を「共属感情」と、地域での活動に消極的で、かかわりを持ちたくなかったり、おっくうに感じたりし、できる限り地域との関係を遠ざけようとする態度が見られることから第2因子を「忌避」と、地域をよりよくしたいと感じ、それに対して積極的に協力して地域の問題解決やまちづくりを進めようとする意識が見受けられることから第3因子を「自治」と、そして地域で決められたルールや規範は遵守すべきだという共通項が見られるため、第4因子を「規範」とそれぞれ命名した。表5は、抽出された4つの因子の因子得点を連所属と無所属とで比較した結果である。第1因子の共属感情に関しては、阿波踊りの連に所属する人の因子得点の方が無所属の人の得点を若干上回っていた。地域社会へのかかわりを回避しようとする第2因子の「忌避」については、無所属よりも連所属の得点が高く、5%水準で両者に有意な差が見られた。また有意ではなかったものの、第4因子の規範につい

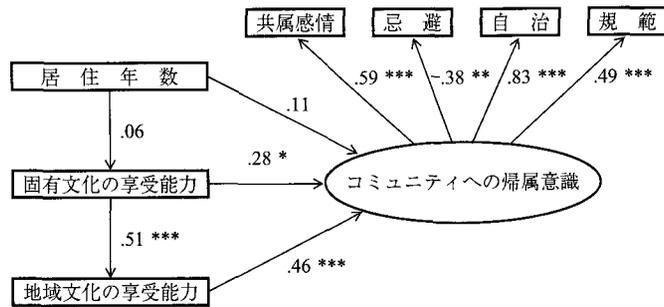
ても連という社会集団に所属し、その集団で規範や役割を実感しているにもかかわらず、無所属の人に比べて連所属の方が規範意識が低い傾向にあった。ただ、第3因子の自治に関しては、連所属の因子得点が無所属を上回っており、0.1%水準で両者には有意な差が認められた。これらの結果から社会集団への所属によって地域内での活動における協同や主体性に対する意識に強く影響を及ぼしているものと推察できる反面、地域でのつきあいをおっくうに感じてもおり、社会集団への所属がコミュニティへの帰属意識に全てプラスに投影されているのではないという様子が見えがうかえた。

以上のような結果を踏まえた上で、図1の分析枠組みに示したようなコミュニティへの帰属意識に居住年数、地域固有文化の享受能力、地域文化の享受能力がいかなる影響を及ぼすのか検討する。その直接的影響と、地域文化の享受能力を仲介する居住年数と地域固有文化の享受能力の間接的影響を検討するために、各変数の平均値、標準

表6 各変数間の相関・平均値・標準偏差

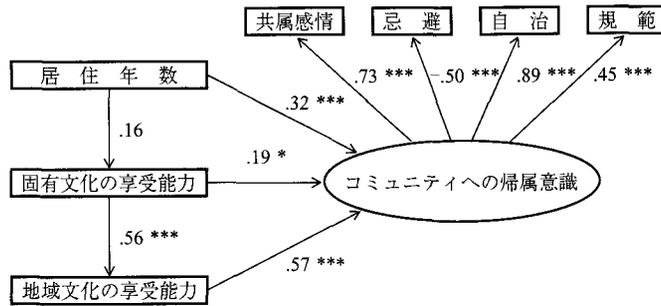
	居住年数	阿波踊り	地域文化	共属感情	忌避	自治	規範
居住年数	—						
阿波踊り	.14*	—					
地域文化	.11**	.58***	—				
共属感情	.33	.36***	.40***	—			
忌避	-.16*	-.01	-.17*	-.42***	—		
自治	.25**	.49***	.62***	.59***	-.36***	—	
規範	.11	.18**	.34***	.28***	-.17**	.36***	—
Mean	15.52	20.81	19.61	17.51	15.97	9.12	7.89
SD	12.47	5.64	3.87	4.30	4.05	2.35	1.53

n=219 \*p<.05 \*\* p<.01 \*\*\* p<.001



\* p<.05 \*\* p<.01 \*\*\* p<.001

図2 パス解析の結果（連所属）



\* p<.05 \*\* p<.01 \*\*\* p<.001

図3 パス解析の結果（無所属）

偏差、そして変数間の相関係数を示したものが表6である。「阿波踊り」と「地域文化」と記されるものは、表2と表3に示した6項目の合計得点による合成変数である。享受能力は、「固有価値の理解と継承」という2つの視点からなるが、本研究では獲得された知識や技術の有無・程度では

なく、個人の心的状態を評価する項目を採用したため、2つの視点に相関が示されることが予測されたので、「阿波踊り」と「地域文化」のそれぞれにおいて、単次元による合成変数として享受能力を捉えることにした。両者それぞれの内的一貫性に関しては、信頼係数のαが阿波踊りの享受

能力において.89、地域文化の享受能力においては、「地域文化や郷土芸能の継承はある特定の熱心な人たちに任せておけばよい」という項目の得点を逆転させて $\alpha$ 係数を算出したところ.80と両者ともに高い値が得られた。またコミュニティへの帰属意識については、因子分析の結果から抽出された4因子を構成する下位項目の回答の合計得点による合成変数である。結果に示されるとおり、ほとんどの変数間に有意な相関が見られた。これらの変数を用いて、図1に示した因果モデルの妥当性を共分散構造分析によって検討を試みるが、上記の結果に示されたように、連所属の回答者と無所属の回答者の心的状態には差異が見られ、社会集団への所属が結果に強い影響をもたらす推測されるため、因果モデルの検証はサンプル全体ではなく、連所属と無所属との両者を分けて共分散構造分析を試み、結果を考察することにした。その分析結果を示したものが図2と図3である。四角で囲んだものが観測変数で、楕円で囲んだコミュニティへの帰属意識は潜在変数で、構成概念を示すものである。その結果、図2と図3ともにモデルの適合性が確認された。図2の連所属については $\chi^2=19.98$  ( $p=.07$ )、図3の無所属については $\chi^2=18.06$  ( $p=.11$ )で両者ともにモデルは採択され、モデルの適合度指標も連所属ではGFI=.94、CFI=.94、RMSEA=.08、AIC=51.98、IFI=.95、無所属でもGFI=.96、CFI=.98、RMSEA=.06、AIC=50.06、IFI=.98と十分な値が得られた。図2と図3の因果モデルともに、構成概念であるコミュニティへの帰属意識から4因子への各観測変数への影響指数は全て有意であり、構成概念と観測変数は適切に対応しているものと判断した。結果に示されるとおり、地域固有の文化享受能力から地域文化の享受能力、地域文化の享受能力からコミュニティへの帰属意識、また地域固有の文化享受能力からコミュニティへの帰属意識のパス係数は、いずれも予測に一致した有意な値が得られた。中でもコミュニティへの帰属意識に対する説明力は、地域文化の享受能力であるということが明らかになった。また無所属の因果モデルに関しては、居住年数からコミュニティへの帰属意識についてのパス係数も有意であった。つまり、無所属の群に関しては、居住年数が長くなるほど、コミュニ

ティへの帰属意識が高まることが明らかになった。ただ言い換えれば、連に所属する人々の方がより一層、その地域に長く居住するかどうかということよりも、その地域で文化とどうかかわったのかが、コミュニティへの帰属意識に強く影響するということが理解できる。連所属、無所属ともに居住年数から地域固有の文化享受能力に向かうパス係数は有意ではなかったが、それは、地域固有の文化に対する理解を深め、価値を評価することには、量的、すなわち時間的な問題よりもその文化や存在を認識するために郷土芸能そのものかどうかとどう対峙するかという質的な側面が重要である、上述の結果を裏付けていることを示すものといえるだろう。

#### 4. ディスカッション

「街づくり」という言葉は、1962年の名古屋市栄東地区の都市再開発の市民運動において初めて使われ、その後、一般用語として登場したのは、1970年代前半に区画整理による道路拡張やマンション建設にともなう日照権の侵害等への反対運動が起こったときといわれている<sup>4)</sup>。1970年代後半になると、大都市圏でインナーシティ問題が深刻になり、それに対して地域社会を再生するまちづくりが防災とも絡みながら行政と地域住民の協働で進められ、まちづくり協議会などで住民自らが主体的に計画づくりにかわり、時間をかけて道路や公園の整備を始め、産業政策、福祉、教育問題などと関係しながら生活基盤を向上させるまちづくりが進められた<sup>18)</sup>。この時期に「まちづくりとは何か？」ということについて、行政関係者だけでなく、建築家や福祉の専門家、また生活環境や都市問題に関心を寄せる様々な学問分野の研究者達がまちづくりという言葉に鍵概念にし、学際的かつ総合的に都市問題にアプローチし始めたのである。ひらがなで表記する「まちづくり」は、官庁用語として使われ、硬直した基準によって定められる機械的な作業といった固いイメージを持つ都市計画とは違い、衰退しつつある地域の再生をめざして、住民自らが地域をつくりかえようと物的環境の改善のみならず、目に見えない生活面での改善や生活の質の向上を図るための活動の総称として使われるようになった。

現在、まちづくりという名で取り組まれる活動は、都市開発や再開発、区画整理から快適な住環境の整備や住まいづくり、またコミュニティデザインを含めた都市計画や地方都市で衰退しつつある商店街などの商業地の活性化、さらには地域で特徴的な事業を展開するまちおこし事業や地域社会と行政との連携を図るパートナーシップに至るまで多岐に渡っている。その中でもまちづくりと文化の関係に関心が寄せられるようになって久しい。1980年代後半には、多くの地方自治体において、好景気の煽りも受け、地域文化の受け皿として美術館や音楽ホールといった文化施設が建設されたが、いわゆる「箱物行政」という公共事業の色彩が色濃く映った。施設建設などのハードの整備は目に見えるため、文化行政の象徴としてわかりやすいという面がある。しかしながら、そのような文化行政や都市計画において、箱物ありきの行政論理が優先されてしまったために、作り上げられた建物や計画にはその地域で生活を営み活動する住民の存在や姿が反映されていないという結果を招いてしまった。さらにこれまでの文化事業については、展覧会やサミットといったイベント的なものが主流であり、総花的であったり、打ち上げ花火的であったりしたため、事業に継続性や一貫性、また運動性が加味されず、起爆剤のような存在でしかなかった。まちづくりには、そのまちのために興される「全てのアクション（行為）を含む公共的営為」<sup>25)</sup> という意味合いが込められるため、まちづくりそのものやまちづくりにかわる事業は、そのまちに住む人々の存在や住民自身の主体的かつ創造的な活動、また生活との密接なかかわりが論じられなければ、まちづくりという言葉が一人歩きし、いつまで経っても地域振興における美辞麗句にしかならず、まちづくりそのものも机上の空論化してしまいかねない。

本研究が掲げた命題は、地域文化の振興とコミュニティ意識の醸成を住民サイドの視点から捉え、地域住民の祭りや郷土芸能といった地域固有の文化に対する享受能力が地域文化の価値の認識や理解を促し、それがコミュニティへの帰属意識の高揚に帰結するという因果モデルを検証することであった。ケースに取り上げた阿波踊りは、一部の伝承者だけに受け継がれるような限定的な伝

統文化ではなく、現代社会における「職・遊・学・憩」という地域性も反映した郷土芸能として広く大衆に受け入れられている文化であり、吉野が主張する「全てのアクションを含む公共的営為」というまちづくりに対する意味合いをくみ取れば、県民と文化の接点は他の祭りや郷土芸能と比べても比較的近い存在に位置づくものであるといえる。結果に示されたように、地域文化にかかわる社会集団への所属は、地域固有の文化に対する享受能力を高める一方で、その行動や意識は地域文化全般的な享受能力にも投影されることが明らかになった。また社会集団への所属は、コミュニティへの帰属意識を構成する自治という要因にもポジティブに影響していることもわかった。さらに社会集団への所属とは関係なく、地域固有の文化享受能力が地域文化全般の享受能力に影響し、最終的にコミュニティへの帰属意識にも強く影響を及ぼすという因果関係も証明された。つまり、祭りや郷土芸能のような地域固有の文化は、その文化の存在が地域住民にとって身近な存在であればあるほど、またその文化固有の価値を認識し、理解する享受能力が高ければ高いほど、コミュニティへの帰属意識が高まるということである。

Schultzら<sup>19)</sup>は、「シンボリック解釈的アプローチ」という手法を用いて、組織イメージと組織アイデンティティ、そして組織文化との緊密な関係性を「表出的組織」という概念を用いて論じている。その重要な要素である「感情的でシンボリックな表出性」は、単に組織外部のオーディエンスに向けられたものだけではなく、組織成員などの組織内部のオーディエンスに向けられたものでもあり、企業戦略や企業イメージ、また名声といった企業のコーポレート・アイデンティティを築き上げるために行われる活動は、組織の表出性を活用した典型的な例といえるだろう<sup>23)</sup>。そのように考えれば、阿波踊りは、徳島という地域のアイデンティティを示すためのシンボリックな存在であり、阿波踊りは連に所属するメンバーだけでなく、踊り場の空間を演出する人、またそのパフォーマンスを観て拍手や喝采を送る人、さらにはその踊りに祝儀を贈ったり、踊り子の労をねぎらい、飲食などを振る舞ったりする人を含めた数多くの人々によって阿波踊りは生産され、消費されるの

である。阿波踊りにおける「同じ阿呆ならおどらにゃ損々」という有名なフレーズは、場を共有する人たちの共属感情をかき立てる様相を示すものであり、広く人々に開かれた空間づくりと演出がさらに人々の気分を高揚させ、初めて徳島の地に足を踏み入れた人までもが踊りの輪と渦へと巻き込まれていくのである。また Hatch and Schultz<sup>5)</sup> は、組織アイデンティティ・ダイナミクスモデルを提示し、組織内部の成員が分有するところの組織文化と組織外部のオーディエンスが解釈するところの組織イメージとが、ダイナミックに交錯するところに組織アイデンティティは構築されると述べている。つまり、徳島県外の人々が阿波踊りに対して期待を抱き、徳島県のイメージを形成するように、徳島県民は有名連に対して「これぞ阿波踊り」というものを期待し、徳島内外の人々、また有名連の内外の人々がダイナミックに交錯することによって徳島のアイデンティティが構築される。そして阿波踊りという地域文化に触れ、人々がそれを享受し、徳島県外の人々は徳島に対するイメージを、そして徳島県民は阿波踊りをより身近に感じることによって徳島に対するアイデンティティを再形成するのである。

コーエンとプルサック<sup>2)</sup> は、ソーシャル・キャピタルは人々の中の積極的なつながりの蓄積によって構成されるものであり、「高い信頼」「強固な社交ネットワーク」「活気のあるコミュニティ」「共通の理解」「共同の取り組みに対する対等な参加」がその特徴的な要素であると述べている。本研究の結果から文化が人と地域を繋ぐ連結ピンや共通の言語となり、する・みる・支えるにかかわらず、文化への関与と固有価値の認識と理解が自らが住む地域への理解にも繋がるということが明らかになった。つまり、地域文化の振興が地域住民間のつながり、ソーシャル・キャピタルの醸成や蓄積に寄与すると考えることができるだろう。また同時に、アイデンティティの表出性から考えても地域文化の振興は、まちづくりの有効なツールとなりうることも示唆された。重森<sup>20)</sup> は、地域文化の発展に重要な視点として、①自治の原則、②自立の原則、③共同の原則、④人間発達の原則という4つの原則を掲げ、内発的地域発展の論理を展開しているが、醸成されたコミュニティへの帰属

意識や地域に蓄積されるソーシャル・キャピタルが、地域内での異なる活動やさらなるまちづくりにもどのように転用できるのか、また目に見えないこれら地域の資産ともいえるものを行政組織のみならず、民間企業、NPOをはじめとした中間組織がどのように活用し、事業化するのかという戦略的まちづくりの展開に対する議論が今後求められるだろう。

## 引用文献

- 1) Bowles, S. and Gintis, H.: Social capital and community governance, *Economic Journal* 112: F419-F436, 2002.
- 2) コーエン, D. ・プルサック, L. (沢崎冬日訳): 人と人の「つながり」に投資する企業, ダイヤモンド社, 東京, 2003.
- 3) Coleman, J.S.: *Foundations of social theory*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 1990
- 4) 延藤安弘: まちづくり読本, 晶文社, 東京, 1996.
- 5) Hatch, M.J. and Schultz, M.: The dynamics of organizational identity, *Human Relations*, 55 (8) : 989-1018, 2002.
- 6) 池上惇: 生活の芸術化: ラスキン・モリスと現代, 丸善ライブラリー, 東京, 1993.
- 7) 池上惇: 情報社会の文化経済学, 丸善ライブラリー, 東京, 1996.
- 8) 菊池美代志: コミュニティづくりの展開に関する考察—社会学の領域から, (コミュニティ政策学・研究フォーラム編「コミュニティ政策1」, 東信堂, 東京), 33-44, 2003.
- 9) マッキーバー, R. M. (中久郎・松本通晴監訳): コミュニティ, ミネルヴァ書房, 京都, 1975.
- 10) 中村久子, 新聞記事に見る戦後の阿波踊り—戦後の阿波踊りを支えたもの, 徳島大学総合科学部人間科学研究, 1: 1-11, 1993.
- 11) 中村久子: 阿波踊り起源説について, 徳島大学総合科学部人間科学研究, 4: 23-36, 1996.
- 12) 岡本包治編著: まちづくりと文化・芸術の振興, ぎょうせい, 東京, 1992.
- 13) 奥田道大: 都市コミュニティの理論, 東京大学出版会, 東京, 1983.
- 14) 奥田道大: 都市型社会のコミュニティ, 勁草

- 書房，東京，1993.
- 15) パットナム, R.D. (河田潤一訳)：哲学する民主主義，NTT出版，東京，2001.
- 16) パットナム, R.D.：ひとりでボウリングをするーアメリカにおけるソーシャル・キャピタルの減退，(宮川公男・大守隆編「ソーシャル・キャピタル」，東洋経済新報社，東京)，55-76, 2004.
- 17) ラスキン, J. (木村正身訳)：ムネラ・プルウエリスー政治経済要義論，関書院，東京，1958.
- 18) 佐藤滋：まちづくりの科学，鹿島出版会，東京，1999.
- 19) Schultz, M., Hatch, M.J. and Larsen, M.H.: The expressive organization, Oxford University Press Inc., New York, 2000.
- 20) 重森暁：現代地方自治の財政理論，有斐閣，東京，1988.
- 21) 鈴木広編：コミュニティ・モラルと社会移動の研究，アカデミア出版会，東京，1978.
- 22) 高橋晋一：「連」のエスノグラフィーー阿波踊りの文化人類学的研究に向けて，徳島大学総合科学部人間社会文化研究, 7: 27-42, 2002.
- 23) 竹中克久：組織戦略を社会的見地から検討するー認知的・道具的合理性から理解可能性へ，社会学評論, 56 (4) : 780-796, 2006.
- 24) テンニース, F. (杉之原寿一訳)：ゲマインシャフトとゲゼルシャフト，岩波文庫，東京，1957.
- 25) 吉野正治：市民のためのまちづくり入門，学芸出版，東京，1997.

( 受付：2007年1月22日 )  
( 受理：2007年7月9日 )



## 「レジャー活動」と「レクリエーション」に関する ランダム化比較試験のシステマティック・レビュー

上岡洋晴<sup>1</sup> 津谷喜一郎<sup>2</sup> 高橋美絵<sup>3</sup> 本多卓也<sup>4</sup>  
森山翔子<sup>4</sup> 武藤芳照<sup>4</sup> 山田有希子<sup>5</sup>  
眞喜志まり<sup>6</sup> 下嶋 聖<sup>7</sup>

### A systematic review of randomized controlled trials concerning leisure activity and recreation

Hiroharu Kamioka<sup>1</sup>, Kiichiro Tsutani<sup>2</sup>, Mie Takahashi<sup>3</sup>, Takuya Honda<sup>4</sup>  
Shoko Moriyama<sup>4</sup>, Yoshiteru Mutoh<sup>4</sup>, Yukiko Yamada<sup>5</sup>  
Mari Makishi<sup>6</sup>, Hijiri Shimojima<sup>7</sup>

#### Abstract

In this study we performed a systematic review (SR) of randomized controlled trials (RCTs) concerning psychosomatic effects of leisure activity and recreation, in order to 1) describe the effectiveness of such studies, and 2) evaluate the quality of individual articles.

Keyword searches were performed using such keywords as "leisure activity and randomized controlled trial" or "recreation and randomized controlled trial" in databases, such as "OVID full text", "Web of Science", "PubMed", "Scopus", "JAMAS Database" and "J Dream II", between June and September 2006. Eligible articles described RCT in any language, of any size and observation period. We also prepared a original criteria comprised of 17 items for the evaluation of the quality of the RCT modeled from other similar systems like "PEDro Scale". Evaluations were made for each item, scoring 1 point for an executed performance and 0 points for no performance or no description of the performance in each study, with the points accumulated for a possible perfect score of 17 points for each study.

- 
- 1 東京農産大学地域環境科学部身体教育学研究室  
Laboratory of Physical and Health Education, Faculty of Regional Environment Science, Tokyo University of Agriculture
  - 2 東京大学大学院薬学系研究科医薬政策学講座  
Department of Drug Policy and Management, Graduate School of Pharmaceutical Sciences, The University of Tokyo
  - 3 身体教育医学研究所  
Physical Education and Medicine Research Center, Mimaki Social Welfare Corporation
  - 4 東京大学大学院教育学研究科身体教育学講座  
Department of Physical and Health Education, Graduate School of Education, The University of Tokyo
  - 5 東京厚生年金病院図書室 Tokyo Kosei Nenkin Hospital Library
  - 6 首都大学東京図書情報センター荒川館 Arakawa Library, Tokyo Metropolitan University
  - 7 東京情報大学環境情報学科 Department of Environmental Information, Tokyo University of Information Sciences

Only three papers were found from the search results. Siedliecki (2006) described locomotrium pain and depression in subjects relieved by listening to music (8 pts), Fitzsimmons (2001) described depression in the elderly relieved by moving around on the "Easy Rider Wheelchair Bike" (8 pts), and Parker et al (2001) reported the effects of leisure therapy and occupational therapy on the mood, leisure participation, and independence in activities of daily living of stroke patients (11 pts).

Although only three RCTs were found, numerous non-RCTs and observational studies on the psychosomatic effects of leisure activity and recreation existed both in Japan and abroad. Those studies have suggested some beneficial effects of leisure activity and recreation such as improvement of QOL, health-promoting, educational and therapeutic effects. Additional studies with high evidence-graded study design would be necessary to validate the significant suggestions from the previous studies.

## 1. 緒言

1990年代後半から「科学的根拠に基づいた医療 (evidence based medicine)」や「科学的根拠に基づいた健康政策 (evidence based health policy)」など、「科学的根拠に基づいた…」という用語が

頻繁に用いられるようになってきた。

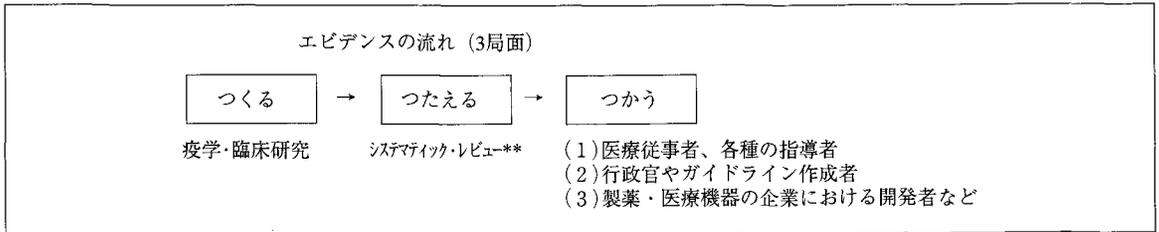
エビデンスの構築と整理のために、研究デザインによってエビデンス・グレーディング(格付け)<sup>1)</sup>がなされるようになった(表1)。ここでのエビデンス・グレーディングは、ヒトゲノムなどの基

表1 エビデンス・グレーディング(格付け)<sup>1)</sup>

I	システマティック・レビュー(メタ・アナリシスを含む)
II	1つ以上のランダム化比較試験による研究
III	非ランダム化比較試験による研究
IV	分析的疫学研究(コホート研究や症例対照研究)
V	記述研究(症例報告や症例集積)
VI	患者データに基づかない、専門委員会や専門家個人の意見

[注] レジャー活動やレクリエーションの研究に当てはめた場合の例(架空)

- I IIに基づく複数の研究結果を選択的・網羅的に収集し、メタ・アナリシスという統計手法に基づき統合するとともに、批判的吟味を加えて、解釈や一般化可能性(外的妥当性)、全体的なエビデンスを示すこと。
- II あるレクリエーションをさせる群と何もさせない群にランダムに割付し、その効果を見ること。
- III あるレクリエーションをさせる群と何もさせない群に研究者の意図に基づいて割付し、その効果を見ること。
- IV 1)ある市の全小学校において、ボーイスカウトに入っている子どもとそうでない子どもに分けて、10年間追跡し、10年後時点でボランティア活動を行っている者の比率を比較すること。  
(縦断的研究)
- 2)ある小学校において、アウトドア活動を1年に2日以上行っている児童(実践群)と、1年間に1日以下しか行っていない児童(非実践群)に分けて、体力テストの結果を比較する。  
(群間の比較研究、横断的研究)
- V 数例(統計解析ができない程度)のレジャー活動やレクリエーションの報告や、実施前後の客観的データの比較、参加者の主観的な態度や心の変化などの記述。(事例研究)
- VI 研究データに基づかない、専門委員会や専門家個人の意見



\* 改変部分は構図の変更。

\*\* より質の高い研究(ランダム化比較試験など)を選択的・網羅的に収集・統合し、批判的吟味を行い、結果を解釈して、公表すること。

図1 エビデンスの流れとシステマティック・レビュー  
(津谷, 2003 より一部改変\* 作図)

礎医学ではなく、実際の人間を対象とした疫学研究や臨床研究、生物統計学などの研究デザインが対象となる。仮にレジャー活動やレクリエーションが、心身に及ぼす効果を探る研究の場合には、研究デザインの段階において、これを見越して実施することが、エビデンスを語る上で重要である。最も真実を示す可能性が高いと位置づけられるのが、ランダム化比較試験の「システマティック・レビュー (メタ・アナリシスを含む) : SR」であり、次いで「ランダム化比較試験 (RCT)」、そして最下位が「患者データに基づかない専門委員会や専門家個人の意見」となっている。例えば、「Iの研究とVの研究で相反する結果が出た場合には、Iの結果の方が真実である可能性が高い」として採択されることになる。

最上位とされるRCTのSRは、とくに臨床医学に関連する研究としては「コクラン共同計画\*」<sup>2)</sup>、福祉・教育・刑事司法などの研究領域や学際領域としては「キャンベル共同計画\*\*」<sup>3)</sup>がよく知られており、世界中のRCTを選択的・網羅的に収集し、SRに基づいて介入による効果を評価している。

エビデンスについては、図1のように「つくる」「つたえる」「つかう」の3つの局面がある<sup>4)</sup>。現場での指導や臨床は、「エビデンスをつかう」の部分に該当し、臨床研究や疫学研究で得られた良好と考えられる成果を現場に役立てることとなる。他方の「つくる」と「つたえる」は、換言すれば「研究すること (とくにRCTデザイン)」と「良質な研究結果を正確にまとめること (SR)」に相当する。

ところで、総説論文においては、従来からの記述的レビュー (narrative review) とシステマティック・レビュー (systematic review)<sup>4)</sup>がある。前者は、論文の収集・採用時において、著者の主観的な選択や筆者の考えを支持する論文を選択的に採用する傾向が強いこと、また質の低い論文まで議論の対象とするなどの問題点があるのに対して、後者は、研究テーマや選択基準などを明確に規定し、対象論文を選択的・網羅的に収集する方法である。論文の収集については、あるデータベースを用いて、適格基準に従って検索すれば、世界中の誰が行っても同一の論文がヒットすることになる。さらに、SRは最終的にすべての研究の

#### コクラン共同計画\*

1992年に発足し、独自にシステマティック・レビューであるコクラン・レビューを発表している。「1) すべてのRCTから、2) 良いものだけを、3) まとめて、4) 遅れなく、5) 必要の人に届けること」<sup>5)</sup>を目標とし、システマティック・レビューの重要性を明確にした提唱者でもあるイギリスの医学者 Archiebald L Cochrane 博士の名を冠して「コクラン共同計画 (Cochrane Collaboration)」と名づけられ、世界的に展開されている医療技術評価のプロジェクトである。

#### キャンベル共同計画\*\*

2000年に発足し、コクラン共同計画と姉妹機関として密接な関係を有している。ランダム化比較試験と非ランダム化比較試験を明確に分け、システマティック・レビューによって、社会・教育施策や実務の効果に関する最善のエビデンスを知りたい市民、実務家、政策決定者、教員と学生・生徒、そして研究者に電子的に公表し、更新をしていく世界的な評価プロジェクトである。

結果を統合して、批判的吟味とともに一定の結論づけができるところに大きな特徴がある。

これまで「レジャー活動」と「レクリエーション」に関する前者の研究は数多くなされているが、後者の RCT の SR は行われていない。「レジャー活動」と「レクリエーション」による疾病の治療や健康増進の効果、あるいは青少年への教育効果など、効果のエビデンスを述べるには SR が必要である。ここで扱う「レジャー活動」と「レクリエーション」の研究分野の範疇としては、効果を定量化することが可能な研究すべてとなる。ただし、レジャー・レクリエーション史や哲学、人類学などの人文分野やレクリエーションの具体的な指導・方法論を考究する分野は含まれない。

本研究は、「レジャー活動」と「レクリエーション」の心身に及ぼす効果についてのランダム化比較試験 (RCT) のシステマティック・レビュー (SR) を行うことにより、1) 効果を明らかにすることと、2) 研究の質を評価することを目的とした。

なお、本論では、「evidence (エビデンス)」の用語の定義を「科学的根拠」とし、レジャー活動とレクリエーションにおける「効果の科学的根拠」を考究するものである。

## 2. 方法

適格基準を表 2 に示す。英文キーワード検索として、“leisure activity” and “randomized controlled trial”と “recreation” and “randomized controlled trial”、和文キーワード検索としては、「レジャー活動」と「ランダム化比較試験」と「レクリエーション活動」と「ランダム化比較試験」として行った。データベースは、OVID (full text)、Web of Science、PubMed、Scopus、医学中央雑誌、JDream II であった。適格基準は、研究デザイン:RCT、出版言語:無制限、対象・サンプル数:無制限、観察期間:無制限、評価指標:無制限であった。

除外基準は、「ランダム化比較試験ではないこと」、「レジャーやレクリエーションの言葉が論文中にあっても、その定義がなく、身体活動や運動、リハビリテーションが主な介入方法であること」、「レジャー活動やレクリエーションとは無関係な内容であること」であった (表 3)。検索は、2006 年 6 月から 9 月の期間に実施した。

RCT 研究の質を評価するために、「PEDro Scale」<sup>6)</sup> および上岡ら<sup>7)</sup> と高橋ら<sup>8)</sup> の先行研究に基づいて、17 項目からなる評価指標を作成した。各項目について、「実施していれば 1 点」、「実施していない、または、記述がなければ 0 点」の 17 点満点

表 2 適格基準

1. 研究デザイン	ランダム化比較試験 (RCT)
2. キーワード	<英文> recreation and randomized controlled trial leisure activity and randomized controlled trial <和文> レクリエーション and ランダム化比較試験 レジャー and ランダム化比較試験
3. 出版言語	無制限
4. 対象・サンプル数	無制限
5. 観察期間	無制限
6. 評価指標	無制限

表 3 除外基準

- |  |
|--|
| 1. 研究デザインが、ランダム化比較試験ではないこと。  |
| 2. 「レジャー活動」「レクリエーション」の言葉は文中にあっても、その定義がなく、身体活動や特定の運動・リハビリテーションが主な介入方法であること。 |
| 3. 「レジャー活動」「レクリエーション」の内容ではない研究であること。                                       |

表4 英文・和文によるキーワード検索結果

使用データベース	検索年月	ヒット数	最終の論文数
OVID (full text)	2006年6月	196	2
Web of Science	2006年6月	18	0
PubMed	2006年6月	37	1*
Scopus	2006年9月	13	1
医学中央雑誌	2006年9月	119	0
JDream II	2006年8月	8	0

\* OVID と重複。

で評価した。

### 3. 結果

「レジャー活動」と「レクリエーション」のキーワードを合わせて、英語検索では「Ovid (full text)」が196件、「Web of Science」が18件、「PubMed」が37件、「Scopus」が13件、日本語検索では「医学中央雑誌」が119件、「JDream II」内の「JMedPlus」が8件ヒットしたが、実際に該当する論文は3編だけであった(表4)。

Siedliecki<sup>9)</sup>は、運動器の良性かつ慢性的な疼痛を有する患者60名を対象として、自分で好きな音楽を聴く群(PM)、実験者がリラクゼーション

になると想定した音楽を聴く群(SM)、対照群(C)に割り付けし、1日1時間、7日間連続で聴かせた結果、Cと比較してPMとSMが有意な疼痛と抑うつ軽減、活気・生活機能の向上があったが、PMとSMの間には有意差はなかったことを報告している(表5)。

Fitzsimmons<sup>10)</sup>は、介護福祉施設に入所している抑うつ傾向にある高齢者40名を対象として、車椅子連結自転車を利用して2週間(1日1時間で週5回)レクリエーション(散歩)をする群(recreation: R)と対照群(control: C)に割り付けた結果、Rで抑うつ程度が有意に軽減したことを報告している(表6)。

表5 エビデンス・テーブル(1)

著者	Siedliecki SL
発表年	2006
タイトル	音楽が活力、疼痛、抑うつ、生活機能障害に及ぼす効果
目的	慢性疼痛のある良性の運動器疾患患者(CNMP)を対象として、自分で選択した曲の音楽鑑賞群と実験者が準備した曲の鑑賞群、対照群のいずれが、介入後の活力、疼痛、抑うつ、生活機能障害に効果があるかを明らかにすることを目的とした。
方法	CNMPをもつ21～65歳のアフリカ系アメリカ人と白人患者男女60名を、緊張緩和・精神安定または気分高揚を目的として自分で好みの曲を選択する群(PM:N=22)、実験者が選んだリラクゼーション音楽を提供する群(SM:N=18)、対照群の(N=20)の3群にランダム割付を行い、PM群とSM群については1日1時間、7日間連続で音楽を聴かせた。各群について介入前後に活力、疼痛、抑うつ、生活機能障害の指標を測定した。
評価尺度 (アウトカム)	疼痛:McGill Pain Questionnaire short form 抑うつ:Center for Epidemiology Studies Depression scale 生活機能障害:Pain Disability Index 活力:Power as Knowing Participation in Change Tool
結果	音楽を用いた2群(PMとSM)は、対照群と比較して、活力(p<0.05)が有意に向上、疼痛(p<0.01)と抑うつ(p<0.01)が有意に低下、生活機能(p<0.05)の有意な回復があった。しかし、すべての項目において、PM群とSM群間では有意差はみられなかった。
結論	看護師(関係者)は、CNMPの患者に対して、痛み、抑うつ、生活機能障害の軽減や活力の増進を目的として音楽(曲)の用い方を指導することが望まれる。

表6 エビデンス・テーブル(2)

著者	Fitzsimmons S
発表年	2001
タイトル	車椅子連結自転車を利用したレクリエーション療法が高齢者の抑うつ状態に及ぼす効果
目的	米国ニューヨーク州の福祉施設に長期入所している抑うつ傾向のある高齢者を対象として、車椅子連結自転車を利用した2週間のレクリエーション療法が抑うつ状態に及ぼす効果を検証する。
方法	対象：うつ診断や症状を呈する入所者の中で、GDS簡易版が4点以上であった40名(男性72%、平均年齢80.5歳、平均入所期間29.1年)をランダムに介入群と対照群に割付した。 介入：2週間(1時間×週5日)にわたり、車椅子と自転車を前後に連結した車椅子連結自転車を用い、スタッフが自転車を操縦して屋内外を散策するレクリエーション(乗車時間は1人15分、前後にグループで談話)を実施した。
評価尺度 (アウトカム)	short-form Geriatric Depression Scale (GDS簡易版) 高齢者の抑うつ尺度で、身体、感情、意欲、自尊心、希望に関する15項目(はいいいえ)からなり、5点以上で抑うつ状態と評価される。
結果	介入後のGDS点数は、介入群(19名、脱落1名)で有意に低下( $p < 0.0001$ )し、対照群(20名)ではわずかに上昇しており、介入による抑うつ状態の改善が示唆された。 下位分析により、認知症(介入群の内11名)の者及び抑うつ状態が軽度(診断や服薬を受けていない)の者ほど改善傾向が高く、薬剤による治療の前に、心理・社会的介入を活用することの有効性が示唆された。 女性よりも男性の方が、介入に興味を示す傾向がみられた。
結論	車椅子連結自転車を利用したレクリエーション療法は、長期入所高齢者の抑うつ状態を改善することが示唆された。

表7 エビデンス・テーブル(3)

著者	Parker CJ, et al.
発表年	2001
タイトル	脳卒中後のレジャー療法と一般的な作業療法の多施設ランダム化比較試験
目的	脳卒中後の患者に対するレジャー療法と作業療法による介入で、気分、レジャー参加、日常生活動作(ADL)を退院後、12ヶ月後まで追跡して明らかにすることを目的とした。
方法	対象：5つの病院で466名。レジャー(L)群：163名(平均年齢72歳)、ADL(ADL)群：156名(平均年齢71歳)、対照(C)群：157名(平均年齢72歳)にランダム割付した。 介入(作業療法士による)：ADL群は退院後最長6ヶ月まで、とくにADLの向上を目的として10回以上(1回30分以上)の家庭用プログラムを実施させた。L群は退院後最長6ヶ月まで、レジャー活動への参加とそれが促進されるような動作要素の訓練を実施させた。C群には何も介入は行わなかった。ただし、すべての者は外来診察のように、地域でのリハビリテーションなどは自由に受けられるものとした。
評価尺度 (アウトカム)	気分：General Health Questionnaire (GHQ) レジャー活動(量と頻度)：Nottingham Leisure Questionnaire (NLQ) ADL：Nottingham Extended ADL Scale (NEADL) など
結果	12ヶ月後まで追跡できたのは、L群：74%(113名)、ADL群：68%(106名)、C群：71%(112名)であった。 GHQ(気分)は6ヶ月後、12ヶ月後において、C群と比較して、L群・ADL群はともに有意差はなかった。NLQ(レジャー活動)も6ヶ月、後12ヶ月後において、C群と比較して、L群・ADL群はともに有意差はなかった。NEADL(ADL)も6ヶ月後、12ヶ月後において、C群と比較して、L群・ADL群はともに有意差はなかった。
結論	先行研究に反して、退院後の脳卒中患者に対する追加的な作業療法(ADLとレジャー)は、気分・レジャー活動・ADLに有意な効果をもたらさなかった。

表8 研究の質についての評価（文献6-8による評価項目を用いた）

大項目	小項目	Siedlecki (2006)	Fitzsimmons (2001)	Parker et al. (2001)
対象者選定 と ランダム化	1)対象選定(採用と除外)の基準は 明記されているか?	1	1	1
	2)レジャーあるいはレクリエーションの 定義づけがなされているか?	0	0	0
	3)ランダムなグループ分けがされたか?	1	1	1
	4)群の割付について隠蔽がなされたか?	0	0	1
	5)両群はベースラインで同等だったか?	1	1	1
盲検化	6)対象者は盲検化されたか?	0	0	0
	7)介入者は盲検化されたか?	0	0	0
	8)評価者は盲検化されたか?	0	1	1
介入・測定	9)介入内容(種類、頻度、時間、期間、 場所、強度など)の詳細は明記されて いるか?	1	1	0
	10)サンプル数は十分か? (ベースラインで各群50以上、 またはパワー分析に基づき決定 したか?)	0	1	1
	11)観察期間は十分か?(3ヶ月以上)	1	0	1
	12)測定・評価方法は明記されているか?	1	1	1
分析・結果	13)主な指標においてベースライン時 の対象者の85%以上の測定がなさ れたか?	1	1	0
	14)主な指標においてIntention-to-treat 分析がなされたか?	0	0	1
	15)主な指標において統計学的群間比較が なされたか?	1	0	1
	16)主な指標において点推定と信頼区間の 両方を示しているか?	0	0	1
	17)有害事象に関する記述があるか?	0	0	0
合計得点	---	8	8	11

Parkerら<sup>11)</sup>は、脳卒中患者(466名)に対して、退院後に6ヶ月間の一般的な自宅での作業療法を行う群(1回30分以上で10回以上)と、レジャー活動を行う群(レジャー活動に必要な動作要素も含む)、何もしない対照群の3つに割り付けをして、気分や日常生活動作の程度、レジャー活動の参加の程度を介入終了後6ヶ月後まで追跡して調べた結果、群間に有意差がなかったことを報告している(表7)。作業療法士は、自己の治療について過大評価をせず、効果が生じるかどうか

を常に観察する必要があることも合わせて示している。

表8は、研究の質の評価である。3研究に共通しているのは、「レジャー活動とレクリエーションの定義がなされていない」、「有害事象の記述がない」という事項であった。

#### 4. 考察

システマティック・レビューの基本的な手順に従って、選択的・網羅的な論文収集を行った。著

名で大規模な雑誌を包括する6つのデータベースを使用したことから、該当論文の漏れが生じていることは考えにくい。データベースにおいて、ヒットした論文数は多いものの、抄録 (abstract) をすべて読み、除外基準に従った結果、3編だけとなった。シソーラスの「下位語も含めた検索を行う」機能を用いてキーワードに基づき検索を行ったが、例えば、「レジャー」のシソーラスは、下位語に指定されている「休日」、「リラクゼーション」、「休息」、「趣味」、「スポーツ」などの用語が含まれている文献もヒットしてしまうことが、実際に適格基準に適した3編の論文とヒットした論文数の差異として生じた原因のひとつと考えられる。また、論文中にこれらの用語が出てると、例えば、考察の中で先行研究のRCTを引用して記述していると、RCTという用語があるのでデータベースはこれを取り込んでしまうことも数が多くなった理由として考えられた。

研究が少なかったことは、RCT デザインで実施することが困難だということだけではなく、「レクリエーションとレジャー活動」という用語について学術的なコンセンサス (とくに医療・保健・福祉や関連する学際領域) が国際的に得られていないため、「運動」や「リハビリテーション」などの別の用語にマスクされている可能性が高いためと考えられる。国内外を問わず、「レジャー活動」と「レクリエーション」による人に対する効果のエビデンスを述べる上では、この用語が運動・身体活動やリハビリテーションなどの用語と完全区別され、独立した介入方法となりうる学際的なコンセンサスが必要だろう。

現時点においてRCT デザインの研究は少ないものの、非ランダム化比較試験あるいは症例対照研究やコホート研究などの観察研究は数多く実施されているはずであり、治療効果や健康増進効果、教育効果のエビデンスを明らかにするためには、こうした研究を含むSRも必要である。本研究は、メタ分析による統合をも計画したが、それには至らなかった。システマティック・レビューは、定期的あるいは新たに更新していくことが必要であるため、今後の課題となった。

研究の質をみると、17点中、11点が1編、8点が2編であり、中庸と考えられる研究の質であ

った。しかし、「レクリエーション」の定義づけがすべての研究でなされていないことは、前述のように「レクリエーション」の効果と明確にできない限界を含んでいた。

アウトカムにおいて2つの研究<sup>8) 9)</sup>に共通している点は、抑うつ症状の改善が含まれていたことだったが、「虚弱高齢者が楽しめるように工夫された特殊な自転車に乗せてもらっての散策」と「音楽を聴くこと」がレクリエーションと位置づけられ、異なる介入方法であったために、メタアナリシスによる統合を行うことは不可能であった。レジャー治療と作業治療の効果については、唯一の研究のため統合を行うことはできない。こうしたことから、それぞれの効果を個別に示しているにすぎないSRとなっており、この点が本研究の限界ともなっている。さらに検索が2006年6月から9月と3ヶ月間を要しており、タイムラグが生じていることも本研究の限界である。

## 5. まとめ

「レジャー活動」と「レクリエーション」が心身に及ぼす影響について明らかにしたランダム化比較試験は、看護の欧文雑誌2編と臨床リハビリテーションの欧文雑誌1編に掲載されていた。前者2編では、高齢者における運動器の疼痛軽減とうつの改善にレクリエーションは効果があったとし、後者1編は脳卒中患者において、レクリエーション活動参加と作業療法との間に、日常生活動作の回復過程の効果は有意な差がなかったとする報告であった。エビデンス・グレーディングの高い研究デザイン2編から、レクリエーションは、運動器の疼痛の軽減とうつ症状を軽減させる可能性があることが示唆された。研究の質は、それぞれ17点満点で、8点、8点、11点であった。

「レジャー活動」と「レクリエーション」に関するランダム化比較試験の研究デザインは、現段階においては少ないが、非ランダム化比較試験や観察研究は多数報告されている。これまでの「レジャー活動」と「レクリエーション」による教育効果、治療効果、健康増進効果、QOLの向上などの意義ある報告を、今後は、よりエビデンス・グレーディングの高い研究デザインによって効果を実証していく必要性が示された。

## 附記

本研究は、日本レジャー・レクリエーション学会第36回大会で発表した内容を一部改変したものである。

平成18年度厚生労働省厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業)「温泉利用と生活・運動・食事指導を組み合わせた職種別の健康支援プログラムの有効性に関する研究、主任研究者：上岡洋晴(H18-循環器等(生習)一般-036)」の一部として実施した。

## 参考文献

- 1) 財団法人厚生統計協会：国民衛生の動向, p.12, 2004.
- 2) コクラン共同計画：アクセス,  
<http://www.cochrane.org/>
- 3) キャンベル共同計画：アクセス,  
<http://www.campbell.gsc.upenn.edu/>
- 4) 津谷喜一郎：EBMにおけるエビデンスの吟味, *Therapeutic Research*.24 (8) :1415-1422, 2003.
- 5) 津谷喜一郎：エビデンスを調べる-systematic reviewの現状-, *臨床薬理*.34 (4) :210-216, 2003.
- 6) *Physiotherapy Evidence Database: Access*,  
<http://www.pedro.fhs.usyd.edu.au/index.html>
- 7) 上岡洋晴, 黒柳律雄, 小松泰喜他：温泉の治療と健康増進効果に関するシステムティック・レビュー, *日本温泉気候物理医学会誌*, 69:155-166, 2006.
- 8) 高橋美絵, 上岡洋晴, 津谷喜一郎他：中高年者の健康増進を目的としたランダム化比較試験による運動・生活指導介入のシステムティック・レビュー：介入研究の課題と介入モデルの検討, *日本老年医学会誌*, 44 (4) :403-414, 2007.
- 9) Siedliecki SL: Effect of music on power, pain, depression and disability, *J Advanced Nursing*, 54: 553-562, 2006.
- 10) Fitzsimmons S: Easy rider wheelchair biking: a nursing-recreation therapy clinical trial for the treatment of depression, *J Gerontol Nurs*, 27:14-23, 2001.
- 11) Parker CJ, Drummond AER, Deway ME et al: A multicentre randomized controlled trial of leisure therapy and conventional therapy after stroke, *Clin Rehabil*, 15:42-52, 2001.

( 受付：2007年3月12日 )  
( 受理：2007年11月5日 )



# 現代日本社会の親密性における自己開示の条件に関する考察 — 広島県西部のトライアスロン競技愛好者の事例から —

浜田雄介

## A case study of the requirements for self-disclosure in relation to intimacy within contemporary Japanese society — Triathletes in West Hiroshima prefecture —

Yusuke Hamada

### Abstract

The purpose of this paper is to depict an example of modes of intimacy which exists in contemporary Japanese society in the specific case of relationships among triathletes. This study will particularly investigate how intimacy with others at their leisure exists to function as giving recognition to individuals.

I will argue that, as far as the background of the emergence of such intimacy is concerned, the fact that comprehensive relationships which used to embody criteria for people to acknowledge “What is *myself*?” have been dismantled. Because people have lost social cohesion in terms of self-other relationships, their scattered orientation has not been reconstituted. Moreover, it caused a dilemma in which people found it difficult to approach others who gave recognition to them. Therefore, it will be essential to overcome such a dilemma with others and to meet the conditions for self-disclosure in order to establish intimacy as mentioned above.

According to the present research, there are modes in which people acknowledge the differences between their own orientation and practice, within a relation of intimacy among subjects. People accept their mutual heterogeneity without identifying their own orientation and practice as those of others. By doing so, their own orientation and practice, and others who acknowledge them, will be synergistically meaningful. Among its subjects, the state of the acknowledgement of their differences was fixed as a condition for self-disclosure.

### 1. 本稿の目的

近代化の進行に付随して、旧来の伝統的、文化的な紐帯によって持続的に維持構築されてきた人々の関係性のあり方が変容しつつあるとされる。例えば地縁や血縁、社縁の堅固さが弱まったことや、不況による企業依存の生き方の揺らぎ（宮島・島藺，2003，p. 1）、核家族化や少子化、地

域社会の変容によって持続的に共有される時間や空間あるいはコミュニケーションメディアとしての文化が消失したこと（櫻村，2002，p. 221）などが、そうした変容の基因として挙げられる。ベック（Beck, U.）による「リスク社会」<sup>註1)</sup>やバウマン（Bauman, Z.）のいう「個人化」<sup>註2)</sup>の議論などは、上記のような変容を基底として、個人が日常生活

のあらゆる局面において選択の責を科される社会の不安定さを示唆している。

人々にとって、持続的な結びつきをもたらす時空間の喪失はこれまで「自分とは何か」ということの基準足りえてきた包括的な諸関係の解体を意味する(浅野, 1999, p. 52)。その一帰結として、人々のあいだで自己承認を希求する意識が先鋭化していること、また承認のあり方として「自分らしさ」がその基準となるような傾向が見受けられることが指摘されている。宮島と島蘭は現代日本社会における個人々の「自分らしさ」を表象するものとしての「自律」への意識の高まりについて、以下のように例示している。

職場でも家庭でも従来の固定的役割構造が崩れ、決められた役割に安住できないため変化への適応の用意をもたなければと感じていること(自己再定義)、自分の言葉を持ち、自分の生き方をもたなければならないという思いが人々のなかで強まっていること(自立)、世間の標準や平均に囚われず、自分を貫くことで他人や社会と結ばれる道を探すという生き方もみとめられること(固有ライフスタイル志向)などの形で現れている(宮島・島蘭, 2003, p. 15)。

また宮島と島蘭は「自律」を実現する契機となるものとして、その支えとなる他者との「つながり」を挙示している(宮島・島蘭, 2003, p. 16-7)。「つながり」における他者は、お互いの価値観の違いや異質性を前提にしたものであり、人々はそうした他者性に対して十分に意識的であることが求められると述べられている(宮島・島蘭, 2003, p. 22)。

本稿の目的は、トライアスロン競技愛好者<sup>註3)</sup>を対象として、上述のような「つながり」における親密性の動態の一端を描写することにある。「自分らしさ」を希求する個人と、個々に承認をもたらす他者との「つながり」が、現代日本社会に顕現しているという宮島と島蘭の指摘に関して、余暇時間での趣味的実践を介した親密性の事例をもとに、いかにして自己開示とそれによる他者からの承認の獲得がなされるのかということの

条件に照射していく。

自己開示とは、自己に関するメッセージを発信し、それを他者に肯定、受容してもらうことによって、他者に対する信頼を得る営為とされる(福重, 2006, p. 135)。宮内は、人々の繋がり<sup>註4)</sup>がうまくいかない要因として、多様な価値基準が介在する現代社会のなかで、人々が自己開示できず、他者を欺いているかのように感じていることを挙げている(宮内, 2005, p. 312-3)。また、人々が自己開示をできない事由として、自らの苦しみや悩みを表に出すことのできる環境のなさがあるという(宮内, 2005, p. 333)。多かれ少なかれ何らかの悩みを持つ大半の人たち(宮内, 2005, p. 333)にとって、個々に固有の問題を表出できる環境への参与やその構築が、自己開示にとって有意な役割を果たすということになる。したがって本稿ではトライアスロン競技愛好者同士を事例として、趣味的実践にもとづいた親密性が、いかような条件のもとに、自己開示が可能な環境として機能するのかということの様態を顕示したい。

## 2. 親密圏における他者とのジレンマ

### (1) 現代的な親密圏の特性

先に、個々に承認をもたらすものとしての他者が相互の異質性を前提とすること、また互いに異なる価値基準が人々の自己開示にとって障壁となるということに触れた。このことは、人々を結びつける社会的な紐帯や共通した目的が衰退した現代において多様で異質な他者との距離を平易に縮めることはできず、他者による承認への欲求が即時的に充足されない状況を示している。

齋藤は、現代的な親密圏を「具体的な他者の生への配慮/関心をメディアとするある程度持続的な関係性」と定義している(齋藤, 2003, p. vi)。これまで、親密圏とは異性愛にもとづいた「愛の共同体」としての家族と同一視されてきた(齋藤, 2000, p. 93)。しかし、同性愛や単身者などを例とした家族の多元化や、家庭内暴力や虐待に代表される家族の分断(齋藤, 2000, p. 93-5)など、必ずしも親密圏と家族とが等号で結びうるとは限らないこと、また、例えばグループホームやセルフヘルプグループなど、近年にみられる家族の枠を超えた新しい親密圏の形成(齋藤, 2003, p. v)がな

されていることが、上記の定義の背景となっている。

具体的な他者とは人称性を帯びた他者のことであり(齋藤, 2000, p. 93)、そうした他者との関係性は「他ならぬ」という代替不可能性を包含するという(齋藤, 2003, p. vii)。また親密圏における他者は身体性を備えており(齋藤, 2000, p. 92-3)、そうした他者との関係が持続的であるということは、他者からの愛着や被縛性の介在を意味している(齋藤, 2003, p. vii-viii)。加えて親密圏では複数の人々との行為や会話による「レスポンスレリテイ」に自らを置くことができる。そのため、親密圏内にいる人々に一定の安全性を与え、生の拠りどころになると同時に、他者との差異によるジレンマが介在している(齋藤, 2003, p. 321)。

土井は若者同士の親密性を例に、自己肯定感に対する社会的な安定性が失われたことの代替としての具体的な他者によって、自己の正当性の確証を得ることが求められると述べている(土井, 2005, p. 48)。先述のような社会的状況から、「自分らしさ」の指針はもはや客観的にみえる他者からの肯定的な評価によって支えてもらわなくなってしまうとされる(土井, 2005, p. 45)。しかし社会的な根拠に支えられない内発的な「自分らしさ」は、各自の関心を差異化してしまう。多様な個々人同士の関係を安定させる強固な紐帯もまた存在せず、他者からの承認を求め、関係を維持することが困難になってきている(土井, 2005, p. 46-7)。

齋藤のいう異質な他者とのジレンマはこの指摘に符合するものと考えられる。芳賀は現代における他者との距離をめぐるジレンマについて、他者との距離を縮めることで承認の獲得はなされたとしても、同時に自己の感覚や感情にもとづいて自分らしく暮らすうえでの限定を課されるパラドックス的状况に陥ると述べている(芳賀, 1999, p. 28)。したがって宮島と島藺のいう異質な他者との「つながり」という前提からは、他者との持続的な関係性の維持と、そこにおける葛藤という様相が導出される。そしてこうした葛藤を緩和、超克することが、自己開示に付帯する条件として定置されよう。

## (2) 選択的コミットメント

浅野は現代に特徴的な新しい親密性の形である「選択的コミットメント」という概念を「参入・離脱の比較的容易な関係において、生活の文脈を限定的・選択的にのみ共有するような親密性」と定義している。インターネット上で互いの顔さえ知らぬままに結ばれる親密な関係、自己開発セミナーやその他のワークショップでしか会わない人々との間で結ばれる親密な関係などがその例とされる(浅野, 1999, p. 50)。

浅野によると、これまで親密な関係が取り結ばれるのは、家族など生活上の広範な文脈を共有した包括的な領域に限られていた(浅野, 1999, p. 49)。これに対して選択的コミットメントでは、その特性として特定の文脈においてのみ関係が構築されること、関係への参入離脱の自由性、関係構築の過程を享受する即時充足性が挙げられている(浅野, 1999, p. 50-1)。

「選択的コミットメント」による親密性の要点は、特定の文脈を基底とした関係性の維持構築と、その場における自己開示の可能性という点で特徴づけられる。「選択的コミットメント」の場においては、自分の全てを見せなくてもよく(浅野, 1999, p. 50)、いくつもの中心へと散開したその都度の「自分らしさ」(浅野, 1999, p. 51)が充足される。特定の問題や関心にもとづいた他者との親密性は、ある文脈に沿った自己開示の可能性とともに、必要以上に他者との距離を縮めない作用を兼有していると考えられる。

## (3) 関係における持続性

浅野の指摘にしたがえば、「選択的コミットメント」による親密性では人々の結びつきの基底が共通の問題や関心によって整序されていることで、承認欲求と他者の異質性との相克が回避されるということになる。樫村は安定した他者関係の構築あるいは個人が関係にコミットするためには、互いに対称で(樫村, 2002, p. 224)、持続的な出会いの継続と記憶の蓄積を要すると述べている(樫村, 2002, p. 226)。一定の継続した経験の共有が担保されることが、成員性などといった関係上の明証性を有さない関係性を維持する要件となる(樫村, 2002, p. 225-6)。

また花崎によると、親密圏を新たに創りだし、またそれを安定的に維持するためには、互いに相手が自分の私的な領域に入ることを許しながらも、相手がいやなことは強いて求めない距離を保つこと、価値感情の類似性や共通性を親密さの担保としながらも、過度に相手に同調を求めないことが肝要とされる（花崎, 2003, p. 24-5）。

これらの指摘から、特定の文脈が即時的に安定した他者関係をもたらすのではなく、それを契機とした他者との適正な距離にもとづく持続性および相互の対称性を築く過程が伴うことが考えられる。したがって、本稿では対象者個々の志向と、彼ら／彼女ら同士の他者関係のあり方との連関から、対象者同士が持続的に結びつけられる事由に焦点をあてる。対象者が競技という文脈とその実践を通じた持続的な他者関係にコミットしていく過程を追うことで、自己開示を可能とする環境の条件の精査を試みる。

### 3. 方法と対象

#### (1) 調査方法

本稿が調査対象とするのは、広島県西部におけるトライアスロン競技の愛好者たちである。彼ら／彼女らの年齢や性別、職業は様々であるが、競技活動を通じた交歓によって関係が結び結ばれているという点で、特定の文脈にもとづいた関係性への参与およびその構築として捉えられる。

調査方法は対象となる実践の場への参与観察と特定の対象者に対する聞き取り調査である<sup>註5)</sup>。調査実施期間は2005年11月からの約1年間である。参与観察の場としては、自転車店主催の合同練習会や対象者が集まった週末の練習への参加、または大会や遠方への練習合宿への同行などを挙げるができる。

聞き取り調査では、愛好者6人を対象に1対1での半構造化インタビューを実施した。対象者は各々日常的に多くの時間や労力をトライアスロンに関係する活動に割いている。時期などによる違いはあるが、大会に向けて準備する場合などでは1週間の練習時間が14時間を超えることもあるという。また重きをなした活動ということについては、大会参加経費や機材にかかる費用など、経済的な面からもいうことができよう。こうしたこ

とから、トライアスロンが競技愛好者の日々の生活において比重の大きな実践であることが推察される。またトライアスロンは個人に依拠する持久的な競技である。しかしながら、そうした実践において他者との関係が求められ、実際に形成されていることは、上述した親密圏の特性を包含しているものと考えられる。

聞き取り調査対象者の選定事由として、参与観察を継続していくなかで、彼ら／彼女らが互いを活動上の重要な他者を指す場合に用いる言葉である「仲間」や「いつものメンバー」として認識していると考えられたことが挙げられる。実際に彼ら／彼女らは活動の場において帯同する機会を多く有しており、またこれまで持続的に活動をともししてきた経験の蓄積などが確認された。対象者の年齢は20代後半から40代前半まで、男女比は4:2である。職業は自営業、会社員、公務員などとなっている。6名個々の詳細は以下のとおりである。また文中の年数は調査当時のものとする。

#### (2) 聞き取り調査対象者の詳細

Aさん(20代後半、男性)は機器部品メーカーで設計事務に従事している。高校まで陸上部に所属しており、高校卒業後、現在勤務している会社でも陸上部に入部した。しかし実業団のレベルの高さに壁を感じ、また同期社員との交友などに時間を割いていくうちに陸上から離れ、半年で退部してしまった。その後しばらくは運動から離れていたが、もともと興味があったトライアスロンを始めようと一念発起し、約2年前に競技用自転車を購入した。始めた当初は思うように動かない身体や一時的に参加したトライアスロンクラブの厳しい指導に当惑したというが、半年ほど前にふと立ち寄ったX自転車店を介して現在活動をともしにする人々に出会い、継続して練習をこなせる環境が整ったという。平時の退社が22時近いこともあり、仕事が忙しいなかで自分がどれだけできるかということを目指して練習に取り組んでいる。

Bさん(20代後半、女性)は実家の生花業に従事して8年目になる。両親と姉と4人で店舗を切り盛りし、将来は経営者として家業を継いでいくつもりだという。仕事が終わってすぐに帰宅という生活から脱却を図るため、およそ6年前にY

スポーツクラブに入会した。初めはエアロビクスのレッスンに参加するなどの活動が中心であったが、プールを利用しているうち、徐々にトライアスロンに取り組む人々と面識を持つようになった。彼らに連れ添って県内の大会に応援に出かけたりもしたが、そのときはまさか自分が競技者として大会に出場するとは思ってもよらなかったと回想している。ところが県内でも著名なトライアスロン競技者夫妻(HさんとIさんとする)との出会いをきっかけに、真剣に競技に打ち込むようになった。現在では国内でも有数の長距離大会である鳥取県の皆生大会を2年連続で完走するほどの実力の持ち主である。

Cさん(40代前半、男性)は公務員として行政機関の警備にあたっている。勤務は24時間拘束と休曜日とを繰り返すサイクルによる交代制で、自転車競技には最適の勤務体系とのことである。小学生のときから野球一筋で、現在の勤務先も野球を継続できることを基準に選んだという。軟式野球の社会人日本一や国体出場など、輝かしい実績を残している。5年ほど前からトレーニングの一環として自転車に興味を抱くようになった。その後X自転車店の仲介でDさんと知り合って以来、自転車競技にのめり込み、Dさんのことを「師匠」として崇敬している。それまで所属してきた機関内の野球部を引退し、現在は休曜日のほとんどを自転車競技の練習にあてている。また勤務日でも休憩時間などを利用してランニングを実施するなど、豊富なトレーニング量を確保している。

Dさん(30代前半、男性)は対象者のなかでも異彩を放つ存在である。高校生のころからマウンテンバイク競技で頭角を現し、就職後も自転車メーカーの契約選手として全国を転戦し、全日本選手権で優勝するなど活躍した。ところが仕事が繁忙になったことを契機に一線から退き、趣味として長らく興味を抱いていたトライアスロンに転向した。競技転向後も県の強化指定選手となるなど実力者として名を馳せたが、仕事が多忙を極めたことから競技との両立が困難になり、思い悩む日々が続いたという。転職した現在は産業機械を販売する営業職に勤める傍ら、自転車競技を中心に活動している。現在でもその実力は仲間内でも

頭抜けており、周囲の競技者の目標の1つとなっている。

Eさん(30代前半、女性)は、およそ10年前に販売業の事務員から公的機関の団体職員に転職し、勤務体系が規則的になったことが、運動を始める要因となった。Yスポーツクラブの会員となり、マラソン大会などに出場していたが、トライアスロンは「自分にはできないもの」として敬遠していた。しかしたびたび周囲から大会参加の誘いを受け、4年前から本格的に競技に取り組むようになった。苦手であった水泳を克服し、大会を完走できたこと背景には、練習につき添ってくれた周囲の存在が大きかったという。大会に参加するときは必ず複数人で遠征し、折々の交流を楽しみながら競技を継続している。

Fさん(30代後半、男性)は大学卒業後に東京で就職し、その後広島での企業勤務を経て、現在は家業であるガラス施工業を継いでいる。就職後間もなくして太りだしたことが、Fさんが運動を始める契機となった。トライアスロンを知ったのは広島に戻ってからで、初出場した大会での感動が、今まで競技を継続してきたことに通じているという。毎年皆生大会に出場することを目標に練習を重ねたが、業務中の怪我などもあり、一時的に競技を離れたこともあった。それでもトライアスロンをやめようとは考えず、その折々で、できる範囲を考えながら練習に勤しんできた。現在は長崎県で開催されるアイアンマン<sup>註6)</sup>出場を目標に邁進している。

### (3) 代表的な実践の場のあり方

X自転車店は山口県との県境に程近い場所に位置しており、場所柄から米軍基地よりの来客も多い。そのため基地内で行われるトライアスロンやマラソンの大会に店長や客がボランティアスタッフとして運営にかかわることもある。お店は大正元年から続いており、3代目となる店長(50代後半、男性)は、その親切な人柄を示す声を多く耳にしたことや、県内外を問わず常時多くの客が入りしていることなどから、客からも慕われる存在であるといえる。なお、聞き取り調査対象者の全員が、X自転車店の顧客である。

店長は現在の店舗のあり方を、「自転車を介し

て誰しものが交流できる場」にできるよう心がけているという。過去にX自転車店には固有の名称を冠した愛好者のチームが存在していたが、活動上の志向の相違などから成員間で軋轢が生じチームは立ち行かなくなった。そのような経緯を踏まえ、お店や練習会で様々な人が場を共有し楽しむことができるようにとの思いがあるという。

X自転車店では「しまなみファンライド」と呼ばれる自転車の走行会を、年に2から3回の頻度で主催している。本州と四国とをつなぐ「しまなみ海道」を往復するおよそ84kmの行程は、その景観や道路状況のよさなどから好評を博し、毎回50人ほどの参加者で賑わっている。走行会の参加者は共通した成員要素を有しているというわけではなく、全員が顔見知りというわけでもない。走力もさることながら、X自転車店との関わりの深浅や所属も様々であり、他店の顧客や異なるチームのメンバーなどが一同に介する形式となっている。

このような走行会の特徴から、参加者の内訳は流動的である。「周囲は知らない人ばかり」という参加者の言葉からも、そうした特徴の一部を垣間見ることができる。またそれぞれが行事の参加について異なる目的や志向を把持していることも同様に類推される。

一方Yスポーツクラブは、広島市の西方に位置する大型ショッピングセンター内に施設を構えている。広島県西部では随一の規模であり、多くの競技愛好者が利用している。聞き取り調査を行った6人のうち、Aさんを除く5人がこのスポーツクラブの会員である。

かつてYスポーツクラブ内でもトライアスロンのチームが結成されており、現在も名前を替えてチームは存続している。しかしながら、現状では実質的なチームとしての活動は行なわれておらず、会費だけが徴収されているような状況だという。もともと結成されたチームが概して競技志向であったのに対して、初心者や週末のサイクリングを楽しみたい人たちなど、幅広い層に門戸を開くという趣旨のもと、チームは改名し、再結成された。ところが代表者の多忙などもあり、次第にメンバーが定期的集まらなくなってしまい、現在に至っているとのことである。

Bさんは現在Yスポーツクラブで親交のある競技愛好者とのかわりについて、下記のように考えている。

別にジムが一緒じゃけえって、休みの日とかに待ち合わせて練習とかはあんまりない。やっぱりグループというか、一見一緒っぽくて実は違うみたい。けっこう一緒におりそうでおらん。

同様に、Yスポーツクラブに入会して間もないCさんは以下のように話す。

なるべく今は新しく知り合い作りとうないんよ。(中略)知り合いできてそこで話したら練習のジャマになるじゃん。ワシは鍛えに行きよるんじゃけえ話に行きよるんじゃないけえ、そんな知り合いは必要ない。今までおる知り合いは仲間じゃけえそういうのは別で楽しいけど、話しょっても。でも今から先には作らない。

上記のような事柄に関して、対象となる愛好者のあいだには人々を束ねる明確な枠組や関係性における外的な参照点は存在していない。彼ら/彼女らのあいだで明示的な共通の目標などもなく、競技に対する志向や競技力、実践をともにする頻度なども疎らである。彼ら/彼女らが実践をともにするのは互いの都合があったときに限られ、それは一見して独自の志向に沿って活動している者同士の烏合のようにも受け止められる。

しかしCさんのいう「仲間」とはそのような関係性を指す表現ではなく、互いの存在を「意味ある他者」<sup>註7)</sup>として認識していることの表れであろう。このことから、先述した特定の文脈を介した親密性が、必ずしも文脈ただそのみを通じて構築されるものではないということが推察される。それは競技という共通項によるチーム活動の衰退や、BさんとCさんが安易に他者との共在や関係の取り結びを望んでいないことなどからも看取される。

このことから特定の文脈のみでは多様な志向を収斂し、他者に自己開示を促す十分条件とはならないこと、言い換えれば、自己開示の障壁として

の他者とのジレンマを超越する条件が、「仲間」といわれる対象者同士の親密性において介在しているということになる。

#### 4. 聞き取り調査対象者同士の親密性

ここでは、おもに聞き取り調査から得られた結果をもとに、いかにして対象者同士が「仲間」として互いに結びつけられているのかということの昭示を試みたい。以下よりいくつかの項目にわけて、彼ら／彼女らの言説について検討していく。

##### (1) 承認されないという経験

聞き取り調査対象者のなかで、4名がこれまでYスポーツクラブのチームや、県下のほかのチームとかかわった経験を有している。しかし現在では4名ともに特定の枠組みにもとづいたチームの活動には参与していない。

かつてYスポーツクラブのトライアスロンチームに所属していたFさんは、周囲との志向の相違から脱会し、しばらく単独での活動を続けていた。そのときのことをFさんは以下のように振り返る。

思いが伝わらんことが多かったけえ、(中略)チームの総会とかしたりするんじゃけど、いくら意見を述べても最終的にはある人がおって、その人のいうことが全てになっとるん。じゃあ意見言うた意味ないじゃん。

(練習会が)9時出発なら9時出発で出れるようにみんなおるんじゃけえ、そうすればええじゃん。そういうことができんわけなんよ。ルーズなんよ。そういうことがワシイヤなん。自分で9時にスタートできるように頑張って仕度して、それなりに時間かかる人は自分が早く行って自ずと仕度すりゃええわけじゃん。いつもそういうふうな内容のことを言うんじゃけど伝わらんのんよ。

競技を始めた当初、あるチームの練習会を紹介されたAさんは、当時のことをこう振り返る。

イチから教えてくれるっていう話で行った

んよね。そしたら全然教えるも何も。自転車買った次の日じゃけえ、集合場所だけ教えてもらって自分で車で行って。

そのときに(チームの)会長の方に言われたのが、水泳やったことがなかったけえ「泳げるようになってから来い」って言われた。「泳げんヤツがトライアスロンはできん」とハッキリ言われて。結局そうだったんよ、自分で練習してから来いって。ハッキリいわれたから、次の練習も周りの人からは誘ってもらえるけど、会長がそうやって言われるからには行きづらいよね。

Eさんは現在も名義上はYスポーツクラブのチームに所属している。しかし現在は主だった活動はなされていないという。

(過去には)第3日曜日だったか、みんなで公園走りましょとか、あったんじゃけど、やっぱり揃わんくなって、私は引っ張られるほうじゃけえそういうのあったら「ハイ」って行くんじゃけど。やっぱり人数が揃わんとか、せつかく声かけとるのにとか、揃わんかったらガックリきて、やっぱり「チェッ」ってなるよね、「チェッ」って。

生花業を営むBさんはこれまで特定のチームに所属したことはなく、これからも決してそうしたいとは思わないという。

大変そうじゃん(チームに)入ったら。何かすごい思うんじゃけどね、もともと気が合って仲良くなるんだったらすごいずっと一緒におっても楽しいと思うんじゃけど、趣味で一、趣味が一緒じゃけえって全部が全部みんなと気が合うわけじゃないじゃん。絶対合わん人もおるけえ。そういうのはすごいめんどくさいよね。じゃけえ(気を)使わんといけんじゃろうけど、いらん気じゃないけど人間関係が面倒くさいけえ。合う人とは仲良くするけど、合わん人とは表面だけでいいけえ、チームとか入ったらまためんどくさそうじゃ

ん。みんなで一緒に行こうとか。結構身近にもあるけえ、そういうの。仲よさそうで実は上辺だけの付き合いとか。そんなんよりは、(チームに)入らずに、そのときに目標が一緒の人と練習したほうがいいじゃん。

上記のような経験や考えから、彼ら/彼女らは現在では固有のチームとかかわる活動の機会を有していない。Fさんは過去に所属していたチームの緩慢な雰囲気、またAさんは初心者にとって排他的ともいえる扱いに抵抗を感じたことが、チームから距離を置くきっかけとなった。これらはともに自己の志向するあり方が承認、受容されない経験として定置される。またEさんが語るようなチームの機能していない現状は、そこでの実践が他者からの承認を担保するものではないことを示唆している。

チームに所属したことのないBさんのいう「面倒くささ」は、「趣味」という共通項が、各々に散開した志向を統合するものではないことを示唆している。実際にこのことを身近に感じてきたBさんにとって、チームは余計な心的負担を強いる媒体でしかない。選択的な親密性において自己開示できるかどうかは、文脈によってのみでは決まらないことが上記の例より示される。これらのことから、特定の文脈それのみにもとづいた外的な諸制度や共通項による枠組で人と人をつなぎとめることは、彼ら/彼女らにとって自己開示の十分条件として成り立たないと考えられる。

## (2) 意味ある他者による承認

競技を始めること、あるいは継続して練習することに関して、彼ら/彼女らから聞かれた言葉に「1人ではできなかった」というものがある。ここではこの言葉を端緒に、競技という実践における他者が、彼ら/彼女らにとって承認をもたらす媒体として機能する様態を示していく。

競技に関しては常に教わる立場にあると自称するEさんは、皆生大会に出場することを決意し、練習に取り組んだときのことを楽しそうに振り返る。

(一緒に練習してくれた人が)申し込むとき

も「だいじょぶ、だいじょぶ」って(笑い)。乗せられて(笑い)。「すごいねえ」って。乗る私はどうなん?って感じ。何も疑うことなく乗ってしまった。

(自転車の練習中に遅れても)ビーって待つて止まってくれとったり、ビーって帰ってきってくれとったり、(一緒に練習してくれた人が)「(先に)行きよるけえねえ」みたいな、(自分も)「行きまーす」みたいな(笑い)。そんな感じですごい嬉しかったし、泳ぎ方も「ココに気持ちをもってくんよ」と浮く要領を教えてもらったり、かき方とか軸とか教えてもらったりして、何か「やらねば」って感じになるね。

Eさんは大会への出場や競技に取り組むにあたって「周りの存在が大きい」という。ここでいう「周り」とは、Eさんが競技に取り組むうえでの牽引してくれる他者として解釈できる。このような他者の存在をEさんは「パワフルな人」と表現する。Eさんは1人で大会に遠征したりはせず、「パワフルな人」による誘いをもとに、大会への参加を決めるという。こうした姿勢について、Eさんは以下のように話す。

(自転車に乗っている姿について周囲が)かっこいいよー、スタイルかっこいいよーって(笑い)。「えっ?えっ?」って私も嬉しくて、嬉しいとたぶん馬力も出るんかもしれん。

「前に誰かがおる」とか、追っかける気持ちで私まえに進みよるんだと思うんよー。誰もおらんかったら、たぶんね、バックしよるかもしれん(笑い)。(大会でも)「前の人追っかけるぞー」って感じで。なんかちょっと稀なスタイルかもしれん(笑い)。

上記のことから、「人についていく」ことがEさんの競技に対する積極性に寄与していることがわかる。Eさんは「1人では今まで絶対頑張っこれなかった」という。このような自覚のもとの「パワフルな人」は、Eさんの実践を補完する

かけがえのない存在であり、またそのあり方の承認に適う媒体となっていると考えられる。

彼ら／彼女らが競技に取り組むうえで、導となる他者の存在が大きいという例はほかにもある。Fさんは、競技を始めた当初、競技に対する周囲との志向の相違から、1人で競技を続けていた時期があった。しかし、Dさんたちとの出会いがFさんのそうした状況に変化をもたらしたという。

(Dさんともう1人の実力者であるHさんとに出会ったことが)大きいねえ。練習方法が自己流じゃったけえ、どういう練習したらええんかというのが全然わからなかったけえ。あれらあが入ってきたんが大きいよね。Dくんは何年前じゃろうか、4、5年前にみっちり1年間一緒に練習してもらったことがあるんよ、日曜だけじゃけど。日曜の、1年間で8割方は自転車Dくんと乗ったかのう。で、一緒に乗ることで、一緒に食事をしたりとか同行することが増えてくるんよ、遊びとかでもね。そうすると練習以外でも彼と話していると、ためになることがあるんよ。

たぶん彼らが出てこんかったら…、やめとるかのう。やめとるかだらけとるか。確かにその後でも練習できとる年、できない年、その前も練習できとる、できてない年、やっぱり仕事もあるし、つてのがあったけど、今も大して練習してないけど、やっぱりやめたいという気持ちはないし、やりたいという気持ちが常にあるけえねえ。やっぱり彼らがおってくれたせいというのはかなり大きい。

Dさんに練習に誘われた当初、Fさんは「いやいやDくん、僕はキミとは自転車には乗れんよ一、恐れ多くて。ようついていかんけえ」と断ろうとしたという。しかしDさんが「サイクリングがてらに」と自分を引っ張ってくれたことから、ともに練習する機会を多く得ることとなり、現在まで競技を続けるうえで、またそれ以上の意味を持つ「仲間」となっている。Fさんにとって自分のあり方を認め、指針となってくれる他者の存在が、かけがえのないものになっていることがわか

る。

Fさんにとって、Dさんらとの出会いは、競技に関する指標であり、また自身の志向に適う「仲間」との出会いであった。また同様にCさんも、Dさんとの出会いで受けた衝撃を以下のように振り返っている。

心拍計の使い方が全然わからなかった。説明書読まん人じゃけえワシは。そしたらXさん(自転車店の店長)が師匠、今のD師匠が近いけえ、教えてくれるけえって言ったらわざわざ(職場の)正門来てくれてわざわざ、忙しいときに。まだ前の職場のときかな。そのときに教えに来てくれて。そんでいろいろ話しょって、体重減らさんとロード乗ってもキツイけえって言ったら、「こういうトレーニングしたらいいですよ、3ヶ月から遅い人でも半年もかからんうちに減ってきますから」って。騙されたつもりでやってみようか一ってってやったらみるみる減ってきて「うわあ、すげえわあ」って。気がついたら痩せとったみたいないう感じじゃね。あれからじゃね、それから勝手に「師匠」って呼びだした。

CさんはDさんとの出会いを機に、本格的な練習に取り組むための身体的基礎を養うことができた。次第に練習を積み、やがてDさんと練習をともにするようにまでなったが、そこでのDさんの走りにまたも驚かされたという。加えてそうした合同の練習を重ねるうちに、現在練習をともにするほかの愛好者とも知り合うことができたことも大きいとCさんは語る。

FさんとCさんは目標となり信頼できる他者との出会い、練習における濃密な時間の共有を経てきた。このような過程で、現在の「仲間」と出会い、自らの活動の指針を得たといえる。

FさんやCさんの言説に呼応するように、Dさんも以下のように話す。

やっぱり今はCさんとか、みんな自転車一生懸命やりよってじゃけえ、「師匠、師匠」ってやってくれるけえ、そのへんでボクも中

途半端なことはあんまりしとうないし。やっぱりできればね、強いところも見せてあげたいしね、そしたらみんなの気持ちも高まるしねえ。

割と自己流でやってきとるけえ、自己流は自己流でいろいろ苦労するじゃん。そうすると割と説得力があるんかしらんけど、自分が経験してきたことを話したりするのを割とみんな真剣に聞いてくれるよね。やっぱ悩んだったらね、それはワシがずっとやってきたことじゃけど、少しでも参考になるならね。Cさんはそんな感じで師匠と弟子の関係になってしまった(笑い)。ボクもCさんみたいな人がおるけえ頑張れるしね。やっぱ負けたくないしね。おらんかったらそういう気持ちになれんしね。

こうした言説が示すように、Dさんもまた周囲の愛好者を意味ある他者として捉えている。周りを引っ張り教える立場としての自覚とともに、Dさんの実践のあり方を肯定するものとして、他者の存在が大きな意義を有していることが類推される。

最後に、Bさんが競技に没頭する契機にかかわる言説を紹介する。Bさんは皆生大会出場に向けて、同じ目標を持つ他者の存在をかけがえのないものとして位置づけている。

Iさん(実力者であるHさんの妻)も一緒ぐらいに(競技を)始めて、フルマラソンも一緒のときに出てっていうのがあったけえね、何か一緒に練習する人がおったけえそれはすごいよかったよね。Iさんのほうがバイクとかも速いけど全然、じゃけど一緒に練習できる人がおったけえっていうのがある。じゃけえ今年はダメだったんよ。一緒に練習できる人がおらんかったけえ。(引っ越されてしまったので)いいパートナーがおらんくなったけえねえ。

毎週日曜日一緒に(練習)しとった、っていうか強制(笑い)?(Hさんから)「今週の日曜日うちに来い、一緒に行け」みたいな。ホン

マによろ練習しよった、1年目は。一緒にねえ行く人がおったけえ。Iさんも頑張るとるけえうちもがんばらにゃいけんみたい。向こう(Iさん)もそうだったっていつてくれたけえね。

県下でも有数の実力者であったHさん夫妻との出会いは、Bさんにとって競技に本格的に取り組む最大の契機となった。そのなかでも、Iさんの練習は、皆生大会という大きな目標を共有し合う場であった。大会で不本意な成績に終わったことの要因に、Iさんとの練習の場を失ったことがあるとBさんは考えている。彼女にとって実践をともしする他者の存在が大きな意義を有していることがわかる。

ここまで挙げてきた例のいずれもが、競技活動に取り組むうえで他者が各々の志向や実践のあり方を肯定する契機となり、その存在を意義深いものと考えている。このことから「承認をもたらすものとしての他者」という機能が、彼ら/彼女らの関係性において介在しているといえるだろう。

### (3) 異質性の受容と他者への関心

続いて彼ら/彼女ら同士の親密性の特徴にまつわる言説を提示する。彼ら/彼女らのあいだでどのような関係のあり方が求められ、実際に構築されているのかを概観する。

チームの排他的な雰囲気と違和感を覚えたAさんは、周囲の愛好者との現在について以下のように語っている。

(みんなで決まって集まるなど)そこまでのあれ(強制)はないね。そこまでだったら苦しいかもしれんね。どうしても時間が限られとるなかで、になってくるけえ。やっぱり自由があったほうがいいね。(チームは)今から考えれば抵抗があるかもね。そっち(現在)のほうがいいと思う。(中略)今のメンバーで強制になることは考えにくいと思うね。

X自転車店からの紹介で、CさんやDさんたちと集まって練習する機会を得たAさんは、現在の練習環境に対する印象を「自由がある」とい

う言葉で表している。この「自由」とは、強制的な参加が求められること、また各人の多様な取り組み方を受容することへの共通認識を指しているといえよう。Aさんは合同練習に参加しない日でも、代替となる練習の機会を自主的に設けている。このことから「不参加」が安易な欠席ではなく、自己の取り組み方を貫く姿勢として扱われる。

Eさんは、自らの周囲にいる愛好者を「自分を引っ張ってくれた人たち」として位置づけている。そうした人たちについて、Eさんは次のように語る。

みんな十人十色でいろいろ違うじゃん。じゃけんそれを押し切ってまで「こっちゃー」みたいな、「ついておいでー」みたいなのはようせんていうか、なんか違う方向行っとったらどうしようとか思うし、そういうのはないかな。(今の周囲にいる人たちとは)ああ、気楽ー。とてもお気楽で、何でも話せるし、たぶん何でも言ってもらえとると思うし、何か楽、楽である。

Fさんも過去のチームと比較して、現在交流のある愛好者について下記のように述べている。

みんな気が合う。楽。言いやすいとか、行きたくないわけじゃなくて行かれないと思うじゃん。(練習できてないと)ついていけんし。練習してなかったら同じ100kmでも乗れんわけじゃけえ乗る前につぶれてしまうわけじゃけえ。基本的に無理なんよ。でもそれがハッキリ言えるけえ。楽なよね。基本的にやおい、みんな。競技する人に思えん。意外と負けず嫌いの人が少ない。

EさんとFさんの語りで共通する「楽」という言葉も、Aさんのいう「自由」と同質の類型に区分されるだろう。Eさんは我を通すことが苦手だという自認とともに、多様な主体性を容認してくれる現在の周囲のあり方を肯定的に捉えている。そしてそのなかで自らの実践のあり方に準じられていることから、周囲との活動に積極的な意義を

感じている。

Fさんもまた、自らの状態を推し測ることと、周りに合わせることとの均衡がとりやすい現在のあり方を良しとしている。それをFさんは周囲の性格と結びつけ「やおい」(やわらかい、やさしい)という言葉で表現している。それぞれの考えや状態に則したあり方を認める関係性に意義を見出し、それがFさんの実践のあり方を積極的なものにしていくといえよう。

そうした彼ら／彼女らの関係性について、Cさんは下記のように考えている。

メニューが違うけえ、やり方が違うけえ、押し付けるようになるじゃん、(一緒に)やったら。(そう)いうのはキライじゃし。自分の練習もしたいけえ。やっぱイヤになるじゃん、(お互い)人と合わせてーって。

このような理由から、彼ら／彼女らは各々の志向に沿った個別の練習を活動の基本としている。これはただ自己目的的なだけということではなく、異なる志向を持つ他者への配慮があるといえよう。このことから1人で活動することにおいても、他者との関係性が作用していることがわかる。Cさんの言説は、彼ら／彼女らのあいだで個々それぞれの活動のあり方の尊重が求められていることを示す例であろう。

このような他者への関心や配慮は、ただ個々を隔てた形のみであるわけではない。他者とともにあろうとする意思もまた存在している。Bさんは自身の経験を基軸に、以下のように話す。

やっぱね、自分がショート<sup>註6)</sup>デビューのときにね、誰もおらんかったのがホンマにすっごい寂しかったけえ、何か、誰かがロングデビューするときとかショートデビューするときは、一緒に出たげたいなと思うんよ。じゃけえそういうのもあって、巻き込んで巻き込まれて出てもいいかなと思うんじゃけどね。

またDさんも、他者と積極的にかかわること、自他相互にとって良好な関係性が築かれているという。

人に会うことで自分が教えてもらったりとかね。人と出会うのはホンマにいいことじゃ思うね。そうやって人に接すると、人もそういうふうに参加するんよ、自然とね。じゃけえ同じように仲間が集まってきたりするよね。(今の周囲の面々は)そうじゃね、ええ感じじゃね。

Bさんは自身が初めて大会に出たときには、周囲の協力がまだ十分に得られていなかったという経験をもとに、これから活動に取り組もうとする他者の動向に積極的にかかわることを是としている。またDさんは他者との出会いを重んじ、他者をよく知ろうとすることによって、現在のような周囲の人々の輪が広がっていったという。これらのことから、彼ら／彼女ら同士の親密性が、ただ個々の都合によってのみ形成される結果としての烏合ではなく、他者への積極的な関心や利他的な意識によるものであるといえよう。

## 5. まとめおよび今後の課題

### (1) 調査結果の概括

以上まで述べてきたことから、まず彼ら／彼女らの親密性は各人のあり方の相違を認め合うことがその基底となっている。彼ら／彼女らが必要以上に実践の場をともにせず、互いの志向に干渉しない由は、このような個々の異質性を尊重し合う関係にある。過度な同調や自己の実践のあり方を犠牲にするような関係上の負担を取り除くことで、彼ら／彼女らは他者とのジレンマを回避していると解釈できる。

彼ら／彼女らのあいだから、集団としての制度や機能が排除または忌避されていることが示された。そこにはチーム活動の行き詰まりや成員としての義務、活動の画一化の危惧する声があった。これらの傾向は、集団の機能が実践のあり方を一義的に規定する要素として、彼ら／彼女らの活動の妨げにしかならないこと、また目的を一にするような同質的な連帯感が、彼ら／彼女らにとって有意な事柄として反映されないことの証左と考えられる。

また1人での練習を優先させることの事由として、それぞれの取り組み方を互いに押し付けたく

ないということが挙げられた。それとともに、他者への力添えが必要となるような状況においては積極的な協力を惜しまないという意見もみられた。このような他者への積極的な関心や配慮を示す語りから、彼ら／彼女ら同士の親密性における利他的意識が示唆された。

活動をともにする契機や相互の関係は多様で、またそれらは恒常性や固定性によるものではない。「楽」や「自由」という言葉は、そうした彼ら／彼女らの関係上の特徴を端的に表現している。一見して自己目的的な彼ら／彼女らの志向の基底には、親密圏における意味ある他者の特性が介在しており、各々に固有な志向のあり方を相互に認め合うことで、そうした他者の存在は自己の実践そのものとともに相乗的に意義深いものとなっていく。

彼ら／彼女らの親密性を相互の差異を前提としたものとして定置するうえで、それが誰しもと遍く築かれるものではないだろう。彼ら／彼女らにとって、各々の実践への志向を妨げるような他者関係は必要ない。それは彼ら／彼女らのいう「気が合う」や「面倒くさい」といった他者関係についての表現などからも明らかなことである。

したがって彼ら／彼女らの親密性は、予め自己の異質性の受容を前提に交流できる者同士が関係を取り結んだものとして措定できよう。このような関係を築くことのできる者同士という認識から、彼ら／彼女らは互いに様々な経験的文脈で語られる「意味ある他者」との交歓に自らの実践の意義を見出し、相互に自己開示しているといえよう。

彼ら／彼女ら同士の親密性において、必要以上に他者との距離が近接することはない。新田は親密圏が想起させる「近しさ」に関して、親密な関係に固有の要素であるとみられる近接性は幻想的外形でしかなく、他者とは決して「わたし」の欲望の鏡や延長ではないとする(新田, 2005, p. 102)。そして親密圏の議論が有機的な統一を幻想する排他的空間の諸相に還元されることへの危惧を示している(新田, 2005, p. 103)。この指摘を調査対象者における自己関係の様態に鑑みると、それは自己の実践のあり方と他者とのそれを同定しないことによる関係の仕方という点において通底するの

ではないだろうか。自他の異質性を自明のものとする事、それが自己開示を可能とし、他者による承認を希求する人々の様相にそぐう親密性を構築するための第一要件なのかもしれない。

## (2) 今後の課題

上記のような親密性を形成する機縁の1つとして定置されるのが、X自転車店における「しまなみファンライド」のような実践の場である。特定の文脈について多様な実践への志向を把持した他者同士が共在するようあり方は、ブントと呼ばれる概念の一例として允当するものと考えられる。ブントとは選択的な加入、会員間の目標や経験の一時的な共有、参加者の活動様式や会員間の結びつきの度合いにおける多様性などで特長づけられる集団のことを指す理念型である。NGOや専門化した余暇活動、祝祭や霊性その他種々の事柄をめぐって組織され、世界的な拡がりをもせているとされる（アーリ、2006, p. 250-3）。

調査に協力いただいたX自転車店の店長によると、誰しもが参加可能なこうした実践の場に対する希望者は、昨今特に増加傾向にあるという。実際に今年広島県内で開催されたあるトライアスロン練習会では、各々の所属や競技力を問わず参加が可能であったことなどにより、大会さながらの規模であったという。このような事例からも、多様な個人同士が集う実践の場に対する需要が拡大していることが推考される。

このような個人個人の多様性にもとづいた余暇活動の場の拡大が、相互に承認し合う他者との結節と、それに伴う親密性構築の機会を促すものと目される。ある活動を媒介とした他者との交わりや結びつきの機会を包含した領域は、現代社会において人々の帰属意識やアイデンティティ構築の基盤として機能しているとされる（Hetherington, 1998）。しかし本稿ではそうした領域の構造などについての精緻な分析および描写には至らなかった。この点を今後の課題として挙げ、結びとした。

## 註

1) バックは現代社会が孕む不確実性について、個人個人の単位でそれらを克服することが求め

られるようになり、医療や教育、政治体制など、様々な社会的制度体の変容が生じると述べている（バック、1988, p. 140）。

- 2) バウマンは近代を「個人化」の時代として定義している。「個人化」が現在行き着いた結果として、バウマンは自己実現の権利と、それを可能か不可能かどちらかにする社会環境管理の能力との落差による矛盾が生じたとしている（バウマン、2001, p. 41-50）。
- 3) トライアスロンとは水泳、自転車、ランニングを1人が連続して行なう競技である。1970年代にアメリカで発祥したとされるこのスポーツは、その後の欧米を中心としたフィットネスブームにともない、急速に愛好者数を拡大していった。日本でも1981年に鳥取県の米子市で初めての大会（皆生大会）が開催され、現在では全国各地で各種合わせて毎年200ほどの大会が催されているという（JTU Web Magazine <http://www.jtu.or.jp/> 2008年1月3日参照）。広島県内でも毎年いくつかの大会が開催されている。なお対象者のなかには自転車競技を中心に活動している愛好者もいるが、トライアスロン競技への参加および練習経験などを豊富に有していることから、本稿ではトライアスロン競技愛好者として一括している。
- 4) 「繋がり」とは、積極的に共有、蓄積された時空間のなかで、当該の相互作用を継続していこうとする意志と、その相互作用の反復を伴う関係性として定義されている（宮内、2005, p. 314-6）。
- 5) これはレイヴ（Lave, J.）とウエンガー（Wenger, E.）による「正統的周辺参加」といわれる方法に該当する。「正統的周辺参加」とは、括約すると、人々の社会的な実践とそれが行なわれる「場所」への参加という見方から、絶えざる相互作用のうちに構成される実践上の理解や経験を捉えることで、研究対象の分析における内外的な二分法を解消しようとする試みということになる（レイヴ・ウエンガー、1993, p.27-8）。特定の文化の外部からある時点より内部へとアクセスし、周辺から徐々に正統的なメンバーシップを獲得するという実践への

参加の仕方、調査者自身が親密圏の一員として内部における場のあり方や身体技法を習得していくことにより、調査対象者との共感、共鳴を感得することにつながるとされる(水野, 2005, p.124).

- 6) 水泳 3, 8km, 自転車 180, 2km, ランニング 42, 2km という競技体系のトライアスロンのことで、1978年にハワイで初めて開催された。現在ではアイアンマンシリーズとして世界各国で開催されている。日本では長崎県の五島市で行なわれている。ハワイはアイアンマン発祥の地として象徴化されている (JTU Web Magazine <http://www.jtu.or.jp/> 2008年1月3日参照).
- 7) 「意味ある他者」(significant others)とは個人を取り巻く人間関係のなかで重要な影響を及ぼす人のことを指す。個人は他者との相互行為を通じて彼が属する集団に適合的な行為の仕方や態度、価値を身につけ、また自分自身を他者の観点から対象化してみるようになるとされる(森岡・塩原・本間, 1993, p. 703).
- 8) トライアスロンは距離に応じてスプリント、ショート、ミドル、ロングなどの競技フォーマットに分かれている (JTU Web Magazine <http://www.jtu.or.jp/> 2008年1月3日参照).

## 引用・参考文献

- 1) 浅野智彦：親密性の新しい形へ、(富田秀典・藤村正之編, 「みんなほっちの世界」, 恒星社厚生閣), 41-57, 1999.
- 2) 浅野智彦：若者の現在、(浅野智彦編, 「検証・若者の変貌—失われた10年の後に—」, 勁草書房), 233-60, 2006.
- 3) ジグムント・バウマン(森田典正訳)：リキッド・モダニティ, 大月書店, 2001.
- 4) ジグムント・バウマン(中道寿一訳)：政治の発見, 日本経済評論社, 2002.
- 5) ウルリッヒ・ベック(東廉監訳)：危険社会, 二期出版, 1988.
- 6) ロバート・N・ベラー他(島菌進・中村圭志訳)：心の習慣—アメリカ個人主義のゆくえ, みすず書房, 1991.
- 7) ピーター・バーガー・トーマス・ルックマン(山口節郎訳)：日常世界の構成—アイデンティティと社会の弁証法, 新陽社, 1977.
- 8) 土井隆義：「個性」を煽られる子どもたち—親密圏の変容を考える—, 岩波ブックレット, 2005.
- 9) 福重清：若者の友人関係はどうなっているのか、(浅野智彦編, 「検証・若者の変貌—失われた10年の後に—」, 勁草書房), 115-50, 2006.
- 10) アンソニー・ギデンズ：(松尾精文・松川昭子訳), 親密性の変容—近代社会におけるセクシュアリティ, 愛情, エロティシズム—, 而立書房, 1995.
- 11) アンソニー・ギデンズ(秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也訳)：モダニティと自己アイデンティティ—後期近代における自己と社会, ハーベスト社, 2005.
- 12) 芳賀学：自分らしさのパラドックス, (富田秀典・藤村正之編, 「みんなほっちの世界」, 恒星社厚生閣), 19-34, 1999.
- 13) 花崎皋平：身体, 人称世界, 間身体性, (齋藤純一編, 「親密圏のポリティクス」, ナカニシヤ出版), 3-26, 2003.
- 14) Kevin Hetherington: EXPRESSIONS OF IDENTITY: Space, Performance, Politics, SAGE Publications, 1998.
- 15) 檜村愛子：代替生活世界的コミュニケーションの展開—若者たちに見るポストモダンの共同性—, (田邊信太郎・島菌進編, 「つながりの中の癒し—セラピー文化の展開」, 専修大学出版局), 213-49, 2002.
- 16) ジーン・レイブ・エティエンヌ・ウェンガー(佐伯胖訳)：状況に埋め込まれた学習—正統的周辺参加, 産業図書株式会社, 1993.
- 17) 宮島喬・島菌進編：現代日本人の生のゆくえ—つながりと自律, 明石書店, 2003.
- 18) 宮島喬・島菌進編：現代日本人の自律とつながり, (宮島喬・島菌進編, 「現代日本人の生のゆくえ—つながりと自律」: 明石書店), 13-57, 2003.
- 19) 宮内洋：<繋がり>の再編—スティグマ論を起点として—, (好井裕明編, 「繋がりと排除の社会学」, 藤原書店), 305-38, 2005.

- 20) 水野英莉：女性サーファーをめぐる「スポーツ経験とジェンダー」の一考察 —『男性占有』の領域における居場所の確保—, ソシオロジ 154 : 121-38, 2005.
- 21) 森真一：日本はなぜ争いの多い国になったのか—マナー神経症の時代—, 中央公論新社, 2005.
- 22) 森岡清美・塩原勉・本間康平編：新社会学辞典, 有斐閣, 1993.
- 23) 牟田和恵：親密なかかわり (井上俊・船津衛編, 「自己と他者の社会学」, 有斐閣), 138-54, 2005.
- 24) 新田啓子：遠いものを愛すること—親密圏と  
その外部, 現代思想 (9) : 92-106, 2005.
- 25) 齋藤純一：公共性, 岩波書店, 2000.
- 26) 齋藤純一：親密圏のポリティクス, ナカニシヤ出版, 2003.
- 27) 齋藤純一：親密圏の安全性と政治, (齋藤純一編, 「親密圏のポリティクス」, ナカニシヤ出版) 211-37, 2003.
- 28) ジョン・アーリ (吉原直樹監訳)：社会を越える社会学—移動・環境・シチズンシップ, 法政大学出版局, 2006.
- 29) 唯物論研究協会編：親密圏のゆくえ—唯物論研究年誌第9号, 青木書店, 2004.

( 受付：2007年11月12日 )  
( 受理：2007年12月25日 )



## 台湾国家公園の発展と多様な主体の参画に関する研究

涂 智益<sup>1</sup> 下嶋 聖<sup>2</sup> 栗田和弥<sup>3</sup> 麻生 恵<sup>4</sup>

### The research on the development of the Taiwan national park and the participation of diverse bodies to its management

Chih-i Tu<sup>1</sup>, Hijiri Shimojima<sup>2</sup>, Kazuya Kurita<sup>3</sup>, Megumi Aso<sup>4</sup>

#### Abstract

The national park in Taiwan has been designated from 1984. The national park's construction of recreational facilities and those management have developed focusing on the administrative organization centering on Taiwan government. However, in recent years, the contents of park business were also made variegated consequently, and correspondence became impossible only by the direct management undertaking by government. On the other hand, in Taiwan, the movement toward privatization of public works begins from the 1990s, and the argument on privatization came to be made also in the park management in national parks. Therefore, at first, a historical development process was followed and classification was carried out which of the national parks management. Next, classification and rearrangement of various subjects was worked out, having regarded it as participation of "diverse bodies" including volunteer groups, and not only the movement toward privatization at introduction of private enterprises. Thirdly, the matrix table of the park management by which classification rearrangement was carried out, and the diverse bodies which play a part of role, and has been examined its possibilities, advantages, problems and issues. Moreover, in parallel, evaluation by the matrix table for personnel in charge of a rich experience was performed, and the state of future national park administration was considered based on the result.

As a result, the following results are obtained.

1) In Taiwan national park, the park volunteer system was established in 1988, and in the 2000s, participation to the park management of private enterprises has been activated.

2) In construction and management of recreational facilities, participation system of private enterprises is settled and the track record is also esteemed. Moreover, the volunteer organizations are also playing the important role in management, such as environmental education.

---

1 筑地総合設計有限公司 Tsukiti Total Consultant Limited

2 東京情報大学 総合情報学部 環境情報学科  
Dept. of Environmental Info. Sci., Fac. of Integrated Info. Sci., Tokyo University of Information Science

3 東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科  
Dept. of Landscape Archit. Sci., Fac. of Regional Environment Sci., Tokyo University of Agriculture

4 東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科  
Dept. of Landscape Archit. Sci., Fac. of Regional Environment Sci., Tokyo University of Agriculture

3) In the management of landscape and natural environment, although expectation of participation of volunteer organizations are growing, staff and participants' training, and/or accumulation of technique and know-how might has been as a issue of Taiwan national park.

## 1. はじめに

台湾では1984年に初めての墾丁国家公園が指定されて以来、これまでに6つの国家公園が指定され運営されてきた(図1)。当初は世界に誇れる景観を見てもらうのが狙いで、海岸や山岳の景色の素晴らしいところが主に指定された。台湾政府は国家公園を、生態系保全重視タイプ、景観・レクリエーション重視タイプなどに区分し、それぞれの区域の特徴に合わせた生態系の管理、自然体験の提供などを行ってきた。自然環境の保全を強化するとともに、より快適な利用を確保するための事業を推進する中で、これまでの国家公園事業(業務)<sup>(補注1)</sup>のほとんどは、各国家公園管理处が直営で実施してきた。

ところが、近年の台湾では経済発展に伴い、観光レクリエーション施設あるいはリゾート地の開発が進展するとともに、さまざまな課題が持ち上がってきている。例えば、台北都市圏の外縁に位

置する陽明山国家公園は、その位置ゆえ、国民が休暇を過ごす場としての需要が増加し、ほぼ限界に近い活況を呈しているが、その一方で、自然保護を優先すべきであるという主張が、特に1985年に国家公園に設定されて以来、強くなされ、「開放利用」か「自然保護」かの論争が繰り広げられた。「自然保護」を目標に掲げたうえで、いかに良質な環境と利用施設を提供するかが、陽明山国家公園における最も重要な課題となっている。

このように台湾における国家公園事業(業務)の多くは当初は政府直営で進められてきたが、社会経済活動が多様化し、事業内容が拡大する中において、公園事業に民間企業をはじめ多くの主体が関与するようになった。これらの主体は、台湾国家公園事業(機能)の発展にむけて、環境保全に関して担うべき役割及び環境保全に関する行動の有する意義を理解し、国家公園事業(機能)に関して、

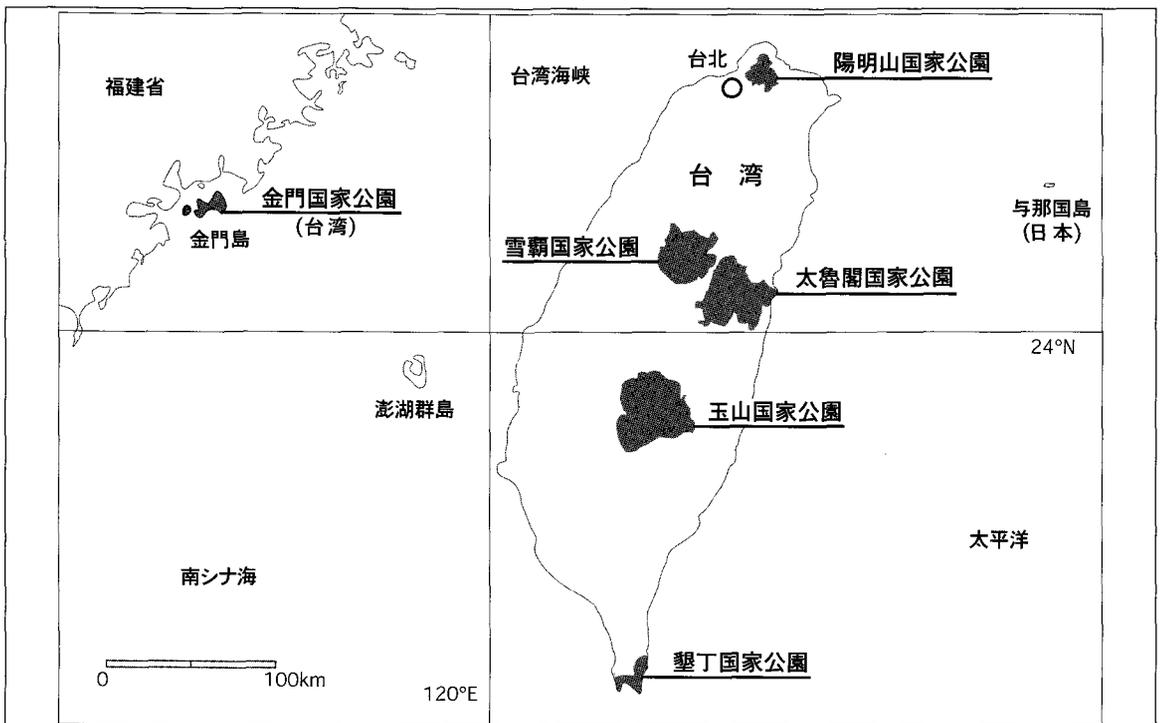


図1 台湾国家公園の位置

それぞれの立場に応じた役割の下で自主的、積極的に行動することが求められている。

一方、国家公園に関わる事業内容を見ると、レクリエーション利用施設の建設・運営など従来型のものにとどまらず、国家公園内の牧野景観(二次的自然の景観)や農業景観(文化的景観)の保全管理など、新しい分野への展開も必要とされる時代になりつつある。すなわち、政府(行政)だけでは国家公園業務(機能)の拡大や多彩なニーズに対応できなくなっており、今後は民間企業だけでなくボランティア団体なども含めた、いわゆる「多様な主体」の参画のもとに進められる必要がある。

そこで本研究では、国家公園事業(機能)内容の発展と拡大を体系的に整理するとともに、今後益々増大するであろう国家公園への国民の多彩なニーズに対応すべく、政府(行政団体)、民間企業、ボランティア団体など「多様な主体」がどのように国家公園事業(機能)へ参画すべきか、現在から将来に向けて拡大発展する社会経済環境の中で期待される役割(可能性と課題)について明らかにすることを目的とする。

## 2. 研究の背景

(1) 台湾における国家公園事業(業務)の実状と課

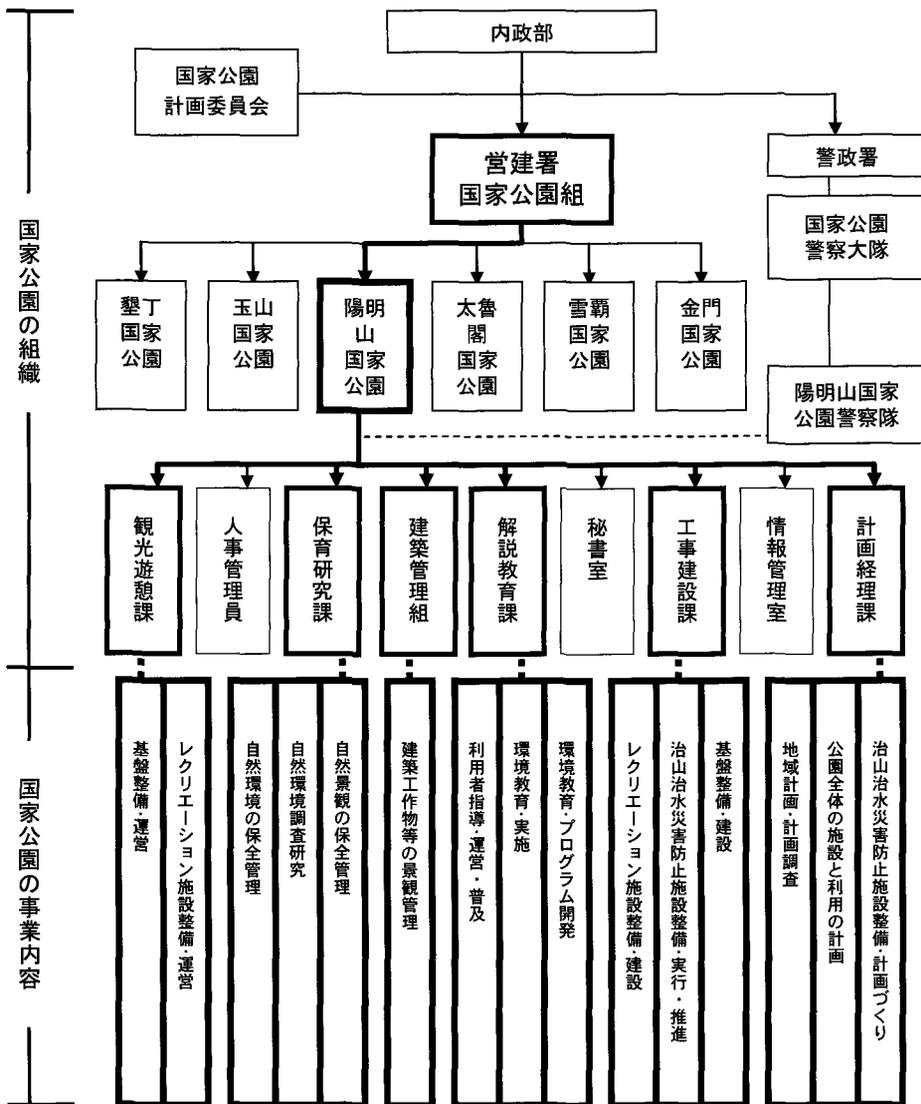


図2 陽明山国家公園組織と公園事業の仕組み

## 題

台湾においては、国家公園が指定され、公園計画が決定されると具体的な国家公園の管理が始まるが、各国家公園は、その自然環境や社会的条件等により一律に管理できない場合がある。そこで、国家公園あるいは地域ごとに国家公園事業計画を策定し、その地域の実情に合わせた国家公園の管理を行っている。

図2は台湾陽明山国家公園における組織と国家公園事業(業務)の仕組み<sup>9)</sup>を整理したものである。台湾の国家公園を統括しているのは内政部營建署国家公園組であり、現在台湾では6つの国家公園が設けられている。また、内政部警政署には国家公園警察大隊がおかれ、国家公園には独自の警察権が与えられているのも大きな特徴である。

### (2) 国家公園事業における多様な主体参画の手法

台湾政府の財政は経済成長の鈍化とともに厳しさを増してきており、政府の組織改革が推進される状況下にある。近年、台湾の社会経済環境は、少子・高齢社会の進行、情報化・国際化の進展、生活様式の高度化、価値観の多様化など、様々に変化してきており、さらには、地方分権の進展に伴い、行政需要は量的・質的にも拡大し、複雑多様化の一途をたどっている。現行の公共的なサービスの提供における公と民の役割分担のあり方を見直し、公共的なサービスを質・量ともに確保しつつ、簡素で効率的な行政運営を実現するため、民間ノウハウの積極的、効果的な導入を図っていくことが求められている。国家公園事業(業務)においても、民間ノウハウの導入による経費節減など経営の効率化、サービスの向上、管理面での迅速な対応などのメリットが期待されており、早急の民間委託への移行が望まれた。そこで政府(経済部)は、国家公園事業(業務)における民間委託の現状等を把握するための調査<sup>10)</sup>を2002年に行ったが、その結果、民間委託の現状について、主に以下の点が確認された。

- a) 民間委託の実績のある団体や予定・検討している団体は少なく、民間委託に向けた動きはあまり広がりをみせていないこと。
- b) 対象とする事業も、レクリエーション、環境保全管理などに限定されていること。

- c) 民間委託により、財政支出の軽減に加え、民間ノウハウの活用や柔軟な事業運営等による利用者サービスの向上を期待していること。

すなわち、国家公園事業において、これまでに民営化した実績のある、あるいは現在民営化途上の事業をもつ国家公園をみると、その内容はボランティア団体と民間企業の導入にとどまっているといえる。

これまでも国家公園事業(業務)における利用施設の計画が検討されてきたが、そこでの民間企業を中心としたノウハウ導入の考え方は、以下のとおりである。まず、国家公園の自然観光資源を評価した上で、計画し、建設し、運営する。その際、政府から提供された市場性のある土地、施設をBOT、ROTおよび台湾においてはOT<sup>(補注2)</sup>のいずれの方式で行うのかによって、政府が計画するのか、あるいは民間が計画するのか、さらに建設や管理運営には民間が参入するのか否かが決定される。

特に民間企業への委託にあたっては、まず成功するか否かの事前評価が行われる。具体的には、計画段階においては、生態保護、環境への影響、市場、法令、財務、工程、リスクの分担等の各方面について、政府として慎重な事前評価をしたうえで、経営の規模と方向を決め、「興利」(利潤を得る)の視点で、最適な「民営化方案」を立案する。その際、公平性および透明性の確保、責任の所在の明確化等の原則を軽んずることなく、客観的かつ慎重に扱うべきことはいうまでもない。

実行段階においては、行政と民間団体両者の権限、義務関係、監督の責任を契約において明確に規定するほか、事業のパートナーの立場として、相互に助け合い、国民にとって快適な休暇環境を提供し、行政、民間団体、国民の三者が利益を得る局面を作ることが求められている。

しかしながら、現状では、国家公園事業(機能)の内容と実施主体の関係分析が不十分であるがゆえに、施設の維持に関して将来にわたる信頼性が確保しづらい状況にある。また、台湾における国家公園事業の内容をみると、上記のような民間企業導入による「経営改善」が求められる利用施設等の建設・管理・運営だけでなく、行政や民間企業だけでは対応できない環境や景観の保全管理な

どの事業も増えてきており、今後はそのための具体的な方策と実行組織を明確化する必要があるといえる。どのような国家公園事業(機能)への民間ノウハウの導入が期待されているのかを整理しておくことは、今後の国家公園事業(機能)のあり方を把握するためにも重要で、各事業への民間ノウハウ導入の有効性に関する認識についてまとめる必要がある。

### 3. 調査研究の目的と方法

#### (1) 研究の目的

以上の認識のもとに、本研究では次の3点を具体的な研究目的として設定した。

- ①国家公園の発展の歴史において、国家公園事業(機能)の拡大のプロセスを明らかにすると同時に、多様な主体がどのように参画してきたかを明らかにする。
- ②現在から将来に向けた国家公園事業(機能)の内容を分類整理するとともに、それを担う多様な主体との関係を整理し、それぞれの可能性や課題を検討する。
- ③経験豊かな国家公園行政担当者を対象に、国家公園事業(機能)とそれを担う多様な主体の関係について、その可能性について評価してもらい、今後の方向性を展望する。

#### (2) 研究の方法

まず、国家公園事業(業務)の発展過程を把握するために文献調査を行い、年表を作成した。

次に、日本など先進事例を参考としながら、国家公園事業(機能)内容とそれを担う多様な主体を分類整理し、横軸に国家公園事業(業務)、縦軸に多様な主体を配したマトリックス表を作成し、系統的・客観的に検討を加えた。なお、この検討には営建署本部の経験豊かな行政担当者の12名の参画をいただいた。

さらに、同じマトリックス表について、行政担当者の客観的な評価を得るための調査を実施した。調査方法は調査票に基づく評価とし、営建署本部および国家公園管理事務処の国家公園行政担当者に対して、調査票用紙をアンケート会場で配布した上で、評価回答を求める集合調査とした。調査は、2005年12月に実施し、有効回答数は16

件であった。

### 4. 結果および考察

(1) 国家公園事業(業務)の発展と様々な主体の参画プロセス

表1は、国家公園事業(業務)の発展過程を国家公園に関する主要制度と公有施設の民間委託関連制度の成立に着目してまとめたものである。

日本では1930(昭和5)年に、国立公園調査委員会が発足し、翌年には国立公園法が制定された。台湾においても、1934年に台湾国立公園協会が成立し、1937年には大屯山、新高阿里山、次高タロコの3つの国立公園が設定されている<sup>17)</sup>。

戦後、台湾国家公園の主要担当機関は内政部の営建署となり、1947年からは国家公園法等の研究が様々な学協会などの公益法人や民間のコンサルタントなどに委託する方式で始まった。

1969年には国家公園法が成立し、関連する法令面での整備について、アメリカ合衆国と日本など国立公園の先発国にいろいろな点を学びながら、「国家公園法施行細則」、「国家公園管理处組織通則」、「内政部警政署国家公園警察隊組織規定」が次々と公布された。

1984年、台湾国家公園の第一号として「墾丁国家公園」が指定された。さらに翌年の1985年には「玉山国家公園」(4月)、陽明山国家公園(9月)が相次いで指定されている。

1988年、政府内に「行政院経済建設委員会公営事業民营化推進小組」が設けられ、公共事業への民間団体の参入を推進することになった。同年、中華民国国家公園学会(社団法人)が設立され、国家公園に関する調査研究事業の多くをこの団体が担うことになった。

また同年には、陽明山国家公園パークボランティアがスタートしている。業務内容としては、国家公園管理事務所担当官の指導監督のもとに、ビジターセンターにおける自然解説、利用者指導などである。

2000年、陽明山国家公園「擎天崗遊憩区駐車場」の管理が民間企業に委託されたが、これは台湾の国家公園事業における初めての民間企業の参画となった。

2001年には、「促進民間参與公共建設法」(民間

表1 台湾国家公園における制度と各主体の参画の変遷

西暦年	国家公園に関する主要制度	民間参画等に関する法律	各主体の活動期
1928	田村剛博士に新高阿里山周辺地区の調査を委託		
1929	台北州は本多静六林学博士に大屯山の調査を委託		
1931	阿里山国立公園協会の創設		
1932	田村剛博士に太魯閣谷間木瓜溪の調査を委託		
1933	国立公園調査会を設置。大屯山国立公園協会の創設		
1934	台湾国立公園協会の創設		
1935	第1回国立公園委員会会議が開催		
1937	台湾の大屯山、新高阿里山、次高タロコの3カ所が日本政府により国立公園に設定される		
1937	第2回の国立公園委員会開催。「国立公園地域決定に関する件」を審議		
1937	日中戦争開戦		
1945	太平洋戦争終了(国立公園が事実上消滅する)		
1953		政府が省営の台湾紙業会社を民間に売却	
1955		「公営事業民营移転条例」制定	
1961	交通部観光事業小組が国家公園法、国家公園法施行規則、国家公園法施行令の3つの法律を研究		
1962	台湾省公共工事局が「陽明国家公園計画」を完成		
1963		「地域計画法」制定	
1965		林務局が森林遊楽区計画を策定	
1968	アメリカのルリ博士が台湾国家公園について意見書		
1969	「国家公園法」制定の委員会を設置、国家公園法を制定	「国有非公用財産委託管理或経営弁法」(非国有公用財産の委託経営管理方法)公布	公益法人(財団、協会)
1972	墾丁地区を国家公園と決定	「国有非公用財産委託管理或経営弁法」(非国有公用財産の委託経営管理方法)施行	
1974	「台湾地区総合開発計画」が通過		民間企業(株式会社等)
1975	内政部に国家公園組が成立		
1977	省議会在阿里山を国家公園に指定、中正公園と命名		
1984	国家公園「墾丁国家公園」が成立。元旦に墾丁国家公園管理处を設立		
1985	2月7日玉山国家公園計画が確定。4月10日国家公園管理处を設置 9月1日陽明山国家公園計が確定。同16日国家公園管理处を設置		
1986	11月12日太魯閣国家公園計画が確定。同28日国家公園管理处を設置		
1988		「行政院經濟建設委員会公営事業民营化推進小組」設置 国家公園学会成立 陽明山国家公園パークボランティア成立	
1989	内政部国家公園委員会で「蘭嶼国家公園計画の範囲」草案が通過		
1990	3月蘭嶼郷民が国家公園に反対、營建署が計画中止	林務局「森林遊楽区提供民間経営作業要点」(森林遊楽区は民营を提供する作業要点)施行	
1992	雪霸国家公園、金門国家公園が設置	阿里山森林鉄道の民营化をはかる監督小組が成立	
1995	埔里地区の文学界、歴史工作室、学者らは「能丹国家公園」設立の署名活動		
1998	4月各地原住民大規模な抗争「能丹国家公園」設立行動。内政部「暫定停止」を命令		
2000		陽明山国家公園「擎天崗遊憩区駐車場」民間に委託	
2001	台湾原住民高山生態向導永續發展協会の成立	「促進民間参与公共建設法」(民間が公共建設に参与する法)制定	ボランティア
2002	6月「馬告国家公園」が成立、内政部で行政院認可2カ月内に準備処成立	「奨励民間参与交通建設条例」(民間が交通建設に参入することを奨励する条例)公告	
2003	1月10日立法院は馬告国家公園の予算を審議。一部の立法委員の反対で、馬告国家公園予算成立失敗		
2005	先(原)住民に玉山国家公園内の登山道の管理		
2006	太魯閣国家公園原住民委員会を設立。原住民との共管化に対応する		

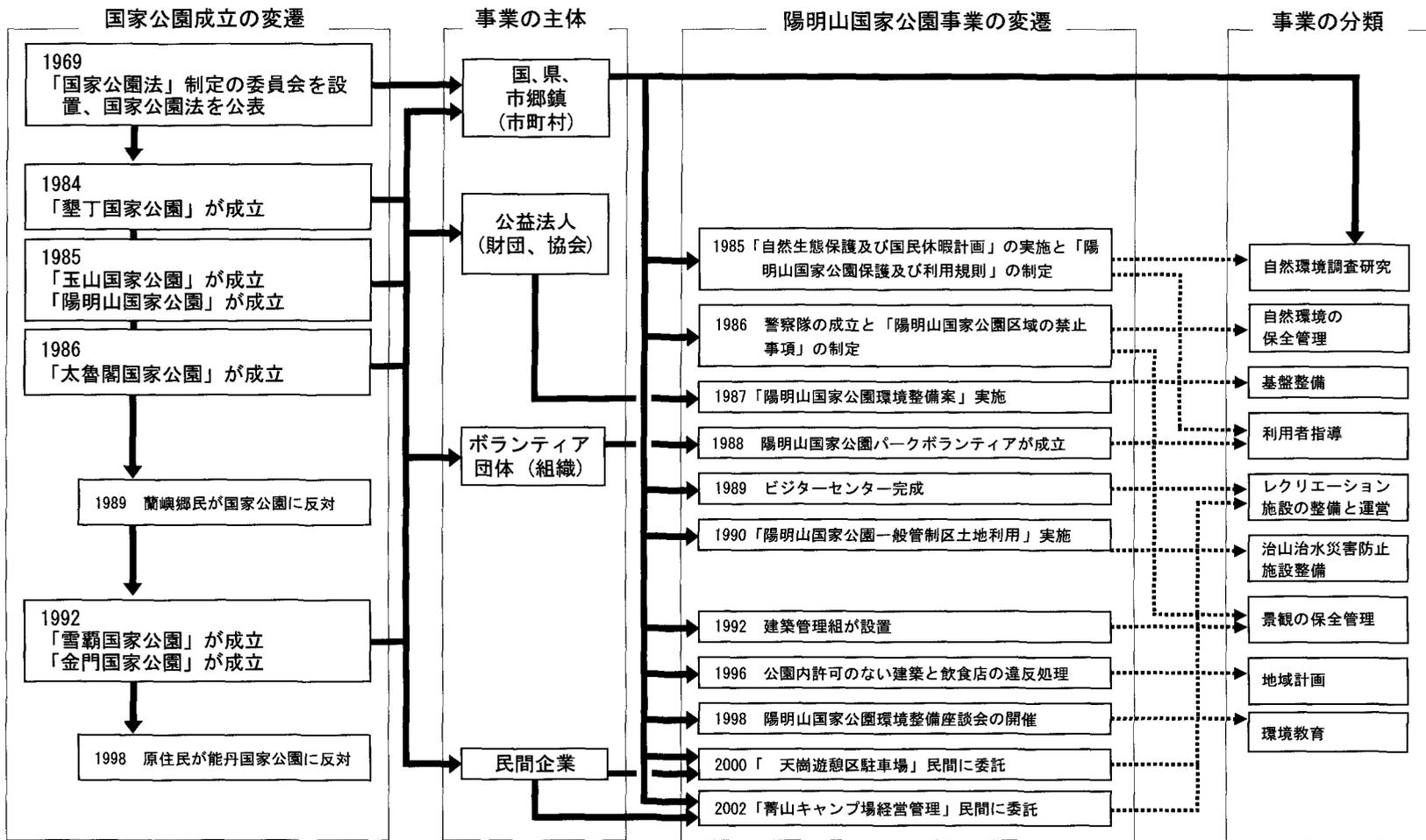


図3 台湾の国家公園および陽明山国家公園事業の変遷図

団体の公共事業への参画を促進する法律)が制定され、同時に大規模な公共建設事業に民間 BOT が参入する際の認定基準が定められた。さらに翌年には「奨励民間参入交通建設条例」(民間団体が交通施設の建設への参加を促進する条例)が制定され、これらを契機として国家公園においても宿泊施設の経営管理業務などへの民間企業の参入が一気に進んだ。

2005年、玉山国家公園において登山道等の整備に現地の住民(先住民、山岳民族)を参画させることになり、翌年には「台湾原住民高山生態教導永續發展協会」が発足した。

しかしながら、その移行過程において、台湾国家公園事業の民間委託への移行速度は、他の部門に比べると比較的緩慢であるといった問題が指摘されている。また、公益法人やボランティアなどをみても、日本の国立公園では公益法人や NPO 法人がボランティアを組織し現地に派遣するなど多彩な形態が定着しているのに比べると、まだまだ途上の段階にあるといえる。

以上より、多様な事業主体の参画過程および陽明山国家公園における国家公園事業(業務)の発展プロセスを整理すると図3のようになる。

(2) 台湾の国家公園事業および主体の分類とその現状

これまで台湾国家公園事業のほとんどは、公共事業として国や地方政府が直接運営してきた。国家公園事業(業務)の計画指針によるとその内容は表2のように大きく4分類される。また、国家公園の発展や社会ニーズの拡大などにより、所有の施設、管理運営形態も多様化してきている。特にサービス面の業種が増加してきており、それを整理すると表3のようになる。これらは特に民間企業の参入が増加している分野でもある。

表4の横軸は、表2の分類および表3をもとに、現在の国家公園事業(機能)(地域振興など現在の計画指針には記載されていないが将来期待される機能や分野も加味)の内容を事業推進のプロセス、すなわち計画建設段階や管理運営段階にも配慮して細かく分類したものである。

「基盤施設の整備」は公園利用に関わる駐車場などの基盤整備業務、および治山治水・災害防止施設整備業務に分けることができる。

「レクリエーション施設の整備と運営」はキャンプ場など宿泊やレクリエーション利用のための施設の建設業務(計画・設計を含む)および施設完

表2 台湾の国家公園事業項目の分類<sup>7)</sup>

基盤施設の整備	レクリエーション施設の整備と運営	レクリエーション活動の推進	自然環境の保全管理(自然保育)
国家公園内の基盤施設、入口、公衆便所、駐車場等のインフラの整備	ビジターセンター、ロープウェイ、売店サービス等へのレクリエーションに対応した施設の整備と運営	自然公園の施設(温泉場、キャンプ場、農場、園地等)のより快適な利用を推進する総合的ソフトウェア事業	国家公園の核心地域において、優れた自然環境を保全し、調査研究及び環境教育、自然観察路等の自然ふれあい施設を整備

表3 台湾の国家公園事業運営(経営・営利事業)に関わる業種<sup>8)</sup>

宿泊業	飲食業	交通運輸業	レクリエーション業	販売業	観光農産物業	文化サービス業	その他サービス業
宿泊サービス	レストランや飲食売店等	遊園バス、自転車等の貸出し、駐車場運営等	キャンプ場及びレクリエーション体験の施設とその経営	記念写真撮影と土産(記念品)等の販売	観光レクリエーションの適正な利用の確保を図り、農産物の販売	国家公園に関するガイド映像、ビジターセンターの紹介、活動報告等の出版	ビジターセンターや自然保護センターへのサービス提供等

表4 多様な主体参画の視点からみた台湾における国家公園事業（機能）の現状(2005年12月現在)

事業の項目 事業の主体	基盤施設整備				レクリエーション施設の整備と運営		レクリエーション活動の推進		自然環境の保全管理 (自然保育)				地域計画 (地域振興)			
	基盤整備		治山治水 災害防止 施設整備		レクリエーション施設の整備と運営		利用者 指導		自然 環境 調査 研究	自然 の保 全管 理	景観 の保 全管 理	環境教育				
	建設	運営	計画 づくり	実行 ・ 推進	建設	運営	プロ グラ ム開 発	運 営 ・ 普 及				プロ グラ ム開 発	実 施	計 画 ・ 調 査	実 行 ・ 推 進	
行政団体 (国、県、市郷鎮)	行政が直接運営				一部業務のみがある 注1)		行政が直接運営		学会等に委託 注2)	行政が直接運営			民間企業にテナントとして貸与し賃料を得る 注3)		行政が設立した学会などに委託	
公益法人 (財団、学会、協会)	事例がない								一部業務のみがある 注4)	事例がない			一部業務のみがある		一部業務のみがある 注5)	
特定非営利活動法人(NPO法人等)	事例がない															
ボランティア団体	事例がない								事例がない			一部業務のみがある 注6)		事例がない		
民間企業 (株式会社等)	事例がない				一部業務のみがある 注7)注8)		適用施設が限定される		一部業務のみがある	事例がない			適用施設が限定される		事例がない	
複合的組織 連絡協議会等	事例がない															
第一次産業関連の 団体 (牧野組合、 森林組合等)	事例がない															

注)

- 1) 陽明山国家公園ビジターセンター
- 2) 中華民国国家公園学会（行政が設立した学会）に委託
- 3) 「太魯閣国家公園自然センター」民間企業に委託
- 4) 陽明山国家公園大屯自然公園の自然環境調査研究等
- 5) 陽明山国家公園竹子湖地域自然と人文資源調査等
- 6) 陽明山国家公園冷水坑等のビジターセンターでの環境・自然教育解説
- 7) 「菁山キャンプ場経営管理」民間企業に委託
- 8) 「擎天崗遊憩区駐車場」民間企業に委託

成後の管理・運営業務を含んでいる。

「レクリエーション活動の推進」は、国家公園内の利用者に対する指導が中心で、利用プログラムの開発やそれらの実行に関する業務、国家公園としての適切な利用方法の普及活動などが中心となる。

「自然環境の保安全管理(自然保育)」には、自然環境の調査研究業務、自然環境の保安全管理業務、景観の保安全管理業務、それに環境教育に関する業務が含まれる。

「地域計画(地域振興)」は、地域制の公園として公園事業に直接的・間接的に関係する観光産業や地場産業など地域振興計画に関する業務で、計画段階から実行推進段階に分けることができる。

一方、縦軸は横軸に示した事業(機能)を担うべき組織の分類で、現在の事業主体および日本など先進事例を考慮し7項目を設定した。

表4においては更に、この縦横両側面からのマトリックス表に現在(2005年12月時点)の台湾国家公園での実施状況を整理した。その内容をみると、行政団体(国、県等)は基盤施設の整備など建設分野の業務、レクリエーションのプログラム開発、自然や景観の保安全管理の業務のほとんどを直営で担当している。一方、公益法人(財団、協会等)はレクリエーション施設の運営部門、利用者指導の運営普及部門、調査研究部門、環境教育部門などを担当している。ボランティア団体は利用者指導や環境教育の一部を担っているが、先述したように活動はきわめて限られていることが分かる。民間企業(株式会社等)はレクリエーション施設の整備・運営業務の一部(宿泊施設やレストランの経営管理)、自然センターの運営(テナントとして)などがみられる。一方で、日本で一般化しつつある特定非営利活動法人(NPO法人等)や二次的自然の景観管理を担っている第一次産業関連の団体(牧野組合、森林組合等)の国家公園事業への参画はみられない。

しかし、陽明山がかつて「草山」と呼ばれ、今日でもなお「擎天崗」一帯では二次草原(牧野)景観が陽明山国家公園の大きな景観の特徴を占めている状況や、「竹子湖」付近の農業景観が近年注目を浴びてきた状況を見ると、こうした組織が担う機能を国家公園事業に取り入れ、それを担う

これらの組織を事業主体として計画的に組み込んでいく必要性が指摘される。

### (3) 今後の国家公園事業(機能)の実施主体と可能性・課題

今後の台湾国家公園事業(機能)に多様な主体を参画させる場合の可能性や利点、さらに課題や問題点について、表4のマトリックス表にもとづき、行政担当者を交えて系統的・網羅的に検討する調査を実施した。調査は2005年12月12日に営建署本部(国家公園組)において、経験豊かな国家公園行政担当者12人に集まってもらい実施した。その結果をまとめたのが表5である。

さらに、各事業の項目について、それぞれの主体が実施する場合の可能性や効果についての客観的な評価を得るために、営建署本部の12人に国家公園管理事務所(墾丁および太魯閣)の担当者(管理事務所は郵送方式で12月20日までに回収)を加えた計20名を対象に調査を行い、16件の有効回答が得られた。評価は「○：効果が期待される」「△：ある程度の効果が期待される」「×：必ずしも効果が期待されない」の3段階で記入してもらった。その件数を整理したのが表6である。

表6において、まず行政団体(国、県、市郷鎮)の評価をみると、「レクリエーション施設の整備と運営」および「レクリエーション活動の推進」における利用者指導(運営・普及部門)を除く大半の業務で評価が高く効果が期待できるとしている。評価が低い部分は逆に民間企業(株式会社等)で評価が高くなっていて、レクリエーション施設の整備・運営や啓蒙・普及部門における民間企業の実績が行政担当者にとって十分に理解されていると考えることができよう。

次に公益法人(財団法人、社団法人、協会等)では中庸の評価が多いが、基盤整備での運営部門、環境教育のプログラム開発部門、地域計画の計画・調査部門でやや評価が高くなっている。

特定非営利活動法人(NPO法人等)では、「自然環境の保安全管理」のすべての部門で評価がやや高く、基盤整備の運営部門や地域計画の計画・調査部門においてもやや高くなっている。台湾の国家公園において特定非営利活動法人はまだ活動を行っていないことから、これらの分野への期待の現

表5 台湾における国家公園事業(機能)の内容と実施主体別の可能性・利点および課題・問題点

可能性・利点 問題点・課題	事業項目	基盤施設整備		レクリエーション施設の整備と運営	レクリエーション活動の推進	自然環境の保全管理 (自然保育)				地域計画 (地域振興)			
		基盤整備		治山治水 災害防止 施設整備	レクリエーション施設の整備と運営	利用者指導	自然環境調査研究	自然の保全管理	景観の保全管理	環境教育	計画・調査	実行・推進	
		建設	運営	計画づくり	実行・推進	建設	運営	プログラム開発	運営・普及	自然環境調査研究			自然の保全管理
行政団体 (国、県、市郷鎮)	可能性・利点	直接コントロールできる		適切な整備水準、(PFIの場合)民間の希望する業務条件などを設定できる		直接コントロールできる		外圧で大きな変革が可能である		行政が直接コントロールできる			
	課題・問題点	事業が理解されにくい	経営管理のコストが高つく	低廉かつ良質な公共サービスが提供されない	利用者が少ない場合、事業者のリスクが大きい	利用者が少ない場合、事業者のリスクが大きい	閉館時間、休館日などの制約が大きい	責任の所在が不明確になり、地元側の安心が得られにくい					
公益法人 (財団法人、社団法人、協会等)	可能性・利点	使用料の徴収・入金処理事務が軽減できる		低コストで良質のサービス提供が期待できる		人件費、事業費等の経費削減の可能性はある		閉館時間、開館日時などの自由度が大きい		産業振興政策においても退職者(OB人材)の有効活用が期待できる			
	課題・問題点	サービス水準が低下する可能性がある		人材・ノウハウ不足	競争原理がはたらくにくい	統一されず保全技術や質を一定のレベルに高めにくい	必ずしも受託者側に運営ノウハウがあるわけではない		経費負担が増加する				
特定非営利活動法人 (NPO法人等)	可能性・利点	建設費軽減や使用料の徴収・入金処理事務が軽減できる		特色ある内容を発揮できる可能性はある	事業者のノウハウを発揮しやすい	活動の経験や成果を広域的に情報として公開し、共有化できる	NPOが自発的に利用者を拡大するインセンティブを内包している		安全、安心なまちづくりの取り組みを進めていく				
	課題・問題点	委託・受託のしくみがない		競争原理がはたらくにくい	人材・ノウハウ不足	NPOが少ないうえ、ノウハウを有する団体はさらに少ない	競争原理がはたらくにくい						
ボランティア団体	可能性・利点	維持管理の長期契約によるコスト削減が可能	開発研究の実務経験に持つ	低コストで良質のサービス提供が期待できる		活動の経験や成果などを広域的に情報として公開し、共有化できる		行政負担の軽減が期待できる		それぞれの社会的、文化的文脈の特異性を重視する			
	課題・問題点	大規模な事業を遂行しにくい・人材・専門的技術・ノウハウ不足				地場産業に対する手厚い支援がなくなる		事業者選定、契約などの一連の手続きが複雑		地場産業に対する手厚い支援がなくなる			

表5 台湾における国家公園事業(機能)の内容と実施主体別の可能性・利点および課題・問題点(つづき)

民間企業 (株式会社等)	可能性・利点	事業者にとっては裁量が大きく、ノウハウを発揮しやすい	民間企業の運営ノウハウをフルに活用し、利用者増を期待できる	民間企業のノウハウを活用できる	民間の創意工夫を最大限に発揮できる	経営内容を明確に把握することができる	維持管理の長期契約によるコスト削減	フットワークが良く、機動的な活動ができる
	課題・問題点	民間利用しても収益規模は大きくはないと見られる	利用者が少ない場合、事業者のリスクが大きい	定額であるため、事業者にとって利用者増加の誘引がない	経費負担が増加する	地方自治体によっては適用施設が限定される	運営維持管理業務の比重が小さく、民間に委託するのは難しい	経費負担が増加する
複合的組織 (連絡協議会等)	可能性・利点	立地条件によっては民間にも利用運営の効率化	民間企業の運営ノウハウを活用できる	情報については、市民が入しやすい方法で提供ができる	多様なノウハウにより、困難な保育サービスを充実させることができる	民間の創意工夫を最大限に発揮できる。行政負担がなくなる	産業振興政策においても退職者(OB人材)の有効活用ができる	
	課題・問題点	責任の所在が不明確になるおそれがある	赤字の場合、事業者にとって利用者増加の誘引がない	人材・ノウハウ不足	地場産業に対する手厚い支援がなくなる	責任分散によりサービスの安定性がない	地場産業に対する手厚い支援がなくなる	
第一次産業関連の団体 (牧野組合、森林組合等)	可能性・利点	特定の民間企業が不当に受益するようなことはない	地域に根ざした適切なサービスを提供できる	産学官のネットワークを形成することにより、その有効活用を図る		産業振興や地域への愛着・情熱がある		
	課題・問題点	地場産業に対する手厚い支援がなくなる	人材・ノウハウ不足	反映される機会が減少	確立するまでに時間と資金が必要			

れとみることもできよう。

ボランティア団体の評価は、環境教育のプログラム開発および実施部門で評価が高くなっていて、これまでのビジターセンターにおける活動実績が高く評価されていると考えることができよう。景観の保全管理部門においては実績が無いにも関わらず評価が高くなっているのは注目に値する。一方、利用者指導では予想に反して評価は低い。

民間企業(株式会社等)は、レクリエーション施設の整備と運営において建設部門および運営部門でかなり高い評価を得ているほか、レクリエーション活動の推進における運営・普及においても評価が高くなっている。これは、この分野において行政団体の評価が低くなっていることと裏表の関係にあり、行政にはない民間企業の豊富なノウハ

ウがこれまでの実績とともに評価されてきたことや、社会全体で民間委託の傾向が進む中での当然の動きとしての認識が現れているとみることができよう。

複合的組織(連絡協議会等)では、自然環境保全管理における環境教育の実施部門および地域計画(地域振興)の実行・推進部門で評価がやや高くなっている。特に地域振興や地域活性化においては、観光関連団体など地域の各種団体との連携が重要であることから、評価が高くなっていると考えられる。

第一次産業関連の団体では、総じて評価は低いが、「ある程度の効果が期待される」でみると、自然の保全管理や環境教育のプログラム開発部門などでやや評価が高くなっている。日本では、二次草原や人工林など二次的自然の管理においてこ

表6 国家公園事業（機能）の内容と専門家による実施主体別の可能性評価

事業 項目	基盤施設整備				レクリエーション 施設の整備と運営		レクリエーション 活動の推進		自然環境の保全管理 (自然保育)					地域計画 (地域振興)		
	基盤整備		治山治水 災害防止 施設整備		レクリエーション 施設の整備と運営		利用者 指 導	自然 環境 調査 研究	自然 の保 全管 理	景観 の保 全管 理	環境教育					
	建設	運営	計画 づくり	実行 ・ 推進	建設	運営					プロ グラム 開 発	運 営 ・ 普 及	プロ グラム 開 発	実 施	計画 ・ 調査	実行 ・ 推進
事業 主体	評価															
行政団体 (国、県、 市郷鎮)	○	14	8	14	11	4	1	13	7	15	15	14	14	11	14	12
	△	2	4	2	5	8	10	3	9	0	1	2	2	5	2	4
	×	0	4	0	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益法人 (財団法人、 社団法人、 協会等)	○	3	9	4	6	4	6	5	6	5	3	4	9	6	8	5
	△	5	5	4	5	6	6	9	8	7	10	10	8	10	7	10
	×	8	2	8	5	6	4	2	2	4	3	2	0	0	1	1
特定非営利 活動法人 (NPO 法人 等)	○	3	9	3	3	0	2	3	4	8	8	10	8	9	8	7
	△	3	5	0	4	6	9	10	9	5	7	5	7	6	7	8
	×	10	3	13	9	10	5	3	3	3	1	1	1	1	1	1
ボランティア 団体	○	2	7	3	3	1	2	5	5	6	6	10	12	14	5	6
	△	2	3	1	4	4	4	5	5	6	7	5	4	2	6	7
	×	12	6	12	9	11	10	6	6	4	3	1	0	0	5	3
民間企業 (株式会社 等)	○	4	5	2	4	11	12	7	9	3	6	3	5	5	3	4
	△	9	9	11	11	4	3	8	6	3	3	7	8	9	7	8
	×	3	2	3	1	1	1	1	1	10	7	6	3	3	6	4
複合的組織 (連絡協議会 等)	○	4	5	2	3	2	3	2	5	3	5	5	6	11	7	11
	△	3	7	3	4	4	7	9	6	7	7	8	7	5	7	4
	×	8	4	10	9	10	6	5	5	6	4	3	3	0	2	1
第一次産業 関連の団体 (牧野組合、 森林組合等)	○	1	1	1	1	1	1	1	3	0	0	1	2	3	1	3
	△	2	5	3	6	7	8	7	5	7	10	4	10	9	6	5
	×	13	10	12	9	8	7	8	8	9	6	11	4	4	9	8

注) 数字は専門家 16 人の回答内訳数。網かけ部分は顕著に多かったと判断された回答

- 評価○：大いに効果が期待される
- 評価△：ある程度の効果が期待される
- 評価×：必ずしも効果が期待されない

うした分野の組織の役割を重視する傾向が高まっているが、台湾の国家公園においては行政担当者の中でもこうした認識は低いレベルにあるということが出来る。

表5の内容も含めてこれらを概観すると、レクリエーション施設の整備・運営業務を民間企業に任せる以外は、行政団体が主導権を持って主体的に公園業務を実施しながらも(各主体のコントロールをしながら)、自然環境の保全管理や環境教育などにおいてボランティア団体や公益法人の協力を得つつ、将来的にはNPO法人などの参画にも期待するという構図が見えてくる。しかし、まだまだ人材やノウハウに乏しく、それらの養成や蓄積が課題である。

## 5. まとめと今後の課題

以上、台湾の国家公園の事業体系とそれを担うべき組織について、将来の国家公園事業(業務・機能)の拡大を視野に入れながら、その可能性と課題について検討してきた。その結果をまとめると次のようになる。

- ①台湾の国家公園では1988年にパークボランティアが成立し、さらに2000年代に入って民間企業の事業参入が活発化した。
- ②宿泊施設などレクリエーション施設の建設や運営において、民間企業の参画が定着し、その実績も高く評価されている。また、ボランティア団体もパークボランティアによる環境教育などの業務において重要な役割を担っている。
- ③景観や自然の保全管理業務において、NPO法人やボランティア団体の参画の期待が高まりつつあるが、それらに関わる人材養成やノウハウの蓄積が課題となっている。

本研究では、台湾の国家公園全体の事業(業務・機能)について、一般論として分析・考察を行った。今後の研究課題として、実際に実施されているボランティア活動を対象として、行政とボランティア組織の役割分担やそれによってもたらされる効果について明らかにする必要がある。また、地域制をとる国家公園においては、地域の運営管理という観点から国家公園事業が大きな役割を演じ、その中で多様な主体の参画や役割分担が重要である。そうした具体的な地域を対象とした

分析も今後の課題として明らかにしたい。

## 謝 辞

本研究を進めるにあたり、陽明山国家公園管理处の陳育賢主任(ボランティア担当)には指導・助言をいただくなど大変お世話になりました。また、アンケートの実施においては、内政部營建署国家公園組のシャオ清分組長をはじめ沢山の方々にご協力を賜りました。心より御礼申し上げます。

## 補 注

- 1) 国家公園事業(機能)、国家公園事業(業務):「国家公園事業」は一般には現在の台湾の国家公園で実施中あるいは計画中の事業を指すが、本研究では将来に向けて、更に台湾の国家公園システムが担うべき機能、あるいは求められていくものを明らかにすることも大きな目的としており、そのような意味を含めるために「国家公園事業(機能)」という表現を使用した。また、国家公園事業の中にも現場レベルでの具体の業務からそれらを統合した抽象的なものまで様々なレベルの概念を含んでいる。具体の業務の意味合いが強いものについては本研究では「国家公園事業(業務)」という表現を使用、それ以外の抽象的・一般的なものについては単に「国家公園事業」とした。
- 2) BOT、ROT、OT:それぞれPFI(Private Finance Initiative)の事業方式の略称である。PFI事業とは、公共施設等の設計建設から管理運営に至る事業の全部または一部を民間事業者が請負うものである。BOT(Built Operate Transfer)は民間事業者自らが資金を調達、施設を建設し、管理運営を行い、建設資金等を回収した後に地方公共団体等に施設の所有権を移転する事業方式(民設一民営方式)、ROT(Rehabilitate Operate Transfer)は事業者自らが資金を調達し、既存の施設などを改修改造し、管理運営を行い、改修改造資金等を回収した後に地方公共団体等に施設の所有権を移転する事業方式。OT(Operate Transfer)は日本では使用しない用語であるが、民間事業者が資金調達や施設の建設等を行うのではなく、地方公共団体等が建設した施設を民間事業者がそのまま管理運営のみを行い、一定

期間を経た後に地方公共団体等に施設の所有権を移転する事業方式(公設一民営方式)である。

## 参考文献

- 1) 交通部観光局：台湾地区の休暇系の開発計画、交通部観光局報告書，1992.
- 2) 立法院事務局編纂出版，「公営事業は民営条例事件を変えること？」，《法律 事件專輯》，第154の輯、台北－立法院事務局、1993.
- 3) 涂智益：自然公園計画・設計思想の比較研究－台湾国家公園と日本国立公園について－，東京農業大学修士論文，1993.
- 4) 陳思倫：遊楽区の管理パターンに関する分析，台湾省政府研究審査委員会，1994.
- 5) 蘇裕均，汪明生：第三セクターにおけるBOTの推進と協力にかかわる経営戦略についての研究，中山大学公共事務管理研究所修士論文，1998.
- 6) 胡仲英：BOTの理論と実務－我が国におけるBOT政策の推進，孫運基金会，1999.
- 7) 中華民國国家公園学会：陽明山国家公園における国家公園事業の民間委託に関する分析評価，陽明山国家公園管理处，2003.
- 8) 中華民國国家公園学会：陽明書屋および陽明公園の経営と管理計画，陽明山国家公園管理处，2003.
- 9) 黄森義：民間参与による公共建設への融資のリスクに関する研究，政院公共工程委員會の専門研究計画，2003.
- 10) 行政院經濟部：民間が公共建設の参与する付属事業の許可に関する項目説明：經濟部商業司，2003.
- 11) 井熊均：PFI適用事業－分野別事業化の手引き，(株)きょうせい，2003.
- 12) 国立公園協会編：2005自然公園の手引き，(財)国立公園協会，2005.
- 13) 涂智益，栗田和弥，下嶋聖，麻生恵：台湾の国家公園における施設・運営の民営化の可能性に関する考察(ポスターセッション)，日本造園学会関東支部大会事例・研究報告集23：70，2005.
- 14) 涂智益：台湾の公営(公有)休暇施設の民営化に関する調査，中華民國建築学会，2005.
- 15) 金宣希，油井正昭：国立公園におけるボランティアの発展過程とその特徴，ランドスケープ研究64(5)：665-670，2001.
- 16) 劉東啓，油井正昭：陽明山国家公園の指定からみた台湾国家公園制度とその成立の影響要因，ランドスケープ研究62(5)：459-462，1999.
- 17) 厚生省国立公園部監修：日本の国立公園，79，(財)国立公園協会，1951.

( 受付：2007年12月10日 )  
( 受理：2008年2月14日 )



<第37回学会大会 特別セッション>

レジャー・レクリエーションの充実に寄与する  
オリンピック・レガシー

2016 Tokyo Olympics legacy

Contribution to improve the quality and reputation of leisure and recreation

発 表 者

栗田和弥（東京農業大学）

Kazuya Kurita, Tokyo University of Agriculture

土屋 薫（江戸川大学）

Kaoru Tsuchiya, Edogawa University

山崎律子（余暇問題研究所）

Ritsuko Yamazaki, Japan Institute of Leisure Services and Education

師岡文男（上智大学）

Fumio Morooka, Sophia University

コ ー デ ィ ネ ー タ ー

麻生 恵（東京農業大学）

Megumi Aso, Tokyo University of Agriculture

嗟峨 寿（筑波大学）

Hitoshi Saga, University of Tsukuba

## 開催趣旨

麻生 恵（東京農業大学、研究企画担当）

例年の大会では、基調講演（記念講演）、それにシンポジウム（パネルディスカッション）ということで開催しているが、今年度の大会は、例年とは多少趣向を変えて、特別セッション（オーガナイズド・セッション）を開催することになった。

第37回大会は、「東京」の東洋大学で開催ということなので、「東京に因んだ企画を」をいうことで検討を進めてきた。そんな中で昨年、2016年に東京にオリンピックを招致することが決まり、東京都はこれから世界を相手に招致活動を展開することになった。そこで、オリンピック招致をテーマに取り上げようということになった。

オリンピックというものは、単なるスポーツの祭典（アスリートの祭典）ではなくて、実は、まちづくりであったり、都市整備であったり、また国民を上げて楽しむレジャー・レクリエーションでもあり、レクリエーションとは切っても切れない関係にある。

そんな中で、日本へのオリンピックの招致に関係されている嵯峨先生の方から、「これからのオリンピックには、その開催がどのような社会的効果や新しい視座やビジョンを後世に残せるかといった、いわゆる『レガシー』（遺産）の内容が問われる、またオリンピック開催は一つのまちづくりであり、ハード面、ソフト面の両面にわたって都市を大きく変えられる可能性があり、そんな中で我々日本レジャー・レクリエーション学会が目指す『ゆとり』の創出や再生を考える大きな機会になるのではないか、また一方で東京都が『10年後の東京』という2016年オリンピック開催を視野に入れた戦略的な東京の再生プランを作成していて、これが大いに参考になる」とのご指摘を

いただいた。

そんな経緯から、「レジャー・レクリエーションの充実に寄与するオリンピック・レガシー」というテーマで、様々な分野の会員が集まる本学会の特徴を活かして異なる視点から議論し、学会として独自のレガシーを提案したり、あるいは学会が取り組むべきテーマ、さらには活性化に向けた今後の活動の方向性について議論しようということになった。

具体的な進め方であるが、先ず最初に筑波大学の嵯峨寿先生から「オリンピックの招致とレガシー」というテーマでお話をいただき、それに続いて、私の方から「10年後の東京」の概要をご説明しながら、その中に「ゆとり」の創出や再生がどのような形で出てくるのか、といった点についてご紹介する。そして、休憩をとったのち、オーガナイズド・セッションということで、異なる立場の4人の先生からプレゼンテーションをいただくことにする。

一人目が東京農業大学の栗田和弥先生で「空間論・環境論の立場から」、二人目が江戸川大学の土屋薫先生で「ツーリズム論の立場から」、三人目が余暇問題研究所の山崎律子先生より「レクリエーション・ムーブメントの立場から」、最後に上智大学の師岡文男先生より「スポーツ・フォー・オール」の立場から」というテーマでプレゼンテーションを行っていただく。

本日の議論で、おそらく明確な結論は出ないと思うが、今後の学会活動の重要なテーマとして位置づけ、学会の活性化につなげていきたいと考えている。

## オリンピックの招致とレガシー

嵯峨 寿（筑波大学）

### 1. レジャー・レクリエーションの革新とオリンピック招致

レジャー・レクリエーションの充実にオリンピックをどう活かすことができるか。

国民のレジャー、レクリエーションのさらなる充実は学会員の目標であり、それへの献身はわれわれの学会の重要な役割のひとつでもある。現在、東京都は 2016 年夏季オリンピック競技大会の招致活動を推進しているが、それを契機に東京および日本のレジャー、レクリエーションの改善を図ることができないだろうか。そのアイデアをオリンピックの開催計画に盛り込むことで、オリンピックへの国民の関心、期待を高めると同時に、開催都市の選定にあたる IOC 国際オリンピック委員会に対するアピールポイントのひとつにすることはできないものか。

「レジャー・レクリエーションの充実」と「オリンピック招致に対する本学会の協力」このふたつのテーマをつなぐ接点を「オリンピック・レガシー」に求めてみてはどうか。

### 2. オリンピック・レガシー

東京都は 2008 年 1 月に IOC に対し、大会基本計画の概要を記した「申請ファイル」を提出する。現在 7 つある「申請都市 applicant city」がふるいにかけて 3～4 都市が「候補都市 candidate city」に選出される。そうすると東京都はより綿密な計画を記載した「立候補ファイル bid file」を提出することになる。これら 2 つのファイルいずれにも明記すべき内容のひとつがレガシー“legacy”（遺産）である。全 7 章構成の申請ファイルにおいてレガシーは、計画全体の土台・要に当たる第 1 章に位置し、同じく第 1 章を構成する motivation、concept と共にオリンピックのいわゆる「開催理念」に相当する極めて重要な要素である。

オリンピックにおけるレガシーの定義は必ずしも明確とはいえないが、IOC の説明や問いを吟味してみると、①持続可能な恩恵 benefits、②開催都市と開催国にとっての恩恵、③スポーツにとっての恩恵、④招致活動の成否に関わらず期待される恩恵、といったいくつかの条件が浮かび上がってくる。

では、東京都はどのようなレガシーを構想しているか。2007 年 11 月末に発表された「2016 年東京オリンピック・パラリンピック開催基本計画」の段階ではまだ抽象的な内容と表現にとどまっているが、今後はオリンピックに対する国民の理解、関心を喚起する上でも魅力的かつ具体的なレガシーが求められるに違いない。

### 3. レガシーの考案にあたって

オリンピック・レガシーを考案するにあたってまずは先の IOC の要件のほかに、「レジャー・レクリエーションの充実への寄与」を条件にすえたわけだが、その際にまずは、どのようなレジャー・レクリエーションが理想的であるのか、またレジャー・レクリエーションをめぐる解決が望まれる問題としてどのようなものが存在するかを検討・整理する作業が要るだろう。それに加え、次の点についても勸案が望まれる。

#### (1) 過去 3 大会のレガシーをどう活かすか

64 年東京、72 年札幌、98 年長野と日本はオリンピック開催回数の多い世界有数の国のひとつである。ベテラン国としての優勢を印象づけるにあたって過去のレガシーも十分に訴求点のひとつになり得る。各大会が遺し、今なお大切にされているレガシーの価値を再評価すると共に、そのよさをさらに発展させた新たなレガシーを構想できないものか。

## (2) 世界の人々と共有できるもの

百年にわたる近代オリンピックは、2008年北京大会を含め、主として開催国の経済的発展の基礎となるインフラの整備を支援・推進する役割を果たしてきた。主に開催都市と開催国の人々がレガシーによる恩恵を享受するというのは1964年東京大会の場合も同様であったが、2016年大会においては、世界の人々と恩恵を分かち合える、国際貢献にもつながるレガシーを構想する自負と姿勢が問われよう。

## (3) オリンピズムの根本原則

オリンピック競技大会はオリンピック・ムーブメントの一環であり、その頂点に位置している。オリンピック・ムーブメントの指導原理に当たるのがオリンピズム Olympism である。したがって、オリンピズムの具体的かつ重要な表現形態のひとつが競技大会という関係になるわけだが、オリンピックが他の国際競技イベントと決定的に異なる点はこのオリンピズムという理想にあるといっても過言ではない。

2012年夏季大会の招致でロンドンに敗れはしたものの、開催計画が最も高く評価されたパリは、「真のオリンピック市民“Olympic citizens”」をレガシーのひとつに訴えた。クーベルタンの母国としての誇りにかけても、オリンピズムの本質を正しく理解し、オリンピック・ムーブメントに積極的に参加する「オリンピック精神“Olympic spirit”」を備えた人々がオリンピック市民である。オリンピズムの根本原則は『オリンピック憲章』の中で次のように謳われている。

オリンピズムは人生哲学であり、肉体と意志と知性の資質を高めて融合させた、均衡のとれた総体としての人間を目指すものである。スポーツを文化や教育と融合させるオリンピズムが求めるのは、努力のうちに見いだされる喜び、よい手本となる教育的価値、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重などに基づいた生き方の創造である。(根本原則1)

われわれはオリンピズム思想の中に、はたして

レジャー・レクリエーションの新たな可能性を見いだすことができるだろうか。

## (4) シルバー世代のオリンピック参加

オリンピック・ムーブメントがそれへの主な参加対象に据えているのは青少年である。かれらの教育と国際交流を通して世界平和に寄与することがクーベルタンにとっての理想であった。子どもたちのスポーツ離れを懸念するIOCは2010年から、ユース・オリンピックの開催を決めたが、一方の中老年世代にとってオリンピックは4年に一度、テレビで観戦するだけのものでよいのか。世界でいち早く高齢社会となる日本では、オリンピック開催を機に、新たな世代がオリンピック・ムーブメントに積極的に参加するきっかけともなるようなレガシーを実現できないものか。それは従来のオリンピズムに大きな革新をもたらす可能性を秘めている。

## 4. レガシーの提案に向けて

東京都は2008年1月に申請ファイルを提出する。候補都市が発表されるのは同年6月であり、それ以降は国際招致レースが展開されると共に、2009年2月提出期限の立候補ファイルの作成作業も本格化する。立候補ファイルは当然ながら申請ファイルに基づいて作成されるが、より詳細かつ具体的な計画が必要であり、特にレガシーはオリンピック開催都市・国のメリットである以上、都民・国民からみて魅力的でなくてはならない。そうしたレガシーを東京都に対して提案できるタイミングは2008年6月～10月の期間に限られよう。

学会としてこのたび初の試みとなる本セッションを通じて、レジャー・レクリエーションの充実にオリンピックを活かす展望が「レガシー」という鍵によって開かれ、国民やIOCに対する有効なアピールにもなるようであれば、学会活性化のひとつの手がかりにもなりうる。ユニークなアイデアが出されるよう、活発な意見交換を期待したい。

## 空間論・環境論の立場から

栗田和弥（東京農業大学）

### 1. 感動を与える空間・環境

元気と感動が、今の日本人の多くには足りないのではなかろうか。社会基盤が一通り整備され、成熟してきたわが国における日常生活にこそ平穩なものとは質を異にする、心を揺り動かす感動という変化を求めているように思える。便利になればなるほど、インターネット等の臨場感溢れる情報が自宅にいながら得られ、それで満足することができうる。自らがスポーツをはじめとして、現場に赴き、身体を動かす活動によって生み出され、競技等の目標を共有して楽しむことで、達成の喜びを味わえたり、競技に参加していなくても応援することで感動の場を共有できる。しかしその場さえも減る傾向にありそうだ。特にオリンピック競技は、選手あるいはそれを応援する市民が、人間の限界に挑む姿に感動し、心を奮い立たせるその代表的なイベントであろう。身体と健康と共に心を育むためのオリンピック。そのような国際的イベントを通じて空間・環境はどのようにレジャー・レクリエーションに寄与してきたか、これから寄与するか、オリンピック資産（レガシー）等の事例からひも解きながらみていきたい。

### 2. ハードウェアとしての空間・環境の整備

オリンピックや、国際的なイベント（本論ではその時代のテーマが打ち出されている国際的規模の博覧会を取り上げることとする）によって生み出される資産の代表としては、開催に伴うインフラの整備が挙げられる（表1）。

まずはスポーツ競技等のイベントを実施する空間が整備されて、その機能が付加・追加されることで様々な振興のために競技終了後も活用することができる。特に過去の冬季オリンピックや国際博覧会は、首都東京以外で開催されていることもあって、人間に例えれば、大動脈だけではなく指先の末端まで新鮮な血液が流れることで、冬の日も温もりを感じることができるようになるのと似ている。最初のオリンピック開催から40年以上

が経過し、代々木体育館などは今や文化財としての呼び声も高い遺産が造られてきた。珍しい例としては、幻のオリンピックともいわれる1940年の未開催ながら造られた戸田漕艇場である。それは今日までずっと利用されている施設であり、わが国のオリンピック史上でも象徴的な存在のハードウェアともいえる。

一方で、自然環境という側面のみから診れば、道路や鉄道の拡充は物流や観光客の輸送増大が期待できたりオリンピック・博覧会開催期間中は選手団や観客、スタッフの輸送のためとはいえ、また延いては地域振興に役立てる事ができるとはいえ、目的遂行を優先するがために自然環境を改変する事例が少なからずある。札幌オリンピックでは、北海道・恵庭岳のスキー競技場候補地が支笏洞爺国立公園内であるということから、大規模な開発行為が望ましくないことということで、競技用に森林を切り開いて造ったスキー場を、その終了後に植林して復元するという事で許可された経緯がある。これは、最近ではあまり話題に上らないこの事例ではあるが、スポーツ施設を廃して自然に帰（返）そうという事例はわが国においては稀有な事例かも知れない。1998年、記憶にも新しい長野オリンピックでは、スキー競技種目の滑走区間が長野県・白馬岳の中部山岳国立公園特別保護地区に係る箇所があり、選手はジャンプして飛び越えるから自然公園法に抵触しないという結論で、実施されたような例もある。

スポーツ施設の種類によっては、例えば国民体育大会（国体）では登山競技があるので登山道を新設すること（これは一部の樹木の伐採などの行為を多くは含まれる）もあり開発行為とはみなされないことも多い。しかし、スポーツを行う空間としての自然環境については今まであまり語られてこなかったようで、現状を含め、レジャー・レクリエーションをより充実させていくためにも今後を見守る必要がありそうだ。

表1 わが国における国際的イベント(オリンピックと国際博覧会)とそのレガシーの事例

開催年	通称 (正式名称およびテーマ・備考)	レガシー (現在まで残る, 空間・環境に関連するハードウェアの事例)
1940	東京五輪 (第12回オリンピック競技大会) (開催決定されたが実施されず)	戸田漕艇場, 駒沢オリンピック公園
1940	札幌五輪 (第5回オリンピック冬季競技大会) (開催決定されたが実施されず)	—
1964	東京五輪 (第18回オリンピック競技大会)	国立代々木体育館, 日本武道館, 駒沢公園総合運動場, 代々木公園, オリンピック記念青少年総合センター, 東海道新幹線, 東京モノレール, 首都高速道路, 宿泊施設*
1970	大阪万博 (日本万国博覧会) テーマ「人類の進歩と調和」	太陽の塔, 万博記念公園, 東名高速道路
1975**	沖縄海洋博 (沖縄国際海洋博覧会) テーマ「海-望ましい未来-」	海洋博公園 (国営沖縄記念公園), 沖縄タワー 宿泊施設*
1972	札幌五輪 (第11回オリンピック冬季競技大会)	スキー競技施設, ジャンプ競技施設, 札幌市営地下鉄, 札幌市内の地下街
1985	つくば万博 (国際科学技術博覧会) テーマ「人間・居住・環境と科学技術」	筑波研究学園都市, 科学万博記念公園, つくばエキスポセンター
1990	大阪花博 (国際花と緑の博覧会) テーマ「花と緑と人間生活のかかわりと とらえ21世紀へ向けて潤いのある豊かな 社会の創造をめざす」	パビリオンの移築 (「名画の庭」を京都市に移築, JR西日本福知山線柏原駅等の駅舎として移築), 花博記念公園 (鶴見緑地), 大阪市営地下鉄鶴見緑地線
1998	長野五輪 (第18回オリンピック冬季競技大会)	ジャンプ競技施設, スケート競技施設エム・ウエーブ (長野市オリンピック記念アリーナ), 南長野運動公園, 長野新幹線, 上信越自動車道, オリンピック道路 (長野白馬道路)
2005	愛知万博 (2005年日本国際博覧会) テーマ「自然の叡智」	愛・地球博記念公園 (モリコロパーク), 中部国際空港, リニモ (愛知高速鉄道), あいち海上の森センター
2016	東京五輪**** (第31回オリンピック競技大会)	風の道・緑の回廊「海の森」 (馬術競技施設予定地) ***

補注 \*選手村 (仮設) のみならず, 競技観戦者その他一般宿泊者向けの大型ホテルなど

\*\*1976年まで開催

\*\*\*2016年までに完成が計画されている育成中あるいは建設予定のレガシー

\*\*\*\*2007年12月1日現在, 開催未決定 (2008年6月第一次選考, 2009年10月2日決定予定)

### 3. ソフトウェアとしての空間・環境の活用

2007年から東京都の推進する事業「緑の東京10年プロジェクト」の一環で東京湾に88haの埋立地「海の森」を作って風の道を確保する等、緑地を増やしたり環境対策を講じることで住みやすい都市づくりを行っていくことを進めている。この「10年」のゴールにはオリンピックを見据えているといえるが、「海の森」は同時に馬術競技場とする計画もある。換言すれば、ハードウェアとしての機能のみならず、あるいは競技施設としての機能を必ずしも使わなくても活用されるソフトウェアを重視した一面があり、その他でも「どこでもスポーツ」ができる環境条件を整えていけることが望まれよう。最近はまだ行政を中心とした空間整備の動きのみならず、市民レベルあるいはNPOレベルでの活動を展開し活性化に寄与する部分を考えアクションを興す<sup>3)</sup>等へと発展していることは素晴らしいことである。

### 4. ハートウェア (heart-ware) としての空間・環境をしつらえる

オリンピックを含めた空間・環境づくりを目指すならば、元気で感動できる場となる、平成時代を代表するようなものができないだろうかと思っている。レガシーには3つのステージがあり、必要であると考えられる。すなわちまず、施設やフィールドの空間・環境としてのハードウェアは不可欠であるといえる。次に、それを使う手段・利

用方法としてのソフトウェアが必要であり、さらに、選手も市民もそれに常に関心を寄せ、使いあるいは見守り続け活用していく心の装置、ハートウェア (heart-ware) が重要であろう。そういった意味では東京2016年は、市民主導型でも、参加型でも、行政主導でも、多様な主体による協働で様々な側面からの活動を展開し、たとえ開催国から外れたとしても、あらゆるスポーツの振興につなげ、健康な肉体と健全な精神を併せ持つ市民に育っていく布石となることを期待してやまない。

### 参考文献

- 1) 鈴木伸子：東京オリンピックの遺産（世界からつどう—未来への遺産—），東建月報，no.707, 2007.  
<http://token.or.jp/magazine/g200703.html> (2007.11.20 参照)
- 2) 日本オリンピック委員会：第31回オリンピック競技大会国内立候補都市評価委員会<報告書>，2006.  
[http://www.joc.or.jp/2016/pdf/report\\_2016.pdf](http://www.joc.or.jp/2016/pdf/report_2016.pdf) (2007.11.27 参照)
- 3) 渋谷・青山景観整備機構編：都市文化の創造と渋谷・原宿・青山の将来像—観光立国・オリンピック誘致への受け皿づくり—，2005.  
<http://www.salf.or.jp/activity/report/ofreprot.htm> (2007.11.28 参照)

## レジャー論とツーリズム論の立場から —マッチング・システム構築の提案—

土屋 薫（江戸川大学）

### 1. レジャー論の立場から

—レジャーとは単なる遊びのことではない—

レジャーという言葉は、英語の「leisure」に由来する外来語で、1960年代に日本に定着したと言われている。そしてその語源はというと、「licere」（リセレ）というラテン語に求めることができる、という。また、その同じラテン語から「license」（ライセンス）という言葉も生まれた、という。つまり、レジャーとライセンスという言葉は、同じ語源から生まれた兄弟の言葉ということになるわけである。

ライセンスといえば日本語で免許のことを指すが、自動車の免許証というのは、車を運転「してもいい」という許可証のことを意味する。それは、自動車を運転する自由を証明してくれるもので、交通法規と実際に運転する技能を身につけた人間にのみ、自動車を運転する自由が与えられるのである。

ライセンスと兄弟の言葉であるレジャーにも、同じことが当てはまるのではないか。能力を身につけた人間にのみ与えられる心の自由、それこそがレジャーと位置づけることができる。それでは、レジャーにかかわる能力とは何なのだろうか。どのような能力を身につけると、どのような自由が与えられるのだろうか。

私たちがひとりきりで生きていけない以上、そこにはどうしても、ほかの人と折り合いをつけるための決まりごと（＝ルール）が必要になってくる。ただ、必要なものと頭ではわかっている、ときにはルールにがんじがらめに縛られて、息ができなくなってしまう。そんな状態が長くつづくと、生きていくのが辛くなってしまふ。私たちは、ひとつの目的を遂行するためにつくられた機械ではないのだから。

そのとき重要な役割を果たすのがレジャーであろう。私たちが「レジャー」という言葉で思い浮

かべるもの、たとえば、「パチンコ・ボウリング・テーマパーク・映画・サッカー」、そのどれもが、日常生活で私たちを縛って不自由な思いをさせるルールとは異なった別のルールを持っている。その別のルールに夢中になって過ごしているうちに、私たちは自分に不自由な思いをさせたルール自体を忘れてしまふ。たとえそれが一瞬だとしても。

つまり、何かに夢中になれる能力を身につけたとき、私たちの心は嫌なことを忘れて自由になれる。そしてそれこそが、レジャーの真の姿だと言えるのではないだろうか。

### 2. レジャー産業・観光業の課題

—「見えない」について考える—

マーケティングの立場から見たとき、産業の果たす役割とは「ニーズに根ざしたウォンツを市場に提供すること」だと言われている。ここでいう「ニーズ」とは、満たされないと苦痛を感じるものを追い求める思いのことを指し、「ウォンツ」とは、市場に出回っている製品やサービスを求める思いのことだと言っていいだろう。「満たされないと苦痛を感じるものを追い求める思い」とは、最もわかりやすい例を挙げれば、「衣食住」に代表されるような生きていくのに必要なものを求める気持ちのこと、と言っていいだろう。人間誰しも寒さや空腹や不眠をしのぎたいものだから。

もっとも人によっては、人間とはそのようなものだけではなく、たとえば「真善美」に代表されるような価値を追い求める気持ちも持ち合わせており、これらの価値を追求する気持ちが満たされないと苦痛を感じる時もあると言う。いずれにせよ、この議論に従えば、人間とは、「空腹だ」という目に見えない思いを目に見える何らかの食品で満たしたり、「美しい」という目に見えない価値にかかわりたい、とかつくりだしたい、とい

う気持ちを満たすために、芸術作品を鑑賞したりつくったりしていることになる。つまり、目には「見えない」ものを追い求める思いに対して、その思いを満たすべく、製品やサービスといった目に「見える」ものを社会に供給するのが産業の役割だ、ということがわかってくる。それは「見えない」ものを「見える」ようにする役割だと言ってもいい。

さて、ここで問題となってくるのは、それではレジャー産業は（あるいは観光業は）いったいどのような「見えない」ものを見えるようにしてくれるのか、ということであろう。

たとえば、日本の国会の歴史や建築物としての国会議事堂の経緯について知識のある人と、何も知らない人とでは、同じ国会議事堂を見ても感じるものが変わってくる。中央ドームが墳墓としてのピラミッドを模した意匠を持っているということがわかれば、偲ぶべき人物が誰なのか、ということを考えるきっかけとなる。また、初代内閣総理大臣や帝国議会の開設者、日本における責任内閣制の創始者が同一人物であることや、その人物が悲運にも凶弾に倒れたこと、そして当時の日本社会の向かいつつある状況、国会議事堂の設計の経緯といったことがわかれば、実は、自ずと国会議事堂の屋根の上に一人の人物の姿が「見えて」も不思議はないことになる。

その人物の姿が「見えない」とすれば、それは、目が悪いからではなくて、十分な情報が得られない故に「頭に浮かばない」あるいは「気づかない」と言った方が正しいかもしれない。

このような視点から整理してみると、「見えない」ものを見えるようにするということは、これまで意識したことのない「つながり」をあらためて意識させること、ということになるかと思われる。そして、そのようなしくみづくりこそが、レジャー産業・観光業の役割だ、ということがわかってくる。

### 3. ツーリズム論の立場から

#### —観光をめぐる状況—

これまで観光業は、テレビの旅行番組や観光ガイドブックに代表されるようなマスメディア発信の情報に準拠する形で動いてきた。また現地では、

観光ガイドがその牽引役を果たしていた。つまり、マスメディアによる産業主導型の誘客か、あるいは「物見遊山」という言葉に代表されるような受動型のスタイルが観光行動の主流であった。

大衆社会におけるマス・ツーリズムという基本的な構図に変化が現れるのは1980年代以降で、ポスト大衆社会の観光を指すものとして、「オルタナティブ・ツーリズム」（もうひとつの観光）という概念に脚光が当たるようになった。これは、産業主導あるいは商業主義へのアンチテーゼとして形を成していくことになるが、この背景には生活の個性化とニーズの多様化が存在していた。具体的には、エスニック・ツーリズムやヘリテージ・ツーリズム、エコ・ツーリズムといったようなサステイナブルな視点が求められるようになってきた、と言っていいだろう。そこで必要なのは、「能動性」や「自律性」といったキーワードで捉えられる態度で、たとえば、エコツアー（ツーリズム）は、単なる娯楽や気晴らしだけではなく、環境保護問題に積極的に関わろうとする態度が要求されることになる。つまり、単純に「団体旅行が嫌だから生態系を守るための運動やツアーに参加する」とはならないわけで、ある個人がエコツアーに参加するまでには、それまでのライフヒストリーの中で、環境に関わる多くの契機や試行錯誤が求められることになるのである。実際には一般の人々は、「団体旅行では何かもの足りない」と思いながらも、「他にどうしていいかわからない」という状況に置かれていると考えられる。

一方、観光をめぐる人類の動きを、グローバルな視点から構造化しようと試みに、「観光革命」という概念がある。「第一次観光革命」は、1860年代に起こったと言われているが、これは産業革命に端を発し、ヨーロッパの国々において王侯貴族等の金持ちを中心に国外旅行ブームが起きた、というのである。「第二次観光革命」は、アメリカ経済の発展を背景に、第一次大戦を直接のきっかけとして、アメリカの中産階級がヨーロッパツアーに出かける、という形で1910年代に起こり、「第三次観光革命」は、ジャンボジェット機の就航とバルク運賃（一定座席数を単位とした団体割引運賃の設定）の導入をきっかけとして、先進国間における外国旅行の大衆化、という形で1960

年代に起こったという。そして、これまでの「観光革命」が外国旅行のグローバル化と大衆化というキーワードでくれたとすると、世界観光機関(WTO)の外国旅行者数予想、さらに、アジア諸都市における大規模なハブ空港建設整備から考えて、「第四次観光革命」はアジアを中心に起こる、すなわち、アジアの人々が外国へ出かけていく時代がまもなく来る、ということになる。そして、これらのムーブメントが50年周期で捉えられることからすると、次は2010年ということになり、そこでビジット・ジャパン・キャンペーンの論拠となることになる。

このような観光をめぐる状況からわかることは、これからは、受動的な立場から能動的なスタンスへ変わりつつある観光客を後押しするような支援システムが求められつつあり、その意味で今や、観光情報提供のしくみを根本的に見直すべき段階に来ている、ということである。

#### 4. オリンピックという観光

一国の光を観るといふこと一

そもそも観光の本質は、その土地の価値に「気づく」こと・「気づかせる」ことだと言ってもいいだろう。だとすると、オリンピック・パラリンピックは、一体どんな価値を私たちにを見せてくれるのだろうか。それを考えることが、まず私たちの学会でオリンピックを捉えるひとつの視点だと言っていいたい。

もちろん、スポーツ競技大会としての側面に注目すれば、オリンピックは各種目の持っている魅力を感じさせてくれる場、ということになる。そして、そこで重要となるのは、魅力(価値)を見せてくれるものとしての記録・好プレイであるし、それにはメディアの技術的サポートが求められるだろう。逆に言えば、メディアのサポートが新たな魅力の掘り下げを可能にしてくれることもあり得る。水泳におけるカメラ・アングルや、ラグビーのビデオ・チェックといったものは、この文脈の中で捉えられるべきだろう。

また、国・社会・文化によって異なる競技スタイルの「出会い」の場、異質なものが出会う場としての意味もオリンピック・パラリンピックにはあるはずだ。ただし、適切なインタープリテーシ

ョンがあって初めてそれは可能になる。したがって、インタープリターの教育や異文化間コミュニケーションに関わるリテラシー(感受性)の醸成や、そのためのしくみづくりも求められるだろう。

また、価値の連鎖をつくる場所としてのオリンピック・パラリンピック、という視点も見逃してはならない。

これまでの議論で見てきたように、価値あるものを「つなぐ」ことが気づきをもたらすとすると、何と何をつなぐのか、といったことを自覚的に考えていく必要がある。正式種目と非正式種目、メジャー・スポーツとマイナー・スポーツといったものをどうつないでいくか、ということも重要な課題となるだろう。その点では、非正式種目やマイナー・スポーツを一方向的に「切る」という姿勢では、価値の連鎖をつくることは難しいかもしれない。ここで言う「つなぐ」とは、文化的パラダイムを往来できる「ターニング・ポイント」としてオリンピック・パラリンピックを捉えるイメージと言っても過言ではない。またミクロな視点では、エリアごとに「つなぐ」対象を明示する演出の工夫、ということになっていくかもしれない。

このように見てくると、いま考えるべきことは「マッチング・システム」の構築、とすることができよう。何と何を「つなぐ」とどのような「科学反応」が起きるのか。これを考えることこそ、オリンピック・パラリンピックを招致する上で重要なキーになってくるように思われるのである。

#### 5. 具体的なマッチング・システムの提案

具体的な方向性としては、観光の状況に則した形、すなわちオールタナティブ・ツーリズムに対応するものとして、コンテンツから考えていくことが可能だろう。たとえば、エスニック・アイテムとのつながりを意識すると、「アイルランド⇔アイリッシュ・パブ⇔ギネス⇔グリーン⇔セント・パトリック・デイ⇔表参道パレード」といったつながりが浮かび上がってくる。また、歴史遺産とのつながりを意識するなら、「築地⇔明治の外国人居留地⇔関係者の招待⇔ルート探しツアーとのセット」といった演出方法や、イザベラバー

ドの「日本奥地紀行」に沿ったモデルツアー、「中国⇔孫文⇔藤野先生⇔仙台」、「中国⇔辛亥革命⇔孫文・蒋介石⇔山田兄弟⇔弘前」、「オランダ⇔ヤン・ヨーステン⇔臼杵⇔八重洲」、「代々木公園⇔東京五輪選手村⇔ワシントン・ハイツ⇔代々木練兵場⇔日本初飛行」といった「つながり」に則した展開も考えられる。また、自然環境とのつながりを考えるなら、自然環境との共生をテーマに、温暖化と水位・大地震と都市計画といったアプローチも伺えるだろう。

それから、観光の業態を参考にした方法論の事例も考えられる。フランスの地中海クラブで見られるような「オール・インクルーシブ・システム」にならう形で、移動時の低バリア化を図るために、五輪チケットと交通チケットを JR の SUICA や ICOCA をベースに一体化する、といったことも、すぐに実現可能なことであろう。

また、日本の特色を打ち出すのであれば、温泉旅館型送迎を基軸にした展開も考えられる。ただその際、ボランティアガイドとゲストとのマッチング手段として、たとえば姉妹都市提携自治体をベースにした拠点づくり、といった味付けが欲しいところだろう。メダル争いは国対抗だとしても、人間は国ではなく「まち」に住んでいるからで、

これは、20 世紀の民族国家によるパラダイムから、21 世紀は都市中心のパラダイムへの移行・転換を目指す、という打ち出し方へ結びつけることも可能だろう。

以上、今回の発表では、オリンピック・パラリンピックを「スイッチ」にするために、という観点から提案型の内容でまとめさせていただいた。必ずしも研究ベースではなく、必要十分な検討がなされていない部分をご容赦いただきたい。

## 参考文献

- 1) 石森秀三：『観光の 20 世紀』, ドメス出版 1996.
- 2) Kotler, Philip: *Marketing Management* (7th ed.), Prentice Hall. (=村田昭治訳, 『マーケティング・マネジメント』, プレジデント社.), 1991.
- 3) Kraus, Richard: "Recreation and Leisure in modern society," Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall, 1978.
- 4) 鈴木博之：『日本の〈地霊〉』, 講談社現代親書, 1999.
- 5) 多摩大学・大和ハウス編：『レジャー産業を考える』, 実教出版, 1993.

## レクリエーション・ムーブメントの立場から

山崎 律子 ((株)余暇問題研究所)

### 1. 論旨

“オリンピック開催は、過去の例からみても人間にとって貴重なレガシーを生み出す”という前提に立って、とくにレクリエーション・ムーブメントの立場から考えてみることにした。まず、レクリエーションやレクリエーション・ムーブメントについて私見を述べ、次にレクリエーション・ムーブメントは社会運動の領域に入るの、その意義と基本構成をリマインドする。次にレジャー・レクリエーションの充実に期待される東京オリンピック・レガシーの幾つかを列举(人々の活性化と連帯感の醸成、スポーツ観の改変、国際マインドの浸透、ボランティア教育と組織化、質の高いワーク・ライフ・バランスの実現)し、レガシーの実現に向けた本学会自体のあり方への期待と、その実現に不可欠な社会的協力・連携システム構築を提言することとした。なおここでは、あえてハード面には触れないで人間の心と身体自体すなわちソフト面だけ考えようとしたことを、お断りしたい。

### 2. レクリエーションとレクリエーション・ムーブメントをこう考える

#### (1) レクリエーションとは

「レジャー経験(活動といってもよい)を賢い仕方で生活化しようとする考え方(概念)」と定義したい。この意味は、“現在の人間生活においてレジャー経験を賢い仕方で生活化することは生活の質(QOL)を高め得る“ということは誰もが認め、それを働きかける考え方がレクリエーションと解釈する。

日本において、レクリエーションという抽象的な目に見えない外来語が主に使われ出したのは、第二次世界大戦直後の頃である。それ以来、外来語ではなく日本語で表現する言葉を模索したが、適切な表現語が見当たらずに今日に至っている。したがって、その解釈が多くあるのが現実である。

#### (2) レクリエーション・ムーブメントとは

「“レクリエーション”という考え方に賛同する人を増やそうと、より多くの人々に働きかける社会的運動」と定義したい。社会運動は、既存の社会通念や組織を改変させようとする人々の働きかけ(社会化)と考えるならば、レクリエーション分野にも当てはまる。すなわち、自由時間(または余暇時間)経験が人間のQOLの向上(心豊かで、生きがいを感じている状態)か、あるいは低下(何の目標もなく、また楽しみもなく生きている状態)かの問題に深く関わるレクリエーションを認識するならば、従来よりも幅広い視点でレクリエーションを解釈し、場合によっては社会組織改変に繋げようとするのは当然の成り行きであろう。

その実現のためには、専門知識人(専門研究者、専門実務者など)、オーガナイザー(専門実務者、コーディネーターなど)、ボランティア・リーダー(レクリエーションワーカーなど)、一般賛同者が連帯して遂行する必要がある。もちろん一般の知識人からのアドバイスを十分受けることを前提にしている。

### 3. 期待される東京オリンピック・レガシー

#### (1) 人々の活性化と連帯感が強まる

##### 1) そのイメージ

たとえば、陸上競技や競泳において世界からの選手が「たかがスポーツ、されどスポーツ。ゴールがそこにあるから…」と、何百分の一秒を競うか自己ベストを追求して「より速く、より強く、より美しく」を実現しようと全力を尽す姿を、実際にアスリート自身はもちろん、観衆たちとともに目のあたり体験することにより、個人的には「元気がないといけない。もっと努力をしなければ…」と活性化への刺激となる。

さらに、会場全体が熱気に包まれて、口に表せないほど感動を共にすることは、勝手気ままで利己主義的な風潮にさらされる日本人を、他人尊重

の心を蘇らせ、かつ人間尊重の重要性を再認識し、日本人としての連帯意識をもつのみならずまた、スポーツ競技を通して国境、民族、人種、宗教を超えて連帯感を醸成することは必至である。

20 世紀は、紛争の世紀であったが、21 世紀前半において東京オリンピックが招致されたならば、全世界が平和への道を歩み出すきっかけを平和国家日本がイニシアティブをとり得る絶好の機会となる。

## 2) レクリエーション・ムーブメントの視点

ひいては東京オリンピック開催以後、世界の人々が連帯感をもつならば、近き将来戦争の危機が遠ざかる。それにつれて、世界の人々がその QOL への志向が高まり、日本においてもレクリエーション・ムーブメント発展の推進力となり得ることが期待される。

## (2) スポーツ観の改変

### 1) そのイメージ

現在日本のスポーツ状況は、かつてないほど盛んになってきた。それはごく一部の若い人たちのものだけでなく、老幼男女が楽しむスポーツへと社会化が進展してきたことによるものであろう。

最近トップアスリートの試合前インタビューで「楽しみたい」という言葉がでるようになった。かつては「不謹慎な！トップアスリートともあろうが・・・」と一喝されただろうが、現在は、微笑をもって受け入れられる。当然のことであろう。

そもそもあるスポーツに熱中する動機はさまざまであろうが、根本的にはそのスポーツをすることが“楽しく感じる”ことであり、“楽しみ”がそこにあるから、たとえ辛く苦しくても懸命に練習する。その結果上達する。上達の喜びを感じてスポーツの醍醐味を感じるからますます好きになる。その好循環プロセスは、トップアスリートも一般愛好者も同じである。その差あるいは違いは、適性、能力、練習努力、環境などであろう。

かつてはプロスポーツとアマスポーツが厳然と区別されていたが、現在は、その区別が薄らいできた。オリンピックも然り。サッカー、野球などいくつかの競技はプロ選手が参加できるのであ

る。このことは、トップアスリートと一般スポーツ愛好者との交流を盛んにし、スポーツ愛好者の増加やとくに青少年はトップアスリートに憧れてスポーツが好きになる可能性が大きい。東京オリンピック開催は、以上のような現象を加速させる原動力となり得るものと信じる。

## 2) レクリエーション・ムーブメントの視点

特筆したいことは、要支援や要介護老人へのレクリエーション活動である。現在この領域に深く関わり、心身の不自由さに拘わらず、楽しさを求める欲求が強いことを感じ取り、レクリエーション活動としての体操やスポーツを通して支援している状況である。高齢者のみならず、心身障害児者のスポーツ欲求もきわめて大きい。これらの人々への支援も私たちの重要な役割であろう。

スポーツは、何も若い元気な人たちだけのものではないのである。このことから、体操やスポーツを楽しむためには、その本人たちの心身状態、技術レベル、経験、知識レベルなどを勘案して、その人（たち）に合った仕方でも支援することがひいては、すべての人々の QOL 向上に貢献するものと信じる。

そしてまた、“観るスポーツ”が普及した現在、東京オリンピックは、スポーツに、観て参加する層の増加にも拍車をかけることとなろう。

このことから“人があってこそ、スポーツがある。さまざまな人たちのスポーツを”という現実を共通認識にしたい。このように時代とともにスポーツ観とその様相は、変化し続けている。

したがって、現在は“スポーツ愛好者のみのスポーツ”から東京オリンピック招致運動を契機として、真に“すべての人々のスポーツ”となる日の到来を期待したい。レクリエーション・ムーブメントの立場からみても、いっそう切望したい。

## (3) 国際マインドの浸透

### 1) そのイメージ

元々日本人は、“内向き国民”と言われている。日本以外の人々に対しては、きわめて慎重である。それは大昔から国全体が海（自然の国境線）に囲まれ、外部から容易に越境できないし、外部へも出にくい環境条件が歴史的に国民性の形成においても影響したといわれる。

ヨーロッパ諸国は、既にEUを達成、諸問題はあつにせよ、着実に成果を上げつつある。このことは周知の事実であろう。日本も経済関係は、比較的早い時代に海外諸国との交流が盛んになってきたが、それを追いかけるように日本人の海外旅行やスポーツ交流、文化交流が盛んになってきた。しかし、日本での受け入れ態勢は、今一歩という観がある。

最近になって近隣諸国が経済成長を遂げるにつれて、日本への観光旅行が増加しつつある。ちなみに、公共サイン類にも韓国語、中国語が併記されるようになってきた。東京オリンピック開催は、これらの傾向に拍車をかけることは間違いない。近隣諸国のみならず、日本を遠い国と感じている国民も、東京オリンピックを通して日本全体が親しみをもって見られることを期待したい。

## 2) レクリエーション・ムーブメントの視点

東京オリンピック開催により、日本への観光旅行をはじめ、国際交流活動が現在よりも一層活性化することが予想される。ツーリズムも必然的に発展する。しかも、従来と異なって、自然保護や環境問題と深く関わり、その分野とも協力連携態勢が必要となる。すなわち、レクリエーション・ムーブメントの視点からみても貴重なレガシーとなり得る。

## (4) ボランティア教育と組織化

### 1) そのイメージ

日本でも、“ボランティア”と同義で“奉仕”“手伝い”“有志”“助け合い”などの言葉でその事実は大昔からあったのであるが、阪神・淡路大震災(1995)のときから、“ボランティア”という言葉が急速に多くの人々にも使われるようになったようである。その当時は、自然災害の復興を手伝うイメージがあった。しかし現在は、あらゆる分野で定着してきた。それはボランティアの働きがいかに大きく、役立つかが一般に理解されてきたからであろう。スポーツ・ボランティアも頻繁に使われている。事実、市民マラソン大会をはじめ、多くのスポーツ大会においても活躍している。

欧米では、従来からボランティアを日常用語として、気軽に使われている。たとえば、手品を見

ている人たちの中で1~2人を相手として選びたいときに「Are there any volunteers?」と尋ねる。また、空港で客席がオーバーブッキングして客の誰かを降ろさなくてはならないときに「誰かいませんか?」などとボランティアという言葉をつつうに使う。ボランティアになった人も気負わず気楽にやっている。

しかし、日本では現在も、ややもすれば、「ボランティアをしてやる」というような押し付けがましいところも見え隠れする。したがって依頼する方も使いにくく、遠慮しがちになる。

東京オリンピック開催に際して、競技関係以外の分野にもボランティアの活躍が期待されているところである。彼らが一体となって、有機的に組織化されてにこやかにボランティア・ワークをしている姿をイメージしたいところである。

## 2) レクリエーション・ムーブメントの視点

レクリエーション・ムーブメントの視点では、ボランティア活動は、まさにレクリエーション活動の一つでもあり得る。その動機として少なくとも、関心がある、自発的にする、報酬を求めないなどのレクリエーション活動の主な三要件は満たす。

東京オリンピックは、きわめて大きな国際的イベントであろう。その際にあらゆる分野に多くのボランティアが関与すると予想される。事前にそれらボランティア・ワークの全体像を見据えたシステムチックな教育が必要となる。そしてまた、組織化を働きかけなければならない。

そのプロセスを通して日本のボランティア・ワークが社会化できれば、また、レクリエーションの人間生活における役割を見直し、認識を深める契機となつたら、素晴らしい東京オリンピック・レガシーとなるであろう。それを期待したい。

## (5) 質の高いワーク・ライフ・バランスの実現

### 1) そのイメージ

最近、企業経営や労働組合関係で、“ワーク・ライフ・バランス”が話題となっている。“仕事と私生活とのバランスをとらなければならない”という主張である。この目的は、“個人が仕事も私生活も犠牲にすることもなく、健全な心のバラ

ンスを保ち、充実した職業生活や私生活を送ること”と言われている。

しかし、先進諸国では、それぞれの国の事情も異なることから、具体的方策は微妙に違いが見られる。

日本では主に労働時間短縮論議と捉えているようだ。従来まで、“日本人は働きすぎ（実は働く時間の長すぎ）”と言われていて、その具体的方策は、少子化対策を背景に、労働時間短縮や休暇に焦点が当てられることは事実であろう。

東京オリンピック開催によって、こうした仕事と私生活のバランス論議に拍車をかける大きな刺激となることがイメージできよう。

## 2) レクリエーション・ムーブメントの視点

レクリエーション・ムーブメントは、一貫して“仕事と私生活とのバランスライフ”の実現を主張してきた。その量的側面よりも質的側面を問題視してきた。「私生活時間が増えたが、さてどのように過ごすか？」と手をこまねいて、時間をもてあますことのないように、その知恵（知識、態度、技能）をもつこと。それがレクリエーション・ムーブメントの目標の一つである。

ひいては、QOLの向上につながる。東京オリンピック開催は、人間生活の質的価値を再認識させるにふさわしい。

## 4. 本学会としての今後の期待と姿勢（結びに代えて）

(1) 東京オリンピック招致運動を機とする本学会のあり方への期待

本学会の目的は、オリンピックと合致するところ

が多々ある。すなわち、心身の健全性の強調、スポーツを通じての相互理解と友好スピリットの促進、一体性の主張など、オリンピックの根本原則に共通するところが多い。

前述の東京オリンピック・レガシーへの期待もすべてこれらオリンピック思想に通じる。レクリエーション・ムーブメントの立場に立つと、本学会活動も、レクリエーション・ムーブメント発展への研究活動にほかならない。このムーブメントを発展させ得る現実的課題は、実践者を早急に巻き込んで活動することである。すなわち実践を、より以上に尊重し、“理論と実践との融合”の達成ということであろう。なぜならば、レジャー・レクリエーション研究は人間生活において現実に生起する現象の解明を目指すからである。

(2) 東京オリンピック招致に対する学会としての姿勢

東京オリンピック招致運動に貢献するためには、幾多の方策があることと思うが、本学会として取り組む姿勢の一端を考えて、結びに代えたいと思う。

それは、研究成果や他の学会との協力はもちろん、広く一般社会や団体・組織に目を向け、それらへの協力・連携を働きかける必要がある。

そして、レジャー・レクリエーションがオリンピック思想の実現（オリンピック・レガシー）に貢献できるもっとも近い領域であることをアピールし、それらの協力連携システム構築を目指すべきであろう。

## スポーツ・フォー・オールの立場から

師岡文男（上智大学）

### 1. そもそもスポーツ＝レクリエーション

オリンピックはスポーツの国際競技大会であるが、スポーツという言葉の語源は、ラテン語の *deportare*、つまり *de* (=away 離れる) + *portare* (=carry 運ぶ) = 「日常生活から体と心を移す」という意味であり、今使われている英和辞典にも “sport” は「運動競技」だけではなく「娯楽」「気晴らし」「戯れ」と記載されている。つまり、スポーツとレクリエーションは同義語であるといえる。その証拠に、日本ではレクリエーションや文化活動として扱われてきた「チェス」と「ブリッジ」は、国際オリンピック委員会 (IOC) の公認スポーツになっている。また、オリンピック競技大会の公式競技に選ばれてはいないが、アジア・オリンピック評議会 (OCA) 主催のアジア大会 (2006年カタール、ドーハ) の公式競技には「チェス」「ビリヤード」が採用され、日本オリンピック委員会 (JOC) が日本代表選手を派遣した。アジア競技大会の翌年に開催される OCA 主催のアジア室内競技大会 (2007年中国マカオ) には更に「エレクトロニック・スポーツ (コンピュータスポーツゲーム)」が加わり、知力を競う「マインドスポーツ」と呼ばれる分野が確立してきている。2008年の北京オリンピック終了後の10月3日～18日には、北京オリンピック組織委員会の協力を得て、チェス・ブリッジ・囲碁・チェッカー・シャンチー (中国将棋) の5種目の国際総合競技大会「第1回世界マインドスポーツ・ゲームズ (頭脳五輪)」が開催されることが決定している。(www.2008wmsg.org)

もともと *player* という言葉も直訳すれば「遊ぶ人」であり、「競技者」や「選手」という意味だけではない。「競技」と「遊戯」でオリンピックスポーツとレクリエーションスポーツを区別する考え方もあるが、オリンピック選手も厳しい練習に耐えながらも勝つ、あるいは自分の限界に挑戦することを「楽しんでいる」のであり、レクリエーションを楽しむ人もゲームの勝ち負けや夢中に

なり没頭することを楽しんでいることは同じである。

したがって、オリンピック競技大会を充実させることは、レクリエーションの充実と不可分の関係にあるのである。

### 2. そもそも「オリンピック・ムーブメント」とは

オリンピック憲章の中で、「オリンピック・ムーブメント」とは、①スポーツ・フォー・オールを含めたスポーツ及び競技大会の組織、発展、調整を支援すること、②環境問題に配慮し、オリンピック競技大会の定期的な開催やそれらの成果を開催国や開催都市に残すこと、③スポーツを文化や教育と融合させる取り組みへの援助、オリンピック研究への援助をすること、④ドーピングに対する戦いを主導すること、⑤スポーツを通しての平和運動を推進すること、⑥選手の保護、社会的、職業的な保証のために努力すること、と定められている。

とかくオリンピック競技大会の開催だけが注目を集めがちだが、地球上のすべての人々がスポーツを楽しめる「スポーツ・フォー・オール」の環境を作り、スポーツを通じて人々の交流を促進し世界平和に貢献する諸活動がオリンピック・ムーブメントなのである。

オリンピックはエリートスポーツの世界、レクリエーションは市民スポーツの世界という風に両者は対極にあると思っている人も少なくないが、実はオリンピック・ムーブメントの活性化はレクリエーション活動の普及にとって大変有意義であり、またレクリエーション運動の進展はオリンピック・ムーブメント、とくに「スポーツ・フォー・オール」の浸透に大きな役割を果たしており、密接な関係にあるのである。

### 3. IOC スポーツ・フォー・オール委員会と世界スポーツ・フォー・オール会議

2006年10月31日(火)～11月3日(金)、キューバの首都ハバナ市の国際コンベンションセンターで「第11回世界スポーツ・フォー・オール会議」が「身体活動：その恩恵と挑戦」をテーマに開催された(www.sportforallcuba2006.com)。この会議は、世界中にスポーツ・フォー・オール運動を普及促進させるために1983年に国際オリンピック委員会(IOC)内に設置された「スポーツ・フォー・オール・ワーキンググループ」(後に「委員会」に昇格：1983～90年：J.A.サマランチ委員長、1991年～現在：W.トレーガー委員長)の強力な後援のもと、開催国のオリンピック委員会が主管して開催する世界最大のスポーツ・フォー・オール会議で、1986年から2年に一度開催されている。今回は、キューバ・オリンピック委員会が主管、世界保健機構(WHO)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、国際スポーツ団体総連合(GAISF)、そして1992年にサマランチIOC会長(当時)の提唱で誕生した国際スポーツ・フォー・オール団体調整委員会(ICSA)の協力で運営された。ICSAは、各国スポーツ団体国際会議(IANOS)、国際スポーツ科学・体育協議会(ICSSPE)、国際労働者スポーツ同盟(CSIT)、国際スポーツ・フォー・オール連盟(FISPT)、国際トリム・フィットネス生涯スポーツ協議会(TAFISA)の5団体で構成されている。

この会議の開催は、2004年5月18日マドリードでのIOC理事会において2012年夏季オリンピック大会開催地候補からハバナをはずした翌日にIOC理事会が発表している。日本オリンピック委員会(JOC)もこの会議の2008年東京での開催を目指し、過去3回この会議に出席している筆者も開催申請書作成に協力したが、2006年4月ソウルでのIOC理事会で「2016年の夏季オリンピック開催地に名乗りをあげようとしている東京での2008年の開催には問題がある」との意見が出て候補からはずされた。日本のスポーツ・フォー・オール運動を推進する大きな追い風になることが期待されただけに変な残念であった。もともと「スポーツ・フォー・オールは日本体育協会の仕事」として参加してこなかったJOCが、い

なり開催地に名乗りをあげることも自体にも無理があったといえる。今後は、「スポーツ・フォー・オールも大事なオリンピック・ムーブメントのひとつ」であることをしっかり認識し、この会議にJOC代表を派遣するべきであろう。また、スポーツ・フォー・オールはJOCと体協だけでなく、日本レクリエーション協会はじめレクリエーション関係者こそ積極的に関わるべき活動であり、関係団体の連携が必要であるといえよう。

開会式には病氣療養中のフィデル・カストロ国家評議会議長に代わり実弟のラウル・カストロ暫定議長も出席し、ロゲIOC会長、フェリIOCスポーツ・ディレクター、トレーガーIOCスポーツ・フォー・オール委員長はじめ多くのIOC委員、各国オリンピック委員会代表、フェルブルッゲンGAISF会長代行・北京五輪調整委員長、国際スペシャルオリンピック協会代表、国際マスターズゲームズ協会会長、国際トリム・フィットネス生涯スポーツ協議会(TAFISA)会長、各種スポーツ国際連盟(IF)代表、各国スポーツ団体国際会議(IANOS)会長、各国スポーツ協会代表など106カ国1011名の参加者が今回の会議のテーマ「身体活動：その恩恵と挑戦」について議論を交わした。依頼発表15題と発表申込422題の中から選ばれた口頭発表60題・ポスター発表90題の計165題の発表(発表者：45カ国)と議論を経て出された結論は、「世界の人口の約60%は深刻な運動不足に陥っており、スポーツ振興は先進国、発展途上国を問わず共通の緊急課題である」であり、最終日に採択された「ハバナ宣言」([http://multimedia.olympic.org/pdf/en\\_report\\_1098.pdf](http://multimedia.olympic.org/pdf/en_report_1098.pdf))では12項目の共通認識を確認した上で、各国政府に対する5項目のスポーツ振興策の推進要請と各国オリンピック委員会・IF・オリンピックムーブメント推進団体に3項目の活動要請を行っている。

次回は2008年10月5日(日)～10日(金)マレーシアで開催される。次回こそ是非JOC・日本体育協会・東京オリンピック招致委員会だけでなく日本レクリエーション協会や日本レジャー・レクリエーション学会などレクリエーション関係者にこそ参加していただきたい会議である。

#### 4. 東京オリンピック (1964) のレガシー

1964年にアジアで初めての開催となった東京オリンピックは、日本の国際化、経済発展、技術革新など沢山の遺産(レガシー)を遺したが、スポーツにおいては1961年の「スポーツ振興法」の制定によりスポーツの普及促進とスポーツ施設の充実の仕組みが定められたことが最も大きな遺産であったといえよう。

レクリエーションについては、1932年ロサンゼルス・オリンピックの際に「レジャー・レクリエーション国際大会」が開催されたことにヒントを得た日本レクリエーション協会関係者が、国際レクリエーション協会に呼びかけ、東京オリンピックが開催される直前の10月2～7日の1週間、大阪・京都に24カ国477名(国内233名・海外244名)の参加者を集めて「第1回世界レクリエーション大会」を開催し、10月10日の東京オリンピック開会式に望んだことといえよう。正にアジアで初めての開催であり、大会役員の中には翌年日本レクリエーション研究会をスタートさせ、その6年後の1971年に日本レクリエーション学会を立ち上げた顔ぶれが並んでいる。オリンピックの開催がレクリエーションの発展のきっかけを作ったといえるであろう。

#### 5. 2016年東京オリンピック招致活動に期待するレガシー

IOCがオリンピック開催を招致しようとしている都市に求めている「オリンピック招致の成否にかかわらず、招致活動を通じて実現が期待される遺産」を示すことを求めている。

私は、2016年東京オリンピック競技大会招致活動に期待するスポーツ関係の遺産として下記の事項を期待している。

##### (1) 「スポーツ・フォー・オール」促進イベントの支援

前述したように高齢者も障害者も大人も子どももすべての人がスポーツが楽しめる環境を整備していくことはオリンピック・ムーブメントのひとつであり、レクリエーション運動が目指すものでもある。招致活動により、市民のスポーツに対する関心を高め、スポーツ愛好者を増やすために総

合型地域スポーツクラブの恒常的な支援、および「東京マラソン」や「スポーツ・フォー・ライフゲームズ(国際社会人総合スポーツ大会:2008年11月13～16日駒沢オリンピック公園 [www.corporate-games.com](http://www.corporate-games.com))」のような市民参加型イベントの恒常的な支援の体制構築を期待したい。

##### (2) スポーツ施設の充実

スポーツ・フォー・オールを促進する際に大きな障害になっているひとつが市民の使い勝手がよいスポーツ施設の不足である。招致活動によって老朽化した施設の修復、改築が促進され、市民がスポーツを楽しめる施設が増えることを大いに期待したい。ちなみに、「スポーツとレクリエーションのレガシーとなる5施設」の建設は、東京オリンピック招致委員会がIOCに提出した『申請ファイル』に明記されている。

##### (3) 2013年東京国体(National Sports Festival)の改革

東京都は2013年に国体の開催地になるが、この機会に「国民体育大会(National Sports Festival)」のあるべき姿を大幅に見直し、一般市民の参加を求める「デモンストレーションとしてのスポーツ行事(デモスポ行事)」をより充実させていくことを期待したい。国体が必ずしも競技力日本一を決める大会ではなくなってきた今、「スポーツ・フォー・オール」を第一に考える大会に切り替えていく良いきっかけになることを期待したい。

##### (4) 「World Leisure Congress」の東京開催

1964年東京オリンピックの際、「第1回世界レクリエーション会議」を開催したように、2016年東京オリンピック競技大会の招致が成功した際、もしくは招致が成功しなくても、現在2年に一度、世界レジャー機構(WLO [www.worldleisure.org](http://www.worldleisure.org))により開催されている世界レジャー会議(World Leisure Congress)を東京で開催することも期待したい。この国際会議の開催は、2008年にはカナダのケベック、2010年には大韓民国チェンヨン市で開催されることが決定している。

# 日本レジャー・レクリエーション学会

会則及び諸規定他	89
役員選出細則設置の趣旨他	95
投稿規定・原稿作成要領・投稿票	103
「日本レジャー・レクリエーション学会賞」候補者推薦のお願い・候補者応募・推薦書	109

## 日本レジャー・レクリエーション学会会則

### 〈第1章 総則〉

- 第1条 本会を日本レジャー・レクリエーション学会（英語名：Japan Society of Leisure and Recreation Studies）という。
- 第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーションの普及・発展に寄与する。
- 第3条 本会の事務局は、埼玉県入間郡三芳町藤久保 1150 - 1 淑徳大学国際コミュニケーション学部 西田俊夫研究室内に置く。

### 〈第2章 事業〉

- 第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。
- (1) 学会大会の開催
  - (2) 研究会・講演会等の開催
  - (3) 学会誌の発行ならびにその他の情報活動
  - (4) 研究の助成
  - (5) 内外の諸団体との連絡と情報の交換
  - (6) 会員相互の親睦
  - (7) その他本会の目的に資する事業
- 第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

### 〈第3章 会員〉

- 第6条 本会は正会員の他、賛助会員、購読会員、および名誉会員を置くことができる。
- (1) 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
  - (2) 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で理事会の承認を得た者とする。
  - (3) 購読会員は、本会の学会誌を購読する機関・団体とする。
  - (4) 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。
- 第7条 会員は、本会の編集・発行する学会誌等の配布を受け本会の営む事業に参加することができる。
- 第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を毀損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を停止されることがある。
- 第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属するものとする。

### 〈第4章 役員〉

- 第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正会員の中から次の役員を選ぶ。理事 25名以上 30名以内（内会長1名、副会長若干名、および理事長1名）、監事 2名
- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により会務を代行する。
  3. 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。
  4. 監事は、会計および会務の執行状況について監査する。
- 第12条 役員任期は3年とする。但し、再任を妨げない。役員選出についての規則は別に定める。

第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

### 〈第5章 会 議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事（会則改正を除く）は、出席者の過半数をもって決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くことができる。

第17条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

### 〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

### 〈第7章 会 計〉

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

- (1) 入会金 2,000円
- (2) 正会員 年度額 8,000円
- (3) 賛助会員 ♪ 20,000円以上
- (4) 購読会員 ♪ 8,000円

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

### 附 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上を得た議決により変更することができる。
2. 本会則は、昭和46年3月21日より施行する。

### 附 則

本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。

本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。

本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。

本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。

本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。

本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。

本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。

本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。

本会則は、平成5年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成8年11月24日より一部改訂する。

本会則は、平成 10 年 11 月 23 日より一部改訂する。

本会則は、平成 17 年 12 月 10 日より一部改訂する。

本会則は、平成 18 年 12 月 3 日より一部改訂する。

## 日本レジャー・レクリエーション学会 理事会の運営に関する規定

昭和 57 年 6 月 12 日制定

昭和 58 年 10 月 30 日改訂

平成 7 年 12 月 10 日改訂

平成 11 年 4 月 26 日改訂

1. 会則第 17 条の規定により、理事会の運営は、会則に定められているほか、この規定に基づいて行うものとする。
2. 理事会は、原則として年に 1 回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
3. 理事会の招集に当たっては、書面によって付議事項を明示しなければならない。
4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の 2 分の 1 以上の賛成を必要とする。ただし、表決に当たっては、予め書面（署名捺印）を以って当該議事に対する意向を表示した者を、出席者とみなす。
5. 常任理事会の構成および業務は次のとおりとする。
  - (1) 常任理事会構成員は若干名とする。
  - (2) 常任理事会は、理事会の決定の方針にもとづき、日常業務の執行にあたる。
  - (3) 常任理事会の議事録（概要）はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
6. 理事会は、業務を遂行するために次のような専門委員会を置く
  - (1) 総務、(2) 研究企画、(3) 編集、(4) 広報渉外、(5) 財務また専門委員会の委員は、理事会の承認を得て必要により会員の中から委嘱することができる。ただし当該専門委員の理事会への出席はできない。
7. 理事会には、専門的に研究、調査および審議を必要とするような場合には、特別委員会には、理事以外の適任者を委嘱することができるがその人選は理事会の承認を必要とする。
8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定することができるものとする。

## 日本レジャー・レクリエーション学会 専門分科会設置に関する規定

昭和 57 年 6 月 12 日制定

平成 7 年 12 月 10 日改訂

1. 会則第 18 条規定により、本会会員が専門分科会を設置しようとする場合は、この規定に基づいて行うものとする。
2. 専門分科会の設置は、原則として研究分野を同じくする本学会正会員 20 名以上の要請があった場合とする。
3. 専門分科会の設置を求めようとする正会員は下記により本学会会長に申請するものとする。
  1. 設立経過および主旨
  2. 名称
  3. 発起人代表者
  4. 発起人名簿
  5. 連絡事務所
  6. その他
4. 専門分科会は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
  1. 活動状況の概要
  2. その他必要と認められる事項

## 日本レジャー・レクリエーション学会 支部に関する規定

昭和56年11月8日制定

1. 本学会会員が、支部を設けようとする場合には、下記により、本学会会長に申請し、理事会の議を経て総会の承認をえるものとする。
  1. 設立の経過概要
  2. 名称
  3. 支部長および役員
  4. 会則
  5. 会員名簿
  6. その他
2. 各支部の運営は、本部との関係については本規定に従って行われるが、その他の事項については各支部規則においてこれを定めるものとする。
3. 支部は原則として隣接する地域に在勤または在住する本会正会員20名以上をもって構成する。
4. 支部運営のため経費は支部会費によって賄うものとする。支部会費の額は各支部毎に決定するものとする。
5. 支部の次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
  1. 役員の変更
  2. 活動状況の概要
  3. その他必要と認められる事項。

## 日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則 設置の趣旨

“学会の活性化”と“学会の継続性”とのバランスから、次の項目について配慮した：

- 1) 理事役員の半舷上陸という観点から、理事総数の半数にあたる15名を正会員による直接選挙（順位標記の5名連記による無記名投票）とした
- 2) 改選前理事10名を、現行理事会での互選とした
- 3) 学会運営の強化を計るために、理事長推薦理事5名以内を設けた
- 4) 会長、副会長、監事は、選挙後初めての理事会で選出することとした
- 5) 会長、副会長は理事以外からの選出ができることとした
- 6) 理事長は、新役員に選出された理事（25名）により、選挙後初めての理事会で互選により選出することとした
- 7) 被選挙権及び理事就任については、辞退を認めた
- 8) 役員欠員に対し、補充選挙は行わないこととした  
（会長については本則に従い、理事については補充選挙は行わない）
- 9) 選挙管理委員会を設置し、その委員会（5名）の推薦を理事会とした
- 10) 会則の改正（第10条）を必要することとなった
- 11) 学会の活性化の側面的効果として、選挙権（人）及び被選挙権（人）の確認事項により、正会員に手続きの明確化をはかった（会費等手続き期日の指定）

## 日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、会則第12条に規定する役員の選出に関し、必要な事項を定める。

### (選出の時期)

第2条 すべて役員の選出は、その任期の前年のうちに行わなければならない。

### (選出の種別と人数)

第3条 この細則により選出される役員の種別と人数は、会則第10条の規定により次の通りとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 25名以上30名以内
- (4) 監 事 2名

### (資格の制限)

第4条 選挙権、被選挙権は、選挙実施前年の12月31日までに正会員としての資格を有し選挙実施年の6月30日現在、当該年度の会費を納めている正会員とする。ただし6月30日以降に正会員の資格を失った者を除く。

- 2 被選挙権の辞退は認めるが、あらかじめ選挙管理委員会に文書で選挙公示後10日以内に届け出るものとする。

### (選出の形態)

第5条 会長、副会長、監事、現行理事から選出される理事（以下「改選前理事」という。）及び理事長推薦理事を除く役員は、正会員の直接選挙により選出する。

### (選出の方法)

第6条 役員の選出方法は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、初めての理事会において選出する。
- (2) 理事のうち、新理事15名を正会員による順位標記の5名連記で、郵送による直接無記名投票とし、改選前理事10名を現行理事会での互選とし、新理事長による推薦理事5名以内を新理事長の任命によって選出する。
- 2 会長、副会長は、理事以外からの選出ができる。ただし理事以外から選出された会長、副会長は、就任と同時に速やかに会則第10条の規定により理事となる。
- 3 改選前理事は、新理事の選挙の前に選出し公表する。改選前理事に選出されない現行理事も細則第4条の規定を満たす限り新理事としての被選挙権を有する。
- 4 理事長は、新役員に選出された理事（25名）による初めての理事会での互選による。

### (投票の有効性)

第7条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの

- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

(当選の決定)

第8条 選挙による新理事（15名）の決定は、有効投票の最多得票者から15名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。

理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは選挙管理委員会で推薦決定する。

- 2 順位標記による得点の算定は、高順位1位を5点とし順次下位を減数し5位を1点として積算する。

(辞退の届出)

第9条 選挙により選出された新理事が、その就任を辞退しようとする時は、通知が到着した日から5日以内に正当な理由を示して選挙管理委員長に届け出なければならない。

(補充選挙)

第10条 任期途中において役員に欠員が生じてても、補充選挙は行わない。

(選挙管理委員会)

第11条 役員（会長、副会長、監事、改選前理事、理事長推薦理事を除く）の選挙を実施するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、5名をもって構成する。
- 3 委員の選出は、理事会の推薦による。
- 4 委員の任期は、当該役員選挙年度の5月1日から次期役員選挙年度の4月30日までの3年間とする。
- 5 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。委員長は、この細則にしたがって選挙を執行する責任と権限を持つものとする。
- 6 委員会は、投票の期日、方法等を選挙の1ヵ月以前に、公示しなければならない。
- 7 委員会は、順位区分（1位～5位）を明らかにした氏名記入用投票用紙を作成する。
- 8 委員会は、被選挙人名簿及び投票用紙を、選挙の14日以前に正会員届け出住所に送付しなければならない。
- 9 委員会は、得票数が決定したとき得票数順に上位30位までの一覧表を作成し確認印を押し、その結果を公示するとともに、理事会に報告する。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、理事会の過半数の賛成を得て総会の議決による。

- 2 この細則の変更は、会則の変更に準ずるものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成10年度の役員改選から適用する。
- 2 この細則は、平成8年11月24日から施行し、従来の役員選出内規及び申し合わせ事項は廃止

する。

附 則

この細則は、平成 18 年 12 月 3 日から一部改訂する。

# 日本レジャー・レクリエーション学会

## 現行理事会から選出される理事の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第2号の規定により現行理事会から選出される理事（以下「改選前理事」という。）の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(選出の時期)

第2条 改選前理事の選出は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前とする。

(選出の形態)

第3条 改選前理事の選出の形態は、現行理事による直接選挙とする。

(選出の方法)

第4条 改選前理事の選出の方法は、現行理事による順位標記の10名連記で、郵送による直接無記名投票による。

(投票の有効性)

第5条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

(当選の決定)

第6条 改選前理事の当選の決定は、改選前理事選出理事会（役員改選前年度の最初に開催される理事会）において郵便投票を開票し決定する。

- 2 改選前理事（10名）の決定は、有効投票の最多得票者から10名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の最高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。

理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは、役員改選前年度の最初に開催される理事会において、出席者の投票により決定する。

- 3 順位標記による得点の算定は、高順位1位を10点とし順次下位を減数し10位を1点として積算する。

(選挙管理)

第7条 選挙管理事務は、事務局が行う。

附 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。
3. 第2条の規定に関わらず、平成10年度の役員改選に伴う改選前理事の選出の時期は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前でなくてもよいものとする。

## 日本レジャー・レクリエーション学会

### 新役員に選出された理事(25名)による理事長の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第4項の規定により選出される理事長の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(選出の時期)

第2条 理事長の選出は、現行会長により招集される役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）において互選する。

2 理事長が選出されるまでは、新理事会の議長は現行会長が暫定議長となる。

(選出の方法)

第3条 理事長の選出の方法は、現行会長及び会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第2条により構成されている候補者選定委員会の意見を聴取し審議・決定する。

附 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

## 会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ

### (趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第1号の規定により選出される会長、副会長、監事の選出にあたり、この申し合わせを定める。

### (候補者の選定)

第2条 会長、副会長、監事の候補者の選定は、役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）以前に、現行の会長、副会長、理事長、及び常任理事会で選任された常任理事若干名を含む7名により候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を構成し、それぞれ複数の候補者を選定する。

- 2 委員会は現行会長が招集し、委員長は初回の委員会において互選とし、委員長が議長となり以後の委員会を必要に応じ招集する。

### (候補者の推薦)

第3条 会長、副会長、監事の候補者の推薦は、委員会が新理事会に推薦する。

### (選出の形態)

第4条 会長、副会長、監事の選出の形態は、委員会の報告に基づき新理事会により審議・決定する。

### (選出の方法)

第5条 会長、副会長、監事の選出の方法は、最初の新理事会において新理事による単記の直接無記名投票による。

- 2 新理事が最初の新理事会に欠席する場合は、前項の投票は郵便による投票ができる。

### (当選の決定)

第6条 会長、副会長、監事の当選の決定は、それぞれ有効投票の最多得票者からとする。ただし同点の場合は、委員会の推薦により決定する。

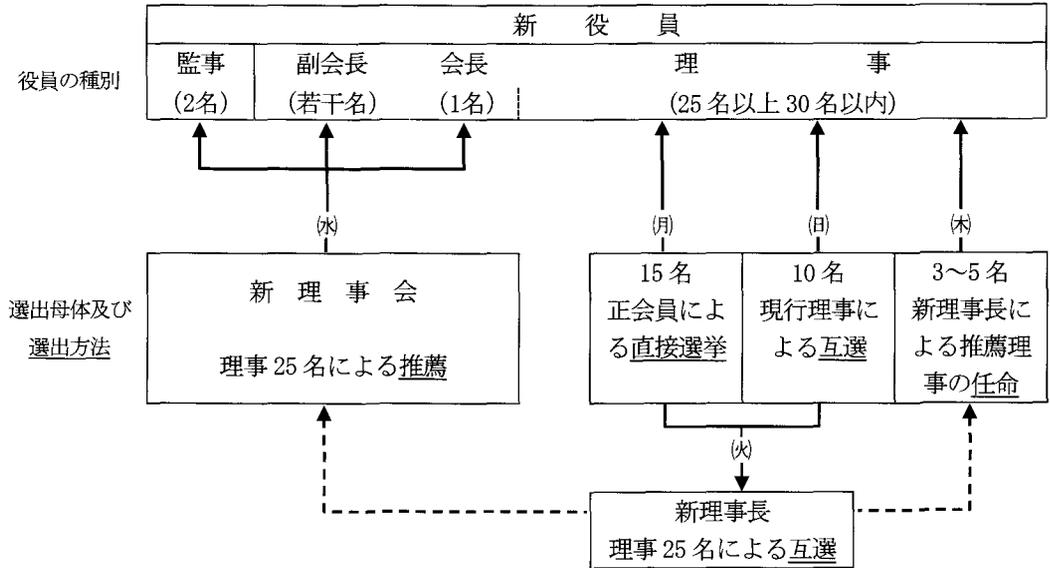
## 附 則

### (施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

## 日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出方法及びプロセス（図説）

〔注〕 図説中の(日)～(木)の数字は、新役員の選出される順序を示す。



### 《各役員選挙投票用紙》

**〔改選前理事選出投票用紙【a】〕**

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、現行理事から選出される理事の選出に関する申し合わせ第4条、の各規定による「改選前理事」10名の選出投票用紙【a】(順位標記の10名連記)

1. ( )
2. ( )
3. ( )
4. ( )
5. ( )
6. ( )
7. ( )
8. ( )
9. ( )
10. ( )

**〔新理事選出投票用紙【b】〕**

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、の各規定による正会員による新理事15名の選出投票用紙【b】(順位標記の5名連記)

1. ( )
2. ( )
3. ( )
4. ( )
5. ( )

**〔会長、副会長、監事選出投票用紙【c】〕**

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第1号、会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第5条第1項及び第2項、の各規定による会長(1名)、副会長(若干名)、監事(2名)の選出投票用紙【c】(無記名単記)

- 会長  
( )
- 副会長  
( )
- 監事  
( )

## 「レジャー・レクリエーション研究」投稿規定

昭和 46 年 3 月 21 日制定

昭和 57 年 6 月 12 日改訂

昭和 58 年 7 月 1 日改訂

平成 元 年 2 月 2 日改訂

平成 8 年 4 月 1 日改訂

平成 15 年 2 月 8 日改訂

### 1. 投稿資格

本誌に寄稿できる原稿の筆頭著者は、本学会々員に限る。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。

### 2. 原稿種類と審査

- (1) 原稿に用いる言語は原則として、和文もしくは英文とする。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 原稿の種類は、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域における総説、原著、研究資料、実践研究、評論、その他とし、他誌に未投稿、未発表のものに限る。なお、上記のうち総説、原著、研究資料、実践研究は、編集委員会が依頼する複数の査読者による審査を経た学術論文である。
- (3) 原稿の定義は以下の通りである。
  - 1) **総説**とは、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域に関わる特定のテーマを、文献レビューなどに基づいて大局的かつ客観的に総括したもの。
  - 2) **原著**とは、客観性、論理性、普遍性を備えた学術的価値の高い内容を持つオリジナルな研究成果をまとめたもの。
  - 3) **研究資料**とは、学術的な資料性が高い研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。
  - 4) **実践研究**とは、実践的な事例調査をまとめた研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。
  - 5) **評論**とは、ある特定の事項に関する評価、善悪、優劣などを批評し論じたもの。
  - 6) **その他の原稿**とは、書評や紹介記事、用語解説、シンポジウム・講演会の記録などで、編集委員会が掲載を認めたもの。
- (4) 原稿の長さは、原則として、総説、原著については刷り上がり 12 ページ以内、研究資料、実践研究、評論については同 6 ページ以内とする（1 ページは 2,016 字に相当）。ただし、やむを得ない場合には規定ページ数の 1.5 倍まで認める。その他の原稿については、編集委員会で認められたページ数とする。
- (5) 原稿の採否および掲載時期については、編集委員会が最終的な決定を行う。なお、学術論文の採否については、査読者による審査結果に基づく。
- (6) 大会発表論文集への投稿規定は別に定める。

### 3. 原稿の提出

- (1) 原稿の提出にあたっては以下に従うこと。
  - 1) 投稿原稿は、別に定められた原稿作成要領に従い、原文の鮮明なコピー 3 部を提出する。原文は、郵送事故などに備えて投稿者が保管する。

- 2) 投稿原稿は、各部ごとに、標題、抄録（総説、原著、研究資料、実践研究の場合）、本文（註・文献を含む）、図（写真を含む）、表の順にまとめ、ダブルクリップ等で留めて提出すること。
- 3) 原稿の郵送は簡易書留や宅配便など、配達記録が証明できる方法で行う。本学会ならびに編集委員会は、郵送事故には責任を持たない。
- 4) 提出先は、日本レジャー・レクリエーション学会事務局とする。
- 5) 原稿および図表は原則として返却しない。
- 6) 投稿の際には、本誌掲載の「レジャー・レクリエーション研究 投稿票」に必要事項を記入し、投稿原稿と合わせて1部提出する。なお、投稿票にコピーを用いても構わない。

#### 4. 費用

- (1) 審査料・掲載料は原則として無料とするが、次の場合には投稿者にその実費を負担してもらうことがある。
  - 1) カラー印刷など特殊な印刷を要したり、分量が規定を超過する場合など。
  - 2) 別刷を必要とする場合。別刷りは50部までは無料とするが、それ以上必要な場合には50部単位で購入できる。

#### 5. その他

- (1) 原稿の作成に当たっては、別に定める原稿作成要領に従う。
- (2) その他、当規定の問い合わせは、学会事務局宛に行う。

## 「レジャー・レクリエーション研究」原稿作成要領

(平成15年2月8日制定)

### 1. 原稿の作成

(1) 原稿は、原則としてワードプロセッサなどを使用し、下記にしたがって作成すること。

- 1) 用紙はA4判を縦長に使用し、横書きで作成すること。
- 2) 書式は、和文の場合には1頁に800字詰め(25字×32行)、欧文の場合にはダブルスペース(30行)とする。また、それぞれ左40mm、右80mm、上下30mm程度の余白を残すこと。
- 3) 欧文、数字、小数点、および斜線(/)は半角文字を使用すること。
- 4) 句読点は、マル(。)およびテン(、)を使用すること。

(2) 原稿の採用決定後に、フロッピーディスク等に保存された文章ファイルの提供を要請する。

(3) 手書きで原稿を作成する場合には、400字詰め原稿用紙(20字×20行)を用いること。

### 2. 原稿の体裁

(1) 投稿原稿は、①標題、②抄録、③本文(註・文献を含む)、④図、⑤表の順番で体裁を整える。

- 1) 標題頁には、①原稿の種類、および②タイトル(和文・英文の両方)を記入する。この頁に著者名や所属などは一切記入しない。
- 2) 抄録頁には、総説・原著論文・研究資料・実践研究では、英文投稿・和文投稿にかかわらず、英文抄録(250語程度)と和文抄録(500字以内)添える。これらは、刷り上がり時に本文と一緒に印刷される。評論およびその他の原稿については抄録は必要ない。
- 3) 本文頁には、本文・註・文献などを記入する。なお、本文の作成にあたっては以下の点に留意すること。

①本文の中央下に頁番号を記入する。

②本文の左側に、可能な限り、5行おきに行番号を記入する。

③母国語ではない言語による投稿では、投稿前にネイティブによる文章校閲を受ける。

④和文原稿では必要以上の専門外来語の使用を控える。用いる場合は、片仮名書きとする。

⑤見出し記号を用いる際は、大見出しから順に、1、2、…、(1)、(2)、…、1) 2) …、①、② …、とする。

⑥学術用語は、学術会議制定の用語に準じ、度量衡単位はSI単位(m、cm、mm、kg、g、mgなど)とする。

⑦本文中の文献表記は、引用箇所後に、<sup>3)</sup>、<sup>2) 4) 8)</sup>、<sup>5-7)</sup>のように、該当する文献番号を上付きにする。註をつける場合も同様にする。

⑧本文欄外に図表の挿入箇所を朱筆により明示する。

⑨謝辞、および付記(研究費交付等)は本文の末尾におく。

⑩註は、本文の末尾と文献の間に、註1)、註2) …というように番号順に一括して記載する。

⑪文献は、筆頭著者の姓のアルファベット順に並べるか、ないしは引用順に、1)、2)、3) …と

通し番号を付ける。

⑫文献の記載方法は以下を参考にする。

<学術誌・雑誌の場合>

著者名、論文名、雑誌名 巻号：頁数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例 1] 西野仁・知念嘉史、ESM（経験標本抽出法）を用いた日常生活におけるレジャー行動研究の試み、レジャー・レクリエーション研究 38：1-15、1998

[例 2] Eeva Karjalainen and Liisa Tyrvaainen, Visualization in forest landscape preference research: a Finnish perspective, Landscape and Urban Planning 59 (1):13-28, 2002

<単著などの場合>

著者名、書名、発行社、発行地：頁数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例 3] ヨゼフ・ピーパー（稲垣良典訳）、余暇と祝祭、講談社、東京：120pp、1988

[例 4] Simon Bell, Element of visual design in the landscape, E & FN Spon, London, 11-30, 1933

<共著書などの場合>

著者名、論文名、（編集者名、「書名」、発行社、発行地）、頁数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例 5] 下村彰男：リゾート景観の保全と創造、（日本造園学会編、「ランドスケープの計画」、技報堂出版、東京）、217-227、1998

[例 6] Richard Broadhurst and Paddy Harrop, Foerst tourism: Putting policy into practice in the Forestry Commission, (In Xavier Font and John Tribe Eds., Forest tourism and recreation, CABI publishing, New York), 183-199, 1999

4) 図・表の作成にあたっては以下の点に留意すること。

①図・表は、それぞれ1点につき1枚の用紙を使用する。

②表は、表1、Table2のように通し番号を付け、題名を表の上部に記載する。

③図は、図3、Fig.4のように通し番号を付け、題名を図の下部に記載する。

④図表の作成にあたっては、刷り上がり時の巾（2段にまたがる場合は横幅最大14cm、1段の場合は6.5cm）、および縮尺を考慮し、明瞭に作成する。

⑤写真を掲載する者は、原稿の採用決定後にEL版以上の紙焼き写真を提出する。

⑥採用決定後、オリジナルの図表を提出する際には、裏面に、図表の番号、上下の印、および筆頭著者名を鉛筆で薄く書き込んでおく。

⑦特殊なオリジナル図表は、トレーシングペーパーをかけるなどして、できるだけ汚損対策を施す。

(投稿票 1/2)

## レジャー・レクリエーション研究 投稿票

受付年月日 \_\_\_\_\_

受付番号 \_\_\_\_\_

ふりがな 連絡先氏名						
連絡先	郵便送付先 〒 _____					
	TEL _____		FAX _____			
	E-mail _____					
全著者名 および所属 (英文表記も)						
原稿の種類	総説、原著、研究資料、実践研究、評論、 その他(具体的に: _____)					
原稿の枚数		初稿	2稿	3稿	採用後の フロッピー添付	有・無
	標題	枚	枚	枚	カラー印刷	有・無
	抄録	枚	枚	枚		
	本文	枚	枚	枚	別刷り希望数	部
	図	枚	枚	枚		
票	枚	枚	枚			
原稿の動き	A	B	C	初稿印刷		
著者 → 編集委員会				著者送付		
編集委員会 → 審査者				著者校正		
審査者 → 編集委員会				2校印刷		
判定				2校校正		
編集委員会 → 著者				3校印刷		

<p>和文要旨 (貼り付け可)</p>	
<p>原稿投稿時の チェック リスト</p>	<p>確認したら□にチェックしてください。 ~~~~~</p> <p>       標題ページ <input type="checkbox"/> 原稿の種類は記入してあるか  <input type="checkbox"/> タイトル(和・英)は記入してあるか  <input type="checkbox"/> 著者名・所属は<b>未記入であるか</b> </p> <p>       本文ページ <input type="checkbox"/> 本文の体裁は原稿作成要領に即しているか  <input type="checkbox"/> 註の体裁は原稿作成要領に即しているか  <input type="checkbox"/> 文献の体裁は原稿作成要領に即しているか  <input type="checkbox"/> ページ番号(本文中央下)を記入したか  <input type="checkbox"/> 行番号を記入したか(本文左)  <input type="checkbox"/> 母国語でない場合、文章校閲を受けたか  <input type="checkbox"/> 見出し記号は原稿作成要領に即しているか  <input type="checkbox"/> 図表挿入箇所の表示をしたか     </p> <p>       図 表 <input type="checkbox"/> 図1表点につき1枚の用紙が使用されているか  <input type="checkbox"/> 図のタイトルは適切か  <input type="checkbox"/> 表のタイトルは適切か     </p>

~~~~~  
イタリック表記の部分は投稿者が記入すること。  
~~~~~

## 「日本レジャー・レクリエーション学会賞」 候補者推薦のお願い

日本レジャー・レクリエーション学会  
学会賞選考委員会 委員長 小田切毅一

本学会では、平成 19 年度総会（於：東洋大学）における決定に基づき、会員の優れた活動を顕彰かつ奨励することを目的として、本年度、第 1 回「日本レジャー・レクリエーション学会賞」を選考・授与することになりました。

つきましては、平成 20 年 9 月末締め切りで、下記の 4 賞について、学会賞候補者の推薦を受け付けます。学会賞候補者を推薦する会員は、「日本レジャー・レクリエーション学会賞規程」および「日本レジャー・レクリエーション学会賞選考内規」にそって推薦書を作成し、必要書類等を揃え、学会賞選考委員会事務局宛に提出いただくようお願い致します。

なお、推薦のお願いおよび推薦書の様式につきましては、学会ホームページ (<http://www.jslrs.jp>) へも掲載します。

学会賞は、(1)学会賞、(2)研究奨励賞、(3)支援実践奨励賞、(4)貢献賞の 4 賞で、研究奨励賞につきましては、論文部門と発表部門の 2 部門があります。各賞・部門の概要は下記の通りです。

- (1) 「学会賞」は、正会員によって平成 19 年度に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」およびその他のレジャー・レクリエーション研究に関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功績があったものとする。ただし、「レジャー・レクリエーション研究」以外の業績に関しては、本会の正会員の資格を有し、筆頭著者(ファースト・オーサー)のものに限る。
- (2) 「研究奨励賞－論文部門－」の対象は、平成 19 年度に発行された「レジャー・レクリエーション研究」の掲載論文とする。「研究奨励賞－発表部門－」の対象は、平成 19 年度の学会大会において発表された一般研究発表(口頭、ポスター)とする。
- (3) 「支援実践奨励賞」は、正会員によるレジャー・レクリエーション支援実践において顕著に優れた功績が認められたものを対象とする。ただし団体での活動については、その団体で中心的な役割を果たしているものに限る。
- (4) 「貢献賞」は、長年にわたり本会運営ならびに本会に対して優れた功績が認められた者あるいは団体に対して授与する。

### 学会賞選考委員会事務局（推薦書等の提出先）

〒 305-8687 茨城県つくば市松の里 1 独立行政法人森林総合研究所  
上席研究員（日本レジャー・レクリエーション学会 学会賞選考委員）  
田中伸彦 宛  
電話：029-829-8316 電子メール：[tanakan@ffpri.affrc.go.jp](mailto:tanakan@ffpri.affrc.go.jp)

## 日本レジャー・レクリエーション学会賞 候補者応募・推薦書

日本レジャー・レクリエーション学会

1. 提出日 西暦 年 月 日提出

2. 推薦する該当賞の呼称 (○をつけること)

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 学会賞            | (3) 支援実践奨励賞 |
| (2)-1 研究奨励賞 ー論文部門ー | (4) 貢献賞     |
| (2)-2 研究奨励賞 ー発表部門ー |             |

3. 推薦する該当賞の候補者氏名・団体(機関)名等

(1) 氏名あるいは団体(機関)名

\_\_\_\_\_

(2) 所属機関名

\_\_\_\_\_

(3) 生年月日あるいは設立年月日

西暦 年 月 日

(4) 住所あるいは所在地

〒 \_\_\_\_\_ (都・道・府・県)

\_\_\_\_\_

(5) 電話番号

\_\_\_\_\_

(6) FAX番号

\_\_\_\_\_

(7) E-mailアドレス

\_\_\_\_\_

4. 推薦者（正会員2名もしくは理事・会長のうち1名以上の推薦が必要）

(1) 代表推薦者氏名(自筆署名・捺印)

\_\_\_\_\_ 印

(2) 会員種別(該当するものに○をつける)      a. 正会員      b. 理事・会長

(3) 所属機関名

\_\_\_\_\_

(4) 連絡先住所

〒 \_\_\_\_\_ (都・道・府・県)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(5) 電話番号

\_\_\_\_\_

(6) FAX番号

\_\_\_\_\_

(7) E-mailアドレス

\_\_\_\_\_

(8) 連名推薦者氏名(自筆署名・捺印)

\_\_\_\_\_ 印

(9) 会員種別(該当するものに○をつける)      a. 正会員      b. 理事・会長

(10) 所属機関名

\_\_\_\_\_

\*連名推薦者が2名以上いる場合には、【別紙】に続きをご記入願います。



## 【別紙】

\*連名推薦者氏名記入欄 (連名推薦者が2名以上の場合にご利用ください)

連名推薦者氏名(自筆署名・捺印)

\_\_\_\_\_ 印

会員種別(該当するものに○をつける) a. 正会員 b. 理事・会長

所属機関名

\_\_\_\_\_

連名推薦者氏名(自筆署名・捺印)

\_\_\_\_\_ 印

会員種別(該当するものに○をつける) a. 正会員 b. 理事・会長

所属機関名

\_\_\_\_\_

連名推薦者氏名(自筆署名・捺印)

\_\_\_\_\_ 印

会員種別(該当するものに○をつける) a. 正会員 b. 理事・会長

所属機関名

\_\_\_\_\_

**「レジャー・レクリエーション研究」  
投稿募集**

**研究論文の投稿は、常時受け付けております。  
積極的にご投稿下さい。**

**編集委員会**

「レジャー・レクリエーション研究」への投稿について

投稿は、常時受け付けておりますが、審査を要するジャンルの原稿の場合には審査期間、発刊時期等を見計らって、投稿してください。積極的な投稿をお待ちしております。

投稿論文送付先

〒354-8510 埼玉県入間郡三芳町藤久保1150-1  
淑徳大学 国際コミュニケーション学部  
西田俊夫研究室内  
日本レジャー・レクリエーション学会事務局

### 日本レジャー・レクリエーション学会とは……

レジャー・レクリエーションに関するあらゆる科学的研究をなし、レジャー・レクリエーションの発展をはかり、それらの実践に寄与することを目的として昭和46年3月に設立された日本学術会議登録の学術研究団体です。学会設立までには、過去6年に渡り、「日本レクリエーション研究会」として地道な実績をかため、その基礎の上に学会として発展してきました。

いうまでもなく、現代の急激な社会変化は、レジャー・レクリエーション研究の重要性を一層増大させております。従来までの研究に加え、より広範囲で多角的な研究を推進し、人間生活の質的向上を目指しているのが、この学会の特徴です。

このようなことから、この学会は、レジャー問題、レクリエーション研究に直接たずさわる研究者、専門家はもちろんのこと、レクリエーション環境、組織、指導など実践家の総合体ともいえます。

学会では、着実にその研究の質的深化を目指しつつ、現代から将来にかけてのこの大きな人類のニーズにこたえていこうとしております。

### Japan Society of Leisure and Recreation Studies

事務局 〒354-8510 埼玉県入間郡三芳町藤久保1150-1  
 淑徳大学 国際コミュニケーション学部  
 西田俊夫研究室内  
 日本レジャー・レクリエーション学会事務局  
 TEL. 0492-74-1511(内線:2921)

郵便振替 00150-3-602353

口座名 「日本レジャー・レクリエーション学会」

### 日本レジャー・レクリエーション学会の 会員となったら……

日本レジャー・レクリエーション学会は、次の事業を行っております。メンバーとなったら、ご自分の研究や指導に役に立つと共に、レジャー・レクリエーション界に大いに貢献することができます。

●**学会大会の開催**……年一度の学会大会です。研究発表をはじめ、シンポジウムなど意見交換の機会です。

●**研究集会の開催**……年数回、研究会を開き、メンバーのニーズに合う問題を提供し、相互研究の機会を作っております。

●**学会ニュースの発行**……年2回、ニュース・レターを配布し、学会内のできごとはもちろん、広く情報を提供しております。

●**「レジャー・レクリエーション研究」の発行**……学会における研究発表、論文発表誌です。レジャー・レクリエーションにおける学問レベルの向上がこの研究誌を通して期待されています。

●**研究・調査資料の発行**……レジャー・レクリエーション問題を中心に、研究・調査資料を適宜発行します。

●**受委託研究の実施**……レジャー・レクリエーションに関する研究を学会が受委託し、チームを組んで研究を進める体制ができております。

●**情報交換**……学会員相互の研究交流を推進するために、お互いに情報をとりかわす機会をつくっております。

●**共同研究**……学会員が協力して、一つの問題に対して、あらゆる角度から研究できる機会があります。

## 編集委員会

委員長	嗟峨 寿	(筑波大学)
副委員長	田中 伸彦	(森林総合研究所)
委員	小田切毅一	(新潟医療大学)
委員	古城 建一	(大分大学)
委員	下村 彰男	(東京大学大学院)
委員	茅野 宏明	(武庫川女子大学)

## Editorial Committee

chief editor Hitoshi SAGA  
*Tsukuba University*

vice chief editor Nobuhiko TANAKA  
*Forestry and Forest Products Research Institute*

editor Kiichi Odagiri  
*Niigata University of Health and Welfare*

editor Kenichi KOJYO  
*Oita University*

editor Akio Shimomura  
*University of Tokyo*

editor Hiroaki CHINO  
*Mukogawa Women's University*

**レジャー・レクリエーション研究 第60号**  
**Journal of Leisure and Recreation Studies No. 60**

平成20年3月21日 印刷

平成20年3月31日 発行

発行者 鈴木秀雄

発行所 日本レジャー・レクリエーション学会

〒354-0041 埼玉県入間郡三芳町藤久保1150-1

淑徳大学国際コミュニケーション学部 西田俊夫

電話 (0492) 74-1511 FAX (0492) 74-1521

印刷所 前田印刷株式会社筑波支店

〒305-0033 茨城県つくば市東新井14-3

電話 (029) 851-6911

**JOURNAL**  
**of**  
**Leisure and Recreation Studies**

**No. 60**

**Original Articles**

Study on the structural feature of the landscape and evaluation of the landscape in the National Park Resort Villages

- Focusing on the evaluations of Oumi and Daisen Resort Village -

*Takashi Kaji, Masaaki Yui* ..... 1

The influence of acceptance capacity of the local culture on the community identification

- Examination of effectiveness of the community development which utilized the local culture -

*Jin Nagazumi, Mitsuhiro Sato, Keiko Matsunaga, Satoru Enomoto* ..... 15

A systematic review of randomized controlled trials concerning leisure activity and recreation

*Hiroharu Kamioka, Kiichiro Tsutani, Mie Takahashi, Takuya Honda, Shoko Moriyama,*

*Yoshiteru Mutoh, Yukiko Yamada, Mari Makishi, Hijiri Shimojima* ..... 29

A case study of the requirements for self-disclosure in relation to intimacy within contemporary Japanese society

- Triathletes in West Hiroshima prefecture -

*Yusuke Hamada* ..... 39

The research on the development of the Taiwan national park and the participation of diverse bodies to its management

*Chih-i Tu, Hijiri Shimojima, Kazuya Kurita, Megumi Aso* ..... 55

**Organized Session at the 37<sup>th</sup> JSLRS Congress** ..... 71

Regulation of JSLRS  
Information of JSLRS

**Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS)**

**Mar.2008**